

平成30年第3回定例会

(9月6日招集)

# 山都町議会会議録

平成30年9月第3回山都町議会定例会会議録目次

○9月6日（第1号）

出席議員	1
欠席議員	1
説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した事務局職員	2
開会・開議	2
日程第1 会議録署名議員の指名	2
日程第2 会期決定の件	2
日程第3 諸般の報告	2
・議長の報告	
日程第4 提案理由説明	2
日程第5 認定第1号 平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	4
日程第6 認定第2号 平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	5
日程第7 認定第3号 平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について	5
日程第8 報告第10号 平成29年度山都町財政健全化判断比率等報告書について	5
日程第9 議案第49号 町道廃止について	7
散会	8

○9月11日（第2号）

出席議員	9
欠席議員	9
説明のため出席した者の職氏名	9
職務のため出席した事務局職員	10
開議	10
日程第1 一般質問	10
13番 藤澤和生議員	10
9番 吉川美加議員	25
2番 西田由未子議員	38
1番 眞原 誠議員	52
散会	66

○9月12日（第3号）

出席議員	67
欠席議員	67
説明のため出席した者の職氏名	67
職務のため出席した事務局職員	68
開議	68
日程第1 一般質問	68
3番 中村五彦議員	68
日程第2 議案第50号 山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について	80
日程第3 議案第51号 山都町立小・中学校設置条例の一部改正について	84
日程第4 議案第52号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	85
日程第5 議案第53号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	107
日程第6 議案第54号 平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	108
日程第7 議案第55号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	110
日程第8 議案第56号 工事請負変更契約の締結について	112
日程第9 議案第57号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	117
日程第10 議案第58号 字の区域の変更について	119
日程第11 議案第59号 山都町過疎地域自立促進計画の変更について	120
日程第12 同意第3号 山都町名誉町民選定について同意を求める件	123
散会	124

#### ○9月27日（第4号）

出席議員	125
欠席議員	125
説明のため出席した者の職氏名	125
職務のため出席した事務局職員	126
開議	126
日程第1 行政報告	126
日程第2 議案第49号 町道廃止について	128
日程第3 認定第1号 平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	129
日程第4 認定第2号 平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	133

日程第5	認定第3号	平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について	133
日程第6	議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続 調査申出について	135
閉会			135

9 月 6 日（木曜日）

平成30年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年9月6日午前10時0分招集
2. 平成29年9月6日午前10時0分開会
3. 平成29年9月6日午前10時27分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第1日）（第1号）
  - 日程第1 会議録署名議員の指名
  - 日程第2 会期決定の件
  - 日程第3 諸般の報告
  - 日程第4 提案理由説明
  - 日程第5 認定第1号 平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第6 認定第2号 平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第7 認定第3号 平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について
  - 日程第8 報告第10号 平成29年度山都町財政健全化判断比率等報告書について
  - 日程第9 議案第49号 町道廃止について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副町長	岡本 哲夫
教 育 長	井手 文雄	総務課長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会計課長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福祉課長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲

農林振興課長	山本敏朗	建設課長	佐藤三己
山の都創造課長	藤原章吉	地籍調査課長	玉目秀二
学校教育課長	渡邊尚子	生涯学習課長	工藤宏二
そよう病院事務長	小屋迫厚文	監査委員	志賀美枝子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開会・開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） 皆さん、おはようございます。ただいまから平成30年第3回山都町議会定例会を開会いたします。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 会議録署名議員の指名**

○議長（工藤文範君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、会議録署名議員に、13番、藤澤和生君、1番、眞原誠君を指名します。

---

**日程第2 会期決定の件**

○議長（工藤文範君） 日程第2、会期決定の件を議題にします。

お諮りします。

本定例会の会期は本日から9月27日までの22日間にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から9月27日までの22日間に決定しました。

---

**日程第3 諸般の報告**

○議長（工藤文範君） 日程第3、諸般の報告を行います。

議長としての報告事項は、お手元に配付しているとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

---

**日程第4 提案理由説明**

○議長（工藤文範君） 日程第4、提案理由の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

○町長（梅田 穰君） おはようございます。

平成30年第3回定例会を招集しましたところ、御参集をいただき、まことにありがとうございます。

初めに、6月定例会以降の町政の動向等について御報告申し上げますが、台風21号の襲撃で大変な被害が近畿地方を中心に日本中を襲ったという報告があった途端、けさ未明にはまた北海道地方で大きな地震が発生しております。まだ詳細についてはわかりませんが、大変な被害になるんじゃないかろうかと思っておるところであります。

そうした中、ことしにつきましては、梅雨明けとともに全国各地で猛暑の連続でありました。熱中症による緊急搬送が急増したと大変な事態でありました。そしてまた7月には西日本大豪雨が発生をいたしました。220名を超えるとうい生命が奪われ、多くの被害が出て、今、復旧に取り組んでおるところでございますが、大変、我々の日本列島は災害の多い国土であります。いかなるときにも準備を怠ってはならないという思いであります。

そうした中で、その被災後の調査では、気象庁が発表します気象情報や我々自治体が呼びかけます避難情報等が、住民の危機意識や実際の避難行動に結びついていないという先般の新聞、テレビの報道があったところであります。今後も台風襲来等が予想されます。私たち行政としましても、町民の皆様におかれまして、今一度命を守る行動について日ごろから準備をお願いしたいという思いであります。

また、熊本地震等の影響で中止されておりました上益城郡消防操法大会が4年ぶりに開催されました。本町から4隊が出場いただき、日ごろの訓練の成果を十分に発揮していただきました。特にポンプ車操法におきましては、県大会出場と優秀な成績をおさめました。また、先般行われました県大会でも、大変優秀な成績だったと報告を受けたところでございますが、消防団員の皆さんのたゆまぬ努力はもとより、家族や地域の皆さんの御理解と御支援の賜物と心から深く敬意と感謝を申し上げたいという思いであります。

また、夏休み中でしたが、小中学生の皆さんもいろんなスポーツ大会に頑張ってくださいました。剣道や陸上競技など全国大会へ出場を果たされました。これからの成長を期待をするところでございます。

また、インドネシアで開催されましたアジア大会におきましても、女子サッカー日本代表の一員として本町の出身の國武愛美さんが金メダルを獲得されたということでございます。今後とも活躍を期待をし、応援もしていきたいという思いであります。

また、けさ我が手元に来ましたが、アジア大会の後に行われますアジアパラ競技大会に清和支所の職員であります藤嶋大輔君が陸上競技に出場します。大変我々町民としても、これまた誇りであるという思いでありますので、町民の皆さんの一層の御支援、御協力をお願いしたいという思いでおるところでございます。

そうした中、先般来、馬見原地区で火伏地蔵祭そしてまた矢部地区で八朔祭が、町内外から多くの観光客、来場者の方々に来場していただきまして、盛大なうちに開催をすることができました。伝統ある二つの祭りが、本当に地域の方々が昼夜を問わず、特につくりものにつきましては制作をしていただきながら、多くの観光客の方々に技のすばらしさを見せていただいたなという



思いでおるところでございます。

そんな中、多くのカメラマンの方々が来ておられました。福岡であったり、九州、熊本県内外からというような方々でございまして、この方々にこのような祭りの発信を今後ともしていただければという思いであります。特に、八朔祭につきましては、来年全国放送されるということでありまして、先般来、取材が続いておるということでもあります。今月29日にはRKKの放送で放映をされるということでございますので、皆さんにもまたおつなぎをしながらしていきたいという思いでおるところでございます。

そして、町政におきましては、若者向け住宅分譲地の工事が始まりました。今後、分譲開始に向けて準備を整えてまいります。これから若者世代の家が建ち、地域の活性化につながっていくことを期待しています。また、旧白糸事業所跡の有効活用としてサテライトオフィス誘致に伴う整備につきましては、今議会に補正予算として提案しております。また、先般実施をいたしました山都町に移住された方々や進出をいただいた企業の方々の懇談では、改めて町の可能性などについて御意見をいただくことができました。今後も地域に根差した企業活動により、町の活性化に貢献していただくことを期待しております。今後も豊かなまちづくりに邁進していきますので、町民の皆さんの御理解と御支援を賜りますようお願いを申し上げます。

次に、今定例会に提案しております議案について説明いたします。

今回の定例会に提出する議案は16件で、認定3件、報告1件、条例2件、補正予算4件、その他6件です。

認定第1号から第3号は、平成29年度山都町一般会計、特別会計、事業会計の歳入歳出決算の認定に関するものです。

報告第10号は、山都町財政健全化判断比率等の報告です。

議案第49号は、町道の廃止について。

議案第50号と第51号は、それぞれ必要な条例の一部を改正するものです。

議案第52号から第55号は、平成30年度における一般会計と特別会計の補正予算に関するものです。

議案第56号は、通潤橋修復工事の契約変更について。

議案第57号は、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部改正について。

議案第58号は、字の区域の変更について。

議案第59号は、山都町過疎地域自立促進計画の変更について、それぞれ提案するものです。

同意第3号は、山都町名誉町民の選定について、同意を求めるものです。

以上、提案理由について説明をいたしました。

詳細については、担当課長から説明をさせますので、適切な決定をいただきますようお願いをいたしまして、報告とします。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 提案理由の説明が終わりました。

---

## 日程第5 認定第1号 平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

**日程第6 認定第2号 平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について**

**日程第7 認定第3号 平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について**

**日程第8 報告第10号 平成29年度山都町財政健全化判断比率等報告書について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、認定第1号「平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」、日程第6、認定第2号「平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」、日程第7、認定第3号「平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について」及び日程第8、報告第10号「平成29年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」を一括議題とします。

認定第1号、認定第2号及び認定第3号の執行部の説明については省略します。

報告第10号の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** おはようございます。それでは、報告第10号、平成29年度山都町財政健全化判断比率等報告書について説明をいたします。

この財政健全化判断比率につきましては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、地方公共団体の財政運営の健全性が確保されているか否かを判断・分析し、これらの状況を踏まえて、早期の是正措置などを講ずる必要があるかないかということにつきまして見る指標でございます。

次のページから内容を説明いたしたいと思えます。

1、健全化判断比率でございます。上段の指標について簡単に説明いたします。左から説明を申し上げます。実質赤字比率、これは地方公共団体の一般会計の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示すものでございます。

次の連結実質赤字比率は、一般会計や特別会計を含みます全ての会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体としての運営の深刻度を示すものでございます。

この二つの比率は、赤字となった場合のみに数値としてあらわされますので、本年度における平成29年度決算はいずれも黒字でございますので、横棒のバーと表記なっております。

次に、実質公債費比率です。起債など借入金の返済額及びこれに準じます額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示すものでございます。平成29年度は5.9%となりました。前年度の比率は6.3%でしたので0.4ポイントの減少となりました。これは元利償還金の減少が主な要因となります。

最後に、将来負担比率です。一般会計の借入金や、今後、支払っていく可能性があります負担額などについて現時点での残高の程度を指標化し、将来、財政を圧迫する可能性が高いかどうかを示すものでございます。平成29年度は35.7%です。前年度は47.7%でしたので、12ポイント減少しています。地方債残高の減少と退職負担手当見込み額の減少が主な要因でございます。

中段をお願いします。

ただいま説明しました四つの指標に対する段階別の基準を定めたものでございます。

地方公共団体は、健全化判断比率により、それぞれ、健全段階、それから早期健全化段階、財政再生段階の三つの段階に区分されております。四つの健全化判断比率のいずれかが早期健全化基準以上になりますと、財政健全化計画の策定や外部監査の要求の義務化をされ、自主的な改善努力による財政健全化を図らなければなりません。

また、将来負担比率を除いた三つの比率のうち、一つでも財政再生基準以上になりますと、さらに、起債の制限や財務大臣との財政計画の協議など、国による関与が強まるものでございます。

これらに照らしまして本町の指標を改めて見ますと、いずれも基準を下回っておりますので、健全段階とすることができます。しかしながら、地方交付税の段階的な縮減ですとか、あるいは補助事業等の縮小など、財政運営に大きな影響を及ぼす要因があります。今後とも財源の確保と効率的で持続的な行政運営にふだんの見直しを行っていく必要があると思っております。

次に、2の資金不足比率です。これにつきましては、公営企業会計の資金不足を料金収入等との比較を行いまして指標化し、経営状況の深刻度を示すものでございますが、平成29年度はいずれの会計につきましても資金不足はございませんので、数値の比率表が横バー表記となっております。

以上、平成29年度決算に基づき算定しました数値で、報告書の説明を終わらせていただきます。

**○議長（工藤文範君）** 報告第10号「平成29年度山都町財政健全化判断比率等報告書について」は、説明が終わりましたので報告済みといたします。

監査委員から、認定第1号、認定第2号、認定第3号及び報告第10号について決算審査意見書が提出されております。

ただいまから決算審査意見書の報告を求めます。

代表監査委員、志賀美枝子君。

**○監査委員（志賀美枝子君）** おはようございます。それでは、平成29年度の山都町会計に係る決算審査報告を行います。

地方自治法第233条第2項の規定により、町長から平成29年度の山都町一般会計、六つの特別会計並びに水道事業会計、病院事業会計の決算について、審査を付されました。

7月19日から8月1日までの間、関係書類の点検を初め、関係各課からの聞き取りを行うなどの方法により、審査を実施しました。その結果、各会計について計算に過誤は見られず、支出命令等に符合し、収支は適法であることを認めました。また、財政健全化判断比率等の状況についても良好な状態にあることを認めました。なお、審査の詳細につきましては、お手元に配付してあります決算審査意見書にて御確認いただきますようお願いいたします。

さて、本町は、一般財源の大半を普通交付税に依存しています。御承知のとおり、普通交付税は段階的に縮減され、また人口の減少とも相まって、年々厳しい行財政運営を強いられているところです。特に、代表的な自主財源である町税や使用料等の歳入に着目しますと、平成29年度の一般会計及び特別会計の町の損失として計上した不納欠損の額は2,800万円にも上ります。中でも国民健康保険税1,100万円、保育料580万円、固定資産税440万円、介護保険料310万円が主なものです。この中に不作為による消滅時効の完成によるもの等がなかったのか、改めて点検を行い、

債権の執行、管理保全について万全を期していただきたい。

また、歳出の面においては、さらなる事務事業の見直しや効率化、各種施策の優先順位の選択などにより、厳しい財政状況への対応と将来にわたる健全な行財政運営の基盤づくりに取り組んでいただきたいと存じます。

少子高齢化や人口減少が続く中、町政に対するニーズはますます高度化、多様化し、切実なものとなっています。これらに対し、町政が的確かつ迅速に応えられるよう期待を申し上げ、決算審査の報告を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 決算審査意見書の報告が終わりました。監査委員におかれましては、長期にわたる決算審査、大変御苦労さまでございました。

お諮りします。

認定第1号「平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」は総務常任委員会に付託し、各常任委員会と連合して審査することにしたいと思えます。認定第2号「平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、経済建設常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。認定第3号「平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、厚生常任委員会に付託して審査することにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。したがって、認定第1号、認定第2号及び認定第3号については、各常任委員会に付託して会期中の審査を行うことに決定しました。

---

## 日程第9 議案第49号 町道廃止について

**○議長（工藤文範君）** 日程第9、議案第49号「町道廃止について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** おはようございます。それでは、議案第49号について説明させていただきます。

町道廃止について。本町は、別紙の路線を町道として廃止する。

平成30年9月6日提出、山都町長。

提案理由。町道の路線を廃止するには、道路法第10条第3項の規定により、議会の議決を経る必要があります。これが、この議案を提案する理由です。

次のページをお願いします。

廃止検討路線。路線名、目串線。起点、山都町馬見原字堀口、終点、山都町馬見原字目串、延長1,020メートルです。

検討の理由は、機能喪失及び地元要望に伴う廃止を検討とするものでございます。以前、この路線の終点付近に養鶏場がありまして、住宅も併設されていたことから、町道として管理してきましたけれども、すでにこの養鶏場も撤退されております。また、地域の関係受益者の方から地

元のほうで管理していきたいという申し出がありましたので、今回廃止を検討するものでございます。

めくっていただいて、次のページが位置図になります。五ヶ瀬町との町界の付近になります。

次のページがゼンリンで示した地図でございます。1,020メートルです。

次のページが航空写真で示したものです。起点側の右下が国道218号で右側方向に五ヶ瀬町へ向かいます。

めくっていただいて、写真になります。起点付近の写真でございます。次のページが中間地点の写真になります。それから、最後のページが終点の写真になります。

以上です。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第49号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

お諮りします。

本案は、経済建設常任委員会に付託して、会期中の審査を行うことにしたいと思えます。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。したがって、議案第49号「町道廃止について」は経済建設常任委員会に付託して、会期中の審査を行うことに決定しました。

以上で本日の日程は全部終了しました。

一般質問の通告の届け出は、本日午後2時までにはお願いします。

本日はこれで散会をいたします。

---

散会 午前10時27分

9 月 11 日（火曜日）

平成30年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年9月6日午前10時0分招集
2. 平成30年9月11日午前10時0分開議
3. 平成30年9月11日午後3時07分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第6日）（第2号）

日程第1 一般質問

- 13番 藤澤和生議員
- 9番 吉川美加議員
- 2番 西田由未子議員
- 1番 眞原 誠議員

- 
7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

- |           |           |           |
|-----------|-----------|-----------|
| 1番 眞原 誠   | 2番 西田 由未子 | 3番 中村 五彦  |
| 4番 矢仁田 秀典 | 5番 興 梶 誠  | 6番 藤川 多美  |
| 7番 甲斐 重昭  | 8番 飯開 政俊  | 9番 吉川 美加  |
| 10番 藤原 秀幸 | 11番 後藤 壽廣 | 12番 藤川 憲治 |
| 13番 藤澤 和生 | 14番 工藤 文範 |           |

- 
8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

- 
9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

- |          |        |         |        |
|----------|--------|---------|--------|
| 町 長      | 梅田 穰   | 副 町 長   | 岡本 哲夫  |
| 教 育 長    | 井手 文雄  | 総 務 課 長 | 荒木 敏久  |
| 清和支所長    | 渡辺 八千代 | 蘇陽支所長   | 橋本 由紀夫 |
| 会 計 課 長  | 藤島 精吾  | 企画政策課長  | 藤原 千春  |
| 税務住民課長   | 田中 耕治  | 健康ほけん課長 | 山本 祐一  |
| 福 祉 課 長  | 坂口 広範  | 環境水道課長  | 増田 公憲  |
| 農林振興課長   | 山本 敏朗  | 建 設 課 長 | 佐藤 三己  |
| 山の都創造課長  | 藤原 章吉  | 地籍調査課長  | 玉目 秀二  |
| 学校教育課長   | 渡邊 尚子  | 生涯学習課長  | 工藤 宏二  |
| そよう病院事務長 | 小屋迫 厚文 |         |        |

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒方 功 外2名

---

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 一般質問

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

5人の方から質問の通告がっておりますので、本日4人、あす一人としたいと思います。

順番に発言を許します。

13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 皆さんおはようございます。13番議員の藤澤和生でございます。9月定例会最初の一般質問者でございます。よろしくお願いいたします。

この二、三日、朝晩は非常にしのぎやすくなりまして、夏秋野菜農家あたりも非常に成績もいいということで、私たちも安心をしているところでございます。ことしの夏は、非常に厳しい夏でありました。昨年9月も、私、一般質問をさせていただいたんですけども、そのときも同じようなことを言うた記憶がございますが、ことしは猛暑とか酷暑とかいろいろ呼び方があるなと思って感心しておりましたけれども、ことしは埼玉県の、あそこは何だったですかね、熊谷市でことしの最高気温を更新したということが載っておりますけれども41.1度ですか、常に高い数字だったと思いますし、四国の四万十市がその前41度だったということが新聞に載っておりました。

それで、私も41度というのはどのぐらいの温度かと思ひまして、今ハウスを持っているものですから、葉物野菜をとるもんですから、ハウス内でどのぐらいの温度になるかと思ってちょっと温度計をはかってみましたら、私の場合は単棟ハウスをですので入り口と一番奥のほうは風が通るようにしております。横のサイドを1メートルぐらいあけておりますけれども、虫が入らんと防虫ネットをかけておりますもんですから、非常に風通りが悪いということで、能天下の中、日が当たるところではかりましたところ45度から6度あります。葉物野菜は暑いのはなかなかしわっとしなだるもんですから、遮光幕というのをかけます。まず85%から90%幕を張りますけれども、これを2枚かけてその下ではかりましたところ、やはり38度から39度、非常に暑いなという感じがいたしました。ことしはさすがにうちの家内と「これは病気をせんごつせないかんばい」って、もし病気でんしたら身もふたもないなというような感じがいたしました。

そういうことで、非常に毎年毎年こういう暑い日が続いておりますけれども、また、来年もこういう日が続くのではなからうかと思うと、こら世界的なレベルで何とか考えないかんとかじゃなからうか思いますし、ただ、中国とかアメリカあたりがそんなんじゃなかけんですね、なかなかその辺が難しいような気がいたします。



それとまた、去年は災害がたくさん起きましたですね。まず集中豪雨、西日本、それに台風被害、それでまた最近になると北海道の地震ということで非常に災害が毎年毎年続いております。災害に遭われた方々は、一刻も早い復旧を待ちたいと思いますし、亡くなった方には御冥福をお祈りしたいと思います。なかなか毎年災害が減りませんし、山都町でこういう大きな災害があったならどうだろうかというような気もいたします。今までも防災対策ということでいろいろ質問をさせていただいてるんですけど、果たしてそこら辺のがずっと生きていくのかということを見ると、ちょっとその辺も疑問に思うこともございます。

それでは、発言台のほうから一般質問をさせていただきます。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** まず初めに、合併特例債のことについてお伺いをさせていただきますが、これはもう既に終わってしまった事案だろうというふうに考えておりましたのですけれども、この前、新聞報道で合併特例債5年間延長というようなことで新聞に掲載されましたけれども、その新聞を抜粋してきましたので読みますと「発行期限を5年延長する改正特別法が全会一致で参議院で可決成立した」と。「2006年3月までに合併した市町村が対象。熊本県内の延長を対象は15市町村」というのが書いてございました。

熊本県の中で15市町村あるんですけども、山都町は過疎債を利用できるとして前回延長時に申請を見送ったと。前回にもう見送ってあるわけですね。で、今回はもう対象にはならなかったということだろうと思いますが、また後で合併特例債についていろいろお聞きしますけれども、合併した自治体にしかこの合併特例債の適用はないわけですよ。そうすると、いろいろ条件もあると思いますけど、このあたりをよその自治体は非常に利用して活用してございます。これがどういう形で活用できて、これが活性化につながったということが一つ疑問なところもありますけれども、活用方法にもいろいろあるかと思えますけれども、合併特例債とはどういうものであったのか、総務課長、ひとつその辺のことをお知らせ願いたいと思いますし、これは、私、ある飲み会の場で、この新聞を見た人が「山都町はよっぽど金があつただろう」と「何で延長さっさんとかな」という話が出ましたもんですから、私が一概にいらんことを言うとまた大事になるけんですね、私が一般質問をしますので、そこでじっくり聞いていただきたいというようなことで今回上げましたので、その辺のことを踏まえてよろしくお願ひしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** おはようございます。藤澤議員の御質問にお答えしたいと思います。まず、合併特例債とはというお尋ねでございましたので御説明を申し上げたいと思います。

いわゆる平成の大合併ということで、日本全国市町村が誕生したわけですが、その新しい地方公共団体ができるときに、一体制のある速やかな確立、例えば道路整備とかそういったもの、あるいは旧町村が均衡ある発展、いろいろな施設の統廃合とかということで、そのために新しい町において公共施設等の総合整備を行うために、その当時、新町建設計画というものに位置づけられた事業の経費に充てることの地方債ということで、まさしく名のとおり特例の起債でございます。合併年度及びこれに続く10年間とされておりましたので、山都町では平成26年度まで

という期間がございました。

次に、町への事業の活用というお尋ねがございましたので、山都町におきましては、道路網の整備につきまして約1億4,000万円、それから、矢部小学校区プールにおきまして6,300万円、それから、新庁舎建設事業に約2億9,000万、あわせまして4億9,590万円を起債しているという状況でございます。

それから、期限の延長というお尋ねもあったと思いますが、当時、平成25年度以降、合併特例債の活用を考えた大型の事業は見込まれなかったというのが延長しなかったという状況にあると思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。総計しますと4億9,000万ですかね、総額5億弱の合併特例債を活用しとるとということだと思いますけれども、これ、合併特例債はどのくらい活用できるかというようなことをですね、これも新聞に載ったんですけど、当時、山都町は100億円というようなことが載ってりましたので、私、ちょっと調べてみました。どういう計算になっとなつていてということで調べましたら、これは平成12年の国勢調査によって、人口、いろいろありますけど、それと合併する自治体の数、いろいろな計算で計算方式があるそうでございます。それで最終的には山都町は90億円可能ですよということらしいです、この辺はですね。

私も90億円というようなことを聞いてから、先ほど出ました5億円というような話になったんですけど、もうちょっとこれを活用する場所とか機会はなかったかということをおもいましたものですから。いろいろと今は何にしても金がないと、予算が予算化できないという話もよく聞きますし、そのあたりもう少し、一私も90億円だから誰も90億円使えって意味じゃないですよ、幾らでも、5億円なら、例えば、私たちが議員になった当時は、文化ホールあたりも考えないかなつちゅう話も上がっておりました、正直言って。3町村合併して文化ホールもなかつかいというような話もあったことは事実でございます。それとまた体育館ということもございましたものですから、前々から文化ホールは無理にしても、中央体育館ぐらい前々から計画もあったけんしとらないかんですよ、実際言うと。そのときならば、こういうのを一つでも活用でけんだつたのかという思いがあるわけなんですよ。

いつもだったら、地方債の過疎債とかよく言われます。言われますけれども、合併特例債と掛け合わせるなら選択肢が広いじゃないですか。いわば辺地債は別にして過疎債といっても、過疎債も日本全国過疎の地が多かですけん、過疎債ちゅうのを活用するのは非常に多いと思うんですよ。それで、それがまともにくるかもまたいろいろ審査があったり、100%くるとは限らんじゃないですか。それならば、合併特例債は充当率は悪かけれども、その辺は多少なりとも使えんかちゅう意味で私は今質問しとるんですけどね、これを。終わった話ですけど、この前、前総務課長も充当率ということを言われました。これ合併特例債の起債対象事業費の95%が充当率と、そうですね。そうすると、過疎債あたりは充当率が100%ですよ。そこで幾分の差はございますけれども、私が思うのには、そのところはいろいろ、何ちゅうですか、選択する余地がいろいろあつ

たんじゃなかろうかという思いがありましたもんですから、ここに上げさせていただいたんですけど、いかがですかその辺は。お聞きになって、前のことをいろいろ過疎債があるからというように言われました。

それと一つは、合併当時、非常に負債を抱えとったと。百七、八十億円ですかね。今回の監査委員さんのあれではもう100を切っとるって、88億だったですかね。そういうことで、随分減っております。それは私は認めておる、すばらしいことだろうと思いますけれども、毎年、毎年ずっと下がってきよるですね、実質公債費率あたりは。それは見事だと思いますけれども、それにしても活性化につながったかと。全然つながとらんような気のするとですよ。いろいろ10年間の計画がこの間いろいろありましたけれども、そこいらが一つもつながっていない。いよいよ新町長になってからそこら辺が動き出した。そういう状況だと思うんですね。その辺を、今、総務課長としてはどういうお考えですかね。その辺ばちょっと聞かせてください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。

平成26年度当時のいわゆる町の普通会計のいわゆる借金残高といいますか、起債残高としましては97億ほどございました。29年度末で88億というところではございましたが、やはり当時としては100億近く。その他の会計を含めまして全体会計から申しますと135億あったということで、起債残高も多いので、やはり起債の抑制も検討されたかなというふうに思いますし、当時の町債の借入方針としましては、交付税措置が有利になるということで、今、議員がおっしゃいましたとおり、充当率、あるいは交付税措置というところで辺地債、あるいは過疎債を優先してきたところでございます。

大型事業につきましても、大まかな構想があったかなというふうに思いますが、具体的な話まで出ておりませんでしたので、その当時の判断としては、合併特例債を活用した事業には充てなかったということで理解をしております。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 他の市町村と比べるとはいかがだと思いますけれども、阿蘇市あたりは大体120億ぐらい可能だったらいいですけども、五十何%ぐらいは消化しとるちゅう話を聞きますと、非常によそはそういう格好で利用しとるなという気がいたしますし、私は基本的には、国は合併したならば何らかの形で金も要ろうたいと。それなら合併特例債を使うてくれって、私はあめだろろうと思うんですよ。それをもう少し使わん手はなかったんじゃなかろうかという気がいたします。よく考えるとそういう思いです。

もう終わりましたけれど、何かくすぶってる、私の中でもくすぶったことがございましたものですから、今回上げさせていただいたんですけども、それと今度、体育あたりも建設の構想が始まっておりますよね。この場合は、恐らく、今、財政調整基金が5億5,000万か、それか、今、7億ぐらいになつとるかもしれないですけども、やっぱり体育館を建設するには二十数億のお金が必要だろうと思いますけれども、ここらあたりはどういう考えですかね、何を御使用になろうという気持ちなのか、その辺は。過疎債ですかね、地方債がいろいろあろうかと思えますけ

ど、私は過疎債とか辺地債ぐらいしか認識がないけんですね、その辺はどうでしょうか。その辺もおわかりになったらお答えください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたしたいと思います。総合体育館の建設も予定されております。多額の予算になりますので、まずは補助事業を、今、探しているというようなところでございます。木材利用関係等々の補助事業があると聞いておりますので、それに該当するかどうかということで、今現在進めているところでございます。

それから、補助事業の残りということでございますので、今、議員御指摘ありましたとおり、やはり過疎債を予定するということもありますし、基金として公共施設の整備基金がございましてその利用ということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。いずれにしても、いろいろ金がかかるのは目に見えているわけでございます。合併特例債に関して、副町長は県におられましたので、副町長の立場からするとはなかなか難しいと思いますけれど、個人的な考えではいかがですかね、合併特例債を踏まえてどういうお考えをお持ちなのかお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 合併特例債は非常に交付税措置があつて有利な起債であります。ですから、過疎債が使えない都市部の市町村、市域が多いんですけれど、では非常に有利な起債として活用されております。

本町の場合は過疎債が使えたと。特例債と同様の財政措置がありますので、そちらを優先して使つたということがありますし、当時は、とにかく合併して非常に借入金が多かつたということで、まずそれを縮小するというところに主眼が置かれたので、極力不要不急な投資は控えたというのがあると思います。

聞くとところによりますと、合併時に特例債を使って箱物を多くつくつたところは、維持管理に現在苦労しているということを聞いています。特例債はあくまで建設費、初期経費でございますが、その後の維持費については措置がありませんので、そういったところも勘案しながらやっていく必要が、当時としてはあつたんだろうというふうに考えています。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。最後に町長のお考えをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、総務課長、副町長からありましたように、合併後の特例債の使い方については、議会でもいろいろな議論があつた中での決定だったという思いであります。

今後につきましては、もう今後のことを言います。先ほど藤澤議員からもありましたように、いろいろな計画も実動に移したいという思いでありますので、その分については、もう合併特例債は使うわけにはいかないわけでございますので、いろいろな補助事業であつたり、また起債については先ほど副町長からあつたような形になろうかなという思いでございますが、これにつま

しても、いろいろな皆さんの意見を聞きながら、やはり財政の状況等、本当に合併後100億円近い借金が減った今の状況、本当に皆さんを含め、町民の皆さん、また執行部の皆さん方の本当に血のにじむような努力のおかげで今の状態になつたんじゃないかなという思いであります。

しかしながら、すべき仕事は借金をしても起債を起こしてもするのが行政だという思いでありますので、今後につきましては、今までの経験も踏まえながら進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。リスクはある程度のことはしょってでも、何事も前に進まとなかなか活性化あたりにもつながらんと私も考えます。農業しとる人間もそうですよ。ある程度農業機械を更新したりいろいろな機械を入れて、借金してでもそういうことを導入して前に進まな進まんわけです、実際に言うて。朝早くから夜遅くまで働いて、それかといって働いた分の収入にはならんともたくさんございます。少しでも仕事あたりを緩和するためには、農業機械等の更新あたりも必要でありますし、そのあたりも買わないかん。そうなればやっぱある程度のリスクはしょって前向きに考えて続けられないかんと皆さんもお持ち方がたくさんおられるかと思ひます。そういうことで、今後ともいろいろ難しい面もあろうかと思ひますけど、職員さん一同頑張っていたきたいと思ひます。

それでは次にまいりたいと思ひます。

2番目に廃校後の財産管理についてということでお尋ねをさせていただきたいと思ひますが、学校林の行方と今後についてということで上げております。

平成17年の2月に3町が合併しましたですよね。それから、廃校になって統合したところが随分ございました。私もいちいちそこまで頭がないんですけれども、旧矢部あたりでも、恐らく小学が10校以上あったと思ひますけれども、そのあたりも非常に少なくなりましたですね。清和あたりも減りました。蘇陽もしかりですよね。その後、いろいろ話もあったんですけれども、いろいろ統合して廃校になったところの学校林がどうなつたのか。私が思ひますのは三つあると思ひますよね。現状のまま、そのまま残つとるもんか、統合したところに持って行かれたのか。もしくはそのとき、閉校になったときに処分してあるのか、そういうこともある程度役場あたりは、教育委員会あたりも把握はしとるとが本当じゃなかろうかと思ひましたので、今回取り上げましたけれども、どうですかね、そのあたり。土地もあるし立木だけでも処分したというところもありましようしですね。そのままの状態のところもありましようし、できましたら閉校をしたところの学校林は、備品あたりは恐らく総務課の管轄になるとかようわかりませんけれども、学校林あたりはまだ教育委員会じゃなかろうかと思ひましたもんですから上げましたんですけれども、教育長にと思ひましたけれども、教育長はまだ最近ですので、できましたら学校教育課長にお願いしたいと思ひます。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 学校林につきましてお答えしていきたいと思ひます。

大まかに言いますと、廃校後、統合された学校へ私どものほうでは引き継ぎがなされていると理解しておりますが、中には統合をする前に処分されたところもございます。把握している状況

と学校の管理状況を再度確認しまして、管理整備を行っていきたいと考えます。

例えば、今の中で、学校として台帳管理もきちんとできている学校と、なかなか前の分の引き継ぎができていない学校というふうにあるかと思しますので、教育委員会のほうとしても。実際今10年たちまして、きちんと管理していかなければいけないところではございますが、その管理の程度にも差があると認識しておりますので、そのところの調査を図っていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。できましたら、どこの学校はこうこうてな格好で、何か一覧表あたりをつくられたなら、各議員さんにいただければと思いますので、そのよろしいですかね、その辺は。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** そういう台帳整理をいたしまして示していければと思いますので、しばらくお時間をいただければと考えます。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。それについては調べられて最終報告でよろしいですので、またいつの機会か議員さんに報告をしていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

次にまいりたいと思います。3番目の農林振興についてお尋ねをさせていただきたいと思ます。

いろいろ会合とかありますと、いろいろな方々と話す機会をいただいておりますけれども、最終的には、私ども農業人ですので、農林振興というようなことでいろいろ頭に浮かぶものがございまして、新しい方々が、この土地に来て農業されとるといようなことを聞くと、非常に私どもはうれしく思うわけでございます。

それで、まず初めに、新規就農者の状況と定着率とはということでここに掲げておりますけれども、聞くとところによれば、就農されたけれども、もうもてんか何かの理由で、もうやめとられるといようなところの話も聞きましたものですから、その辺の定着率を含めて、どういうものかお尋ねをさせていただきたいと思ます。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、ただいまの御質問にお答えいたします。まず、本町におけます新規就農者の状況でございますけれども、平成23年度からの数値について把握をしております。平成30年の3月末までの状況でございますけれども、親元就農やUターン就農、また新規参入での就農とそれぞれ就農の形態はございますけれども、これまで97名の方が山都町のほうに帰られて就農されております。そのうち、議員がおっしゃられましたとおり、転出、またはいろいろな事情で地元におられますけれども就農をやめられた方というのがこれまで7名おられます。定着率としましては93%の定着率となっております。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 97名の中の7名が、いわば離脱されたということですが、その原因はいろいろ、どういうあれですかね。家庭的とか健康的とか、いろいろ初めて来られたら農業は非常にきついからというようなことでやめられた方もおられるんですか。その辺はいかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** 就農をやめたられ方の原因につきましては、一つは家庭的な事情等もございます。もう一つはやっぱり入ってきて自分が思った作物ができなかったということで、また新たな仕事に就いて定職を求められていたという方が主な原因かなというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 農業をするということは、非常に簡単なことではないんですよね、実際に言うとはですね。勤められた方々が定年退職をされまして、菜園をつくられると。しかしなかなかうまくいかないと、いろいろ相談を受けますけど、それだけやっぱり難しいし厳しいわけなんですよ。

先ほどもお話がございましたように、技術面なことであってできなかった、作物がちゃんとしたのができなかったというののアフターは何か農協さんとか何かと相談されて、あとのケアはされたのか、その辺はいかがですかね。もうだめならしょうがないというような格好のものだったのか、その辺をちょっとお聞かせいただきたい。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それではお答えいたします。原因としましては、ひとつは有機をやろうということに入ってこられましたけれども、やっぱり病害だったり虫だったりということで、それなりの収入が挙げられなかったということも原因があるかと思えます。それから、指導につきましては、県の普及指導であったりJAの営農指導員ともいろいろな指導はやっておりますけれども、そういう原因でやめられた方がおられるということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。この新規就農者の方々には、ある程度の助成をされていますよね、金額的に。ここら辺はどうなっているんですかね。そのやめられた方というのは、1年間ずっと区切りがあると思えますけれども、どのような状態で金額的にされたのか、その辺をわかる範囲でお答えいただければと思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** お答えいたします。先ほど申しました97名の方につきましては、補助金の対象外の方も入っております。国の支援を受けて就農された方に限って申し上げますと、これまで54組で、夫婦も入れまして70名の方が新規就農として入られております。現在、2名の方が同じ家庭的な事情であったり転職されたということで2名の方が離農されておりますので、そちらにつきましては97%の就農ということになっております。

なお、平成30年度の現在の状況でございますけれども、これまで親元就農であったりUターン就農、また新規参入ということで、15名の方がおられますけれども、現在そのうちの4名の方が

地元でしっかりやっていこうということで昨日までに家族経営協定を結ばれて、将来地域の農業を担っていく方ということで頑張っていてもらえると思っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。やっぱり新規に来られた方も悩みもいろいろあるかと思えますけれど、ぜひそこらあたりは相談に乗っていただいている、移住して山都町で土地を耕して生活ができるような状態をぜひつくっていただければと思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思ひます。

次に、まいりたいと思ひます。

先ほどもちょっと話が出ましたけれども、有機専門ちゅう格好で店の開設ば考えられないかというようなことを掲げておりますが、山都町は以前から非常に有機、全国でナンバーワンの町というようなことも掲げてありましたこともございました。今、ちょっとその辺が変わっておりますけど、こっちに来られた方々の話を聞きますと、何で山都町ですかと言うと、有機が非常に盛んというようなことを聞きましたものですから、いろいろ読みましたからというようなことで就農されとると思ひますが、私も有機の栽培をしておりますけれども非常に苦勞しております。

今時期は、先ほど前段で申しましたけれども、遮光幕の下に防虫ネットしておりますけれど、虫が入ってきて、虫の穴が開いたら全滅したのが幾つもあります。そういう格好で非常に有機というのは難しいんですけれども、少しでもそこらあたりの差別というんですか、価格を少しでも上げるためにはまあやったがよかろうという格好で、ずっと私も十数年間有機農業をさせていただいておるんですけど、やっぱり誰でも言われるけれども、「山都町の店にいろいろ寄ったけれども、有機の店ちゅうのはなかですね」っていういろいろ聞きます。ただ、この辺をつくるにはなかなか難しいかと思ひますが、そのあたりは町としてどういうお考えなのか。既存の野菜もたくさんございますし、そこらあたりを置くところ、陳列するところもなかなか難しいような気がいたしますし、町としてのお考えはどうなのかも、町長いかがですかその辺お考えは。農業人としてどういうお考えかをお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 有機農業の農産物の直売店というようなことでございますが、これにつきましては、先般も若手の農業者の方から直売店という具体的な話もいただいたところでありますし、高速道路を見据えた中での、今回、北中島まででございますが、もう矢部までも近い時期だと思ひます。取りつけ道路も、今、工事が始まったというようなことでございますので、その出口等々に、先般も甲斐議員からもあったと思ひしておりますが、有機農産物のみならず、山都の農産物をと、差別、売り場を分ければいわけでございますので、県内外から本当に山都の有機の物を欲しいという方がたくさんおられると思ひしております。

今、作付をしていただいております。また、有機農業者の方々は、ほとんど県内はもとより、いろいろな方々とのつながりの中で直接販売、農協であったり会社であったりグループであったりでされとると思ひしておりますので、山都町で有機農業の農産物の流通がなかなかしていないのは、



今、藤澤議員御指摘のとおりだという思いでありますので、今後につきましては、そのような形の中で早急に検討してまいりたいという思いであります。

これにつきましては、また生産者の方々、JAの方々とも協議をしていかななくてはいけないという思いでありますので、これについては智恵をかしていただきながら進めてまいりたいという思いであります。

後で、また数字的には課長のほうからあろうかと思っておりますが、夕べも福岡のほうから有機農業をしたいという青年がおるからという形の中で、きょう役場のほうにも相談に見られたようでございますが、そういう方がたくさんおられます。この方々の農産物——有機農産物をいかにして販売してやるかが経営の安定につながるんじゃないかと思っておりますので、そのような取り組みをしていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 大変前向きなお考えで、本当に進めていただければなと思っておりますし、この前、起業家の人たちと懇談会がございましたんですけど、そんな中でも、あるところの人が有機農業の直売店のことを考えて私も思っておりますというようなお話でございました。ただ、するにしても、ある程度の資金がかかるんじゃないかならうかと思っておりますので、そういう立ち上げがあったなら、ぜひ町のほうも協力をしていただくなれば、少しでも有機農業の発展にもつながりませんか思います。

有機農業も県によって非常に格差がございます。東京あたりは、私どもも有機農業をしておりますけれども、JASマークを張って出しておりません。東京近郊はそこら辺はあんまり好まんです。一番好むのは福岡です。ここが一番やかましかです。ちょっとでもなったらいろいろありますしですね。だから、その業者によっても違うし、出すほうもシールを張って出さなるところがあったり、シールは張らなくても出してもいいところがあったり、その辺いろいろそこで分けなから難しい面もございますけど、できるならば、確かに有機というのは、普通よりも少しは高目です。ただ、手も要るし、先ほども申し上げましたように虫でん入っていたなら、消毒というのができませんものですから、非常に何ちゅうですか、虫を抑制することがなかなか難しゅうございます。ある程度、捕虫器あたりでとるか、そういうぐらいの管理しかできませんものから、ある程度値段が高いのは当然ですけれども、果たしてそれで向き合うかというとなかなか難しい面もございます。ただ、健康主導が今多いですので、健康のためにはある程度有機農業を盛んにしてするのが本当だろうと思っておりますし、東京オリンピックもいろいろ話を聞きますと、野菜は有機農業だけでなく、GAPあたりのそこら辺を取得したところじゃなからなとらんという話もございますし、なかなかその辺も難しいことになりやせんどかねと、やはり人々はそういうところをずっと追及していくんじゃないかならうかと私は思っております。

次に、行かせていただきますが、外国人労働者の雇用についてですね。これはもう、日本国中問題だろうと思っておりますけれども、私ども農業をしよる人間にも、非常にこれ関わりがあって大切なことのように思います。今は、どこの農家でも二、三人の方は雇用して、毎日じゃなくても、パートさんとかアルバイトさんに来ていただいております。

だんだん高齢になられますと、なかなか今までのようには雇用ができないと。そうすると、今から先はある程度、耕地とかば拡大せなならんと。一生懸命農業で生きていくならですね。もちろん機械も要りますけれども、人手がたくさん要るわけなんですよ。そうした場合に、雇用するときに、今どうにかやっておりますけれども、今後は不足することは目に見えとると。若い人たちが帰ってきて精一杯やって、果たして働く人たちがおられるのかということになれば、もう要するに外国人に頼るよりほかはないと私は思っております、いろいろ国会あたりでもそこら辺も取り上げられております。

そういうことで、いきなり誰それということじゃないですけども、どこそこというわけじゃないんですが、ある程度、町としても考えていただいて、ちゃんとしとるところもあるかもしれませんけれども、民間で外国人労働者をいわば雇用してするところもございますし、まず住むところからせないかんですね。あと賃金も払わないかんし。そういうこともいろいろありますもんですから、まず、もし山都町あたりに来られる場合には、まず宿舎ですよ、そこらあたりをどうするかということも今後の課題だろうと思いますので、個人個人がそこまで手が回って金でも持つってできるならそれが一番いいと思いますがなかなか難しい。それとするなら、行政がある程度タッチしていただいて、ある程度のアパートか民間で泊まる場所をお世話して、あとは各農家に行ってくださいと。もちろん給料あたりは農家が払わなんですけれども、ある程度宿舎あたりをきちんと、宿泊費あたりも払わんと個人と思っとならんですけれども、まず初めの、宿泊型の実習生も初めはそこら辺の対応をすることができんかなと。

今ごろから考えとかなと、先の話じゃなからうというような考えを持っていましたので、課長あたりはどういうお考えだろうかお聞きさせていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、外国人の労働者の状況について、まず御報告申し上げます。

平成29年度末現在におきまして、町内には91名の方が登録がっております。そのうち農業関係につきましては、登録が詳細に把握できないということで、農業であつたり建設業であつたり製造業とか、いろいろな業種の方がおられますけれども、農業委員会を通じて概略を調べましたところ、農業関係で、大体町内で28名の方がそれぞれの農業法人または大規模農家のほうで雇用されているような状況でございます。

ただいま議員が言われましたとおり、外国人の方を雇用する場合、実習生として雇用する場合には、賃金も払わなければいけない、一方では住居を確保するというので、アパートを借りておられる方もおられますし、わざわざ自分の敷地の倉庫を改装して住居とされている方もおられます。確かに、結果負担がかかるんですけれども、若い方が3年間、最長では5年間最低でも雇用できるというメリットも片方ではあるんですけれども、確かに今から先、人材が不足する中で、外国人労働者をどう取り入れていくかということは、今後、農業ばかりに限らず、いろいろな部門で検討していく部分があるのかなと思っております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） 29名の方が働いておられると。で農業関係は28名ですか、ということ  
で。

私も思うんですけれども、前々から問題になつとるのが最低賃金ですよ。熊本県の最低賃金は、今、736円か何か知りませんが、そのあたりだと思うんですけれども、賃金は何か聞いておられるですか。どのくらいで、外国人だからそこで賃金を抑えるとかそういう話ですか。当たり前の、今、熊本県の最低賃金のそれで雇用されとるのか。その辺がもしわかられたなら。いかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 農林振興課長、山本敏朗君。

○農林振興課長（山本敏朗君） 把握しとりませんけれども、確かに労働賃金につきましては、以前は外国人の方には安い賃金でやっていただくという時代もございました。現在におきましては、同じ日本人の方を雇用する賃金と同等でなければならぬということに定められておりますので、そういったことで、賃金につきましては、通常の雇用されている国内の方と同等のレベルで設定されていると聞いておりますけれど、詳細については、私のほうでは把握できておりません。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 13番、藤澤和生君。

○13番（藤澤和生君） わかりました。いろいろ問題点もあろうかと思えますけれども、いろいろ考えていただいて、少しでも農家のためになる政策も考えていただいて、新規就農者も残っていただいて、この山都の地で一生懸命頑張っていただくということが一番だろうと思えますので、その御協力もお願いしたいと思います。

次に行かせていただきます。消防団の現状についてということでお尋ねをしております。

消防団も、合併当時は約900人からあったという話なんですけれども、この前聞きましたら六百何人とか、詳しいことは後で聞きますけれども、あったということで、随分やめられたと。私も何度か定年制を設けたらとかいらんことを随分言いましたけれども、なかなか残っていただけない。

また、消防団に入る人もだんだん少のうなってきた、我が地域では8分団なんですけれども、昔は清和の本部分団と言われよりました。非常に多かったんですけれども、今聞きますと20名と、そういうことになると、これは何とかみんな考えないかなと、こういう災害が多い時代に、ある程度、お世話になるのは消防団とか、最終的には自衛隊とかいうものもございまして、この消防団のただ人員が減るばかりか。何かそこらあたりを確保するための施策はないのか。そのために何か町として動いていってやるのか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） それでは、御質問にお答えしたいと思います。

消防団員の現状というところでございますが、平成17年4月に山都町消防団が発足しております。当時の団員としましては891名でございます。現在の団員ということで630名。発足しまして

13年経過しまして、数で言いますと260名ほど減少しているというところでございます。

御指摘がありましたとおり、確保策ということでございますが、まずは状況としましては、高卒等の新卒者がやはり少ない。それから、転出等で町外に出られるということでございましたので、通常ですと現役団員の方が、近くにそういう対象の方がおると、当時としては3月末には団服なり何なりを、ヘルメット一式を持って行って勧誘活動に当たっていたというところでございますでしょうが、なかなかそういった活動に非常に支障を来しているというところもあるかなというふうに思います。

それから、消防団につきましては、2年に1度役員交代ということでございますので、やはり2年1度役職の終了と同時に退団される方が数十名単位ということでございますので、まずは慰留に努めていると。役職から平団員の方にどうにか降格ということで非常に厳しいところもございますけれども、地域のためにお願いしますということで、実際的に分団長なり幹部をされた方が団員として残られた例もございます。非常にありがたいかなと思っております。

それから、団員の加入の門戸ということで、町内に勤務されている方にも門戸を開いております。もちろん山都町内の企業の皆さんには、消防団活動に御理解いただいておりますので、非常時の消火活動なりあるいは行方不明者の捜索ということにつきましては御理解いただいておりますので、いつ何どきで出勤にも支障がないような状況というところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 私も何度か質問させて、今までおるんですけども、やっぱり分団長とかある程度された方は、若いながらももうやめられるということが非常に多いですね、40ちょっとぐらいでもやめられる人がおられるもんですから、そのあたりのことを、せめて50歳までもっていただくならという思いもございますけど、これはやっぱりなかなか難しゅうございます。そういう格好ですね。

それとひとつは、山都町だけじゃなくてよそに働きに出ておられる方も消防団に入っておられます。ただ、いざというときに果たして対応できるかという、この辺も難しいところもありますけれども、ただ災害時は朝早かったり夜だったりあるもんですから、そこらあたりは別にいたし方ないなというような気は持っておりますけれども、少しでも非常時に対応できるような体制あたりをつくっていただければと思いますし、なかなかこれも対策してもいつも言いますが、難しい面が多々あるかと思えます。これからも、ぜひそこら辺も確保するように努力をしていただきたいと思います。

それと、今、御船も嘉島も益城あたりも非常に災害が、今度地震でしたけれども、これ、次に上げております報酬の値上げですよ。今回、私は消防団と接する機会が多ございまして、私の地元の8分団が郡大に行きましたもんですから、私も応援に行かせていただいて、いろいろ話も聞きましたし、また、郡大で2位になりましたもんですが、県大にも応援方々行かせていただいて、非常に団員の方々と話す機会が今回多ございました。

その中でやっぱり言われるのが、「報酬がもう少しどぎゃんかならんですかね」という話もございましたし、「私の一般質問で今度上げますけん」というようなことでお約束をしました、

正直言いましてですね。

そういうことで御船が災害があったから報酬が上がるとるそうでございます。そして、現在、山都町は詳細なことは知りませんが、一人当たり1万8,000円ぐらいですかね、そこら辺だと思いますけれども、もし正確な数字と、今後、これは町長さんですけれども、お上げになる気持ちがあるのかなのか、ぜひ私はこういう災害が多いときにはお世話にならんし、今のを見とると本当にボランティアですよ。そういうことなれば、ある程度のこととしてはやってが本当じゃないかというような気もしておりますので、まずそこの金額は課長のほうからお教えください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、お答えいたします。御船町の事例がございましたので、まず団員の階級につきましては、御船町が2万円と、本町が1万8,800円というところでございます。消防団発足以来、報酬の改定は行っていないという状況でございます。

ちなみに団員に限りますと、その他の町村で言いますと、嘉島町、甲佐町、美里町におかれましては、団員の階級の報酬は1万5,000円というところで、近隣を平均しますと1万7,100円ということで、平均からすれば少し上ぐらいかなというふうにございますが、それぞれの町も団員報酬ということでいろいろなお考えがあるような状況は聞いております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 報酬については、町長、ひとつ英断をお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 消防団の報酬については、私も団長以下、たびたび聞いている部分であります。

今、総務課長が言いましたように、近隣については報告のとおりでございますが、これにつきましては、合併当初900名近い団員がおられたと。幾ら上げる上げんは別にして、総額からすれば金額は検討されていますとすると、せんとと一緒というようなことでございますが、これについては、十分私も理解をしとるつもりでございますので、来年については、金額的に十分な部分でできるかできんかわかりませんが、今の状況を勘案した中で、また報酬が上がったから団員の方の減少がとめられるところではないという思いでおりますが、今の状況を見れば、当然考慮する大事な部分だと考えておりますので、このような形で検討してまいります。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 私も同感でございます。どうぞひとつよろしくをお願いしたいと思います。

最後になりましたけれども、三大祭の状況についてということで、私もずっと、9月の定例会には必ず三大祭の状況をお尋ねしております。

私も、八朔祭のときもちょっとおりませんでしたし、地藏祭のときもおりませんでした。清和の文楽まつりは参加させていただいたんですけど、非常に雨の中だったんですけどですね。

雨の割には、よく来られたかなという気持ちがありました。

そのあたりの集客人数はどうであったか、その辺ががわかりになりましたならお願いしたい。ただ、清和の場合はまだ最近ですのでそこら辺の精査はされとらんかと思いますが、できたら、できるところでよろしいですのでお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは御質問にお答えしたいと思います。恒例の山都町三大祭につきましては、8月25、26日の火伏地蔵祭を皮切りに、9月1、2の八朔祭、先週の清和文楽の里まつりと3週連続で開催されたところでございます。火伏地蔵祭については、2日間とも好天にも恵まれて、入り込み客数も前年を上回りましたけれども、八朔祭、清和文楽の里まつりにつきましては、多少雨にもたたられて前年割り込んだ状況でございます。

御質問のありました集客人数につきましては、火伏地蔵祭が2日間で9,300人、八朔祭がこれも2日間で3万4,000人、文楽の里まつりについてが2,000人ということで、三つの祭りの合計が4万5,300人となりました。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** もう時間もありませんけれども、去年の対比としたらいかがですか、どれぐらいの……。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。前年比の数字を申し上げます。火伏地蔵祭が昨年8,500人でしたので、800人の増です。八朔祭が昨年3万8,500でしたので、4,500人の減と。それと、文楽の里まつりが前年3,600人でしたので、1,600人の減ということになりました。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** わかりました。

最後に、今後の課題というようなことを上げておりましたけれども、課題は幾つもあるわけですよ。ここで一概に何なんて言うわけにいかんだろうと思いますけれども、いろいろ精査をされまして、今後のためにいろいろやっていただきたいと思います。

一つ私が思ったのが、八朔祭の後に、私はあくる日にどういうものがあつたかなと、ぐるっと回りましたが、まだ山都の文化の森ですかね、あそこにほとんどなかったものですから、観光客もその日じゃなくして、またあくる日とかいろいろ来られるときに見られるような状態が今はしてあるかなと思って。恐らく、山都の文化の森あたりに行かれると思うんですよ。あそこにならば、町内を回ってもどこどこっておわかりにならんと思うんですよ。私はどこに造り物小屋があるのかわかるとるけん、行ってもわかるけど、ほとんどの方はわからないと思うんですよ。そこあたりは、何日かしたならば、そこに陳列をされて、観光客が一堂にあそこで見られるような状態にはならんかと思ひます。それはよろしいですので。

それと、これ聞いた話ですけども、馬見原の地蔵祭、これ、たまたま東京から里帰りされた

娘さんが言われた、お父さんから聞きましたんですけども、東京の隅田川の花火よりもよっぽどよかったと言われたと。風情があると。田舎には田舎の、何万発も上げんけれども、そこら辺が都会と違った趣もあって非常によかったと言って帰られたそうですので、その辺もおつなぎをしたいと思います。こっちにおっても都会に負ける部分もたくさんあるけど、勝つ部分もたくさんありやせんどかとそのとき思いました。

それと、もう一つ、八朔祭のときに、来られないお年寄りもたくさんおられるとですよ、この山都町には。もうこんけん来んという人もおられるし、足も悪かけん、簡単には身内の連中も親子もついちゃいかんという方もおられる。今、ある程度、デイサービスあたりで、福祉関係のどこからいつも送り迎えされとるじゃないですか。そこらあたりに言っていただいて、必ず文化の森あたりに止まっていたらいてお年寄りの方々に見せるという方策はでけんどかと思っただけですから、そのあたりはいかがなものか。最後、もう時間がなかですが、課長どぎゃんですか、その辺は。考えていらっしゃるなら、もう時間がありませんけれどもお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

これをもって13番、藤澤和生君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午前11時01分

再開 午前11時10分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 皆さんこんにちは。9番議員の吉川でございます。本日もたくさんの傍聴ありがとうございます。

先ほど、藤澤議員からの冒頭の挨拶にもございましたように、災害列島日本を地でいくようなこの夏の猛威、本当にびっくりいたしました。各地を襲った豪雨災害、そして台風災害、そしてさらには北海道を大きな地震が襲いたくさんの命が落とされました。そして、被災に遭われた皆様方に心よりお見舞いとお悔やみを申し上げるところです。

この夏は、異常な猛暑で、山都町でさえ高温にエアコンを設置されたところが多かったというふう聞いております。ここ数年、災害の多さや異常気象のことが言われますけれども、もはや恒常化しているのではないのでしょうか。海水温の異常な上昇によって台風がいきなり関西や本州のほうへ突入するというのも珍しくない、定例化されたコースになってきたようです。

正常性バイアスという言葉が最近よく聞きます。これは、自分に限って災難に遭わない、自分に限っては大丈夫であろう、こんなことになるとは思っていなかったという災害に巻き込まれた方々の口から発せられる心理的な状況を指す言葉だそうです。想定外という単語もありました。しかし、最近の思いがけない災害を見れば、あすは我が身と災害に備えることが大切だと思います。

す。山都町では、11月4日に、消防団のみならず、地域住民を巻き込んだ防災訓練を予定していると聞いています。皆さんも我が事として参加されるようお願いいたします。

速いところでは稲刈りも進んでいるようですが、収穫はこれからが本番です。大きな災害がないことを願うばかりです。

本日は、5月に石垣が崩落した通潤橋の現状と今後について、山都町の公共交通網の整備について、そして女性の社会参画について、役場の仕事の事業仕分けについてなどを通告書に従って質問してまいりますのでよろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** それでは、第1番目の質問です。皆様御存じのように、5月7日の豪雨災害によって、石垣の一部が崩落した通潤橋の現在の状況をお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。5月7日にありましたように、右岸上流側の上の部分が、長さ10メートル、それから高いところで4メートルほど崩落したわけでございます。これまでの経緯について御説明いたします。

崩落後の応急措置を行っております。これは、落石をいたしました石94個の拾い上げの後に、雨水の流入防止と現場の安全確保のために崩壊部分への金網、モルタルの吹きつけを行っておりますのでございます。

また、橋全体と回収しました石の三次元計測を行っておりますして、石の元の位置への特定作業を今日も行っております。現在、全部94個のうち9割になりますが、85個の特定がなされております。残り9個の未確定部分がありますけれども、これらは寸法が一致しないことですか、寸法は一致するんですけども表面模様が違うなど、少し確定するまでに、完全に一致するまでもう少し時間をいただきながら未確定部分の確定をしていきたいと思っております。

また、通潤橋本体の修理について検討する保存部会の開催をあさって13日までを含みまして3回の開催をしているところでございます。

また、通潤橋の価値を向上するための地域づくりなどに視点を置きます活用部会、これを1回開催しました。

また、実際に現場で技術者等を参集して、これは石橋の専門家ですとか石工さんですけれども、こちらを参集いたしまして、工法などを検討いただく技術検討ワーキングを1回を開催しているところです。

このほかにも、文化庁等の現場を踏まえた協議を3回、それから石工等の個別指導によるものを5回ほど協議をしているところでございます。

今後についてでございますけれども、現段階におきましては、これらの専門家との協議を現場を踏まえながら随時実施していきながら、11月を予定しております通潤橋保存活用検討委員会を開催して、崩落部分の修復範囲ですとか工法、それから復旧スケジュールの計画等を審議をするところでございます。

また、12月から3月に向けましては、文化庁への補助申請とか工事費の積算、それから工事の



発注につきましても3月までに行う予定でございます。本格的な工事につきましては繰り越しを予定しているところでございます。

復旧の完了時期の展望につきましては、現段階では11月に先ほど申しました委員会の終了後に報道機関等への会見等で公表をする予定としておるところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。

この保存活用委員会について、お伺いしたいところではありますが、その前に、この熊本地震以降の通潤橋への観光客の入り込み状況の推移についておわかりであれば教えていただきたいんですが。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それではお答えいたします。通潤橋周辺の観光客の推移についてのお尋ねでございますけれども、熊本県が毎年熊本県全域を対象とした観光統計を行っております。その統計調査の通潤橋周辺の数値についてお答えします。

震災前の平成27年、これは1月から12月までの数字になりますが、通潤橋周辺の観光客数は20万2,443人で、震災後の平成28年は15万7,550人となっております。前年比4万4,893人の減となっております。平成27年を100とした場合に22.2%の減少です。平成29年を申し上げますと、観光客数が15万3,356人。これも、平成27年比で4万9,087人の減です。割合で24.2%の減となっております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 確実に減りつつあるということでしょうか。

それで、先ほど工藤課長のほうから御説明がありましたけれども、通潤橋の保存活用検討委員会というところが、11月にですか、合同で今のところ保存委員会と活用委員会は別々の会合をされているようですし、それが11月に合体されて今後の方向を決められていくというふうなことでもいいのかなと思いますが、町として、私も今回保存と活用というところで、非常に混乱してしまうというか、通潤橋を元の形にしていく、あるいはこれを前回の議会のときにも御質問申し上げましたが、今、文化財の保護法がやや改正され、地元自治体が所蔵している持ち物であるところの自治体に少し権限が委譲されるというようなことを言われたところなんですけれども、そこら辺を踏まえて、この保存と活用をどういうふうに町が捉えているのか、そここのところの見解をお伺いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 保存と活用に関する内容、説明、見解等について御説明をいたします。

通潤橋保存活用検討委員会が平成27年度から立ち上がっておりますけれども、実はこれを立ち上げる前に、通潤橋の保存活用に関する計画策定委員会がまず立ち上がっておりました。委員会

を立ち上げる前のそれぞれの保存と活用に関する内容を確認するものでございますが、そこからありますとおり、保存活用検討委員会は保存部会と活用部会があります。このうちで、保存部会におきましては、文化財としての橋本体の価値、これは土木技術的な観点、西洋技術が入る前に日本の土木技術の粋を集めた土木技術的な観点から、それから農業的な観点、これは稲作耕作のために農業用水路を構築されたということ。それから歴史的な観点、当時の行政体主導で建築されて、今日まで160年以上にわたって通潤橋があるということ、それらの橋本体の価値ということとともに、生きた文化財である通潤橋が、通水管による現役の通水機能を持つこと、そしてあわせて通水システム等の保持、そうした観点としての保存を図り、これを将来へ継承することを目的としているところでございます。

震災後からこれまでに協議したこととしましては、保存に対して長期的な課題と短期的な課題の検討を行いながら、修理工事の進め方、これは方針とか工法、工程、範囲等の検討、修理後の保存や管理の検討を行うものが保存部会でございます。

また、活用に関する部会でございますけれども、これは通潤橋が重要文化財としてふさわしいものとして価値を損なうことなく、教育や観光、地域づくりなどの諸分野で価値を向上させること、広く知らしめること、そうした活用を目指す目的として部会が成立しているものであります。

同じく、この活用部会のほうで震災以後に協議したこととしましては、修理中の活用、修理現場の公開、これは見学所の設置をしたこと等でございますけれども、それから情報発信、これはホームページ等で情報を発信していくこと等の検討ですとか、修理後に向けた準備の検討を行うものが活用部会でございます。

保存と活用に関する位置づけというのはそういうものでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** はい、わかります。

それで、保存というところでは、いろいろな学者、先生方のお話を聞きながら、どのようにして、今回上の部分、先ほど言われました10メートル掛ける4メートルという大きな部分が損傷しましたけれども、それが先ほど言われたように文化財であるというか、通水できなければ本当に価値がないという橋なわけでありまして、そこら辺がどのぐらいの影響を持っているか、どのような修復ができるのか、果たして修復ができなければ文化財としての価値がなくなっていってしまうのか、そんなところも今後わかり次第教えていただきたいなというところであります。

私が、もう一つ活用部会のほうで気になっておりますのが、今、学習面での活用が大事だというふうなことをおっしゃいましたが、今さっきの観光客の推移を見ましても、これがいつ直るかわからないということになりますと、どんどん観光客の減少に拍車をかけていくのではないかと思います。

そこで、先ほど課長もおっしゃいましたように、地震以降の通水管の掘り上げ、そしてその作業については見学台までつくって観光客にめったに見られないこの機会をとということで、機会を提供しましたね。今回も、先ほどおっしゃいました、今ナンバリングされている94個の石なんですけれども、これが通潤山荘の下のほうの布田神社に近いところの駐車場に保管されていまして、

そこにナンバーを張っていく作業をしてらっしゃるようです。町のホームページを見れば、今から秋の子供たちの見学旅行が次々に入ってくることに對しての見学の手続きでありますとか注意事項でありますとか、そんなものが載せられているわけなんですけれども、この際、あの石を子供たちに見せるという活用もぜひ行われたらいかかと思っております。

今回落ちたことによって、本当に今まで一回もそういう石垣の修復をしてこなかった通潤橋、164年ぶりに姿を現した貴重な歴史的な資料です。聞けば熊本城の石垣、同じように地震で崩落した石垣などは、表面は四角いものが見えていても、奥のほうが細くなっている形状というものらしいですが、今回私も拝見しましたが、通潤橋のために川底から切り出した石たちはほぼ真四角な形をしていて、大変珍しいということですね。そして、今回のあの高さから落ちた事故でも大きく欠けることがなかった丈夫な石だったというふうにも聞いております。

こういうことは、本当に布田保之助さんの時代の石工たちの技を間近に見られる絶好のチャンスですので、これを生かした学習ツアーを検討をお願いしたいと思うのですがいかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お話ありました学習ツアーに活用してはどうかということでございますけれども、見学ツアーというメニューの中に、現在円形分水を回るコース、それから通潤橋周辺——これは資料館を含めての通潤橋周辺のコースでございますがそのコース、それからもう一つ白糸台地のほうへ回るコースと3コースを設定しているところでございます。

今ありましたように、見学ツアー、特に小学校の4年生を中心とした社会科見学あたりもこれから本格的に始まるわけでございますけれども、この見学ツアーのメニューの中の最後の白糸台地コース、こちらのほうに現在もうその見学ツアーの中にこれを取り込んで、そして生の石垣を見ていただきながら説明等もしていきながらこれを取り組んでいるところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** では、あその場所から動かさないということでしょうか、その作業が終わるまで。私は、あその場所で作業をされて、小学生の学習ツアーももちろん大事ですが、一般のお客様方にも見学台をつくって見せたときのように、今このような現状であると、そしてこれは大変珍しいものであると、この機会にぜひ見ていただきたいというのを一般のお客様にあそこまで御案内するのはすごく不便というか、利便性が悪うございますね。そこで、全部を動かすのも大変な作業かもしれません。幾らかかるか私ちょっと調べておりませんが、あれをあそこに運ばれたように、今度、通潤橋の駐車場、あるいはあその今あずまやを修復されましたけれども、あその公園部分とか、そういったところに、一般の観光客の方にも見ていただけるような配慮が必要ではないかと思えます。

それともう一つ、この通潤橋修復に係る町のホームページ上で情報を公開しているとおっしゃったんですけれども、地震のときの修復以来、今回の崩落は落ちたところの現場までで、今、あの石がああいうふうにしてあの状況に置かれていて、今かくかくしかじかな調査、今さっきおっしゃったような三次元調査をしながらこれにナンバリングをしているところなんですというふうなことをお見せしたらどうなるのでしょうか。全部を運ぶのが困難だとすれば、先ほど言ったように形

状も本当に間近で見られるあの石の大きさ、こういったものを昔の人が本当に担いでつくったんだという、本当に価値のある資料だと思っていますので、ぜひ御一考いただきたいのですがいかがでしょうか。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 議員からの御提案については、いろいろな観点から検討しながら前向きに検討していきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 検討するが何もしないということにならないようにぜひお願いしたいと思えます。本当に今のチャンスしかない、旬なタイミングだと思えますよ。これをずるずると言ったらいけませんけれども、保存委員会に聞かないかんとか東大の偉い先生に聞かないかんとか、そういうことをしているうちにどんどんどんどん事態が遅くなって後手後手に回ってしまうということは、私は得策ではないと思えます。

そして、先ほどからくどく申し上げますように、これは歴史的文化財であり重要な文化財なんですけれども、町の活性化ですね、このようにじりじりと観光客が減っていく中で、本当にまちなかの方もやっという失礼かもしれませんが、今まちなかに行くと通潤橋を模したフラッグが店の軒先にかかっています、紫色の。とてもきれいな配色で、行くと「おお、何かまちなかの人が力を合わせているな」って感じがとてもするんです。そういう気持ちで、通潤橋を自分たちのシンボルとしてやっていきたいというのがあの旗にもあらわれている、デザインにもあらわれていると私は思っていて、だからそういうまちなかの人、今度こそ頑張るぞと、今度こそ通潤橋が元に戻るまで頑張るぞという気持ちの人たちの後押しのためにも、これ教育長も町長もぜひお考えいただいて、今の現状を観光に結びつけられるような方策を考えていただきたいと思えます。

一言どうぞ。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 先ほど3コースほど申し上げましたけれども、やはり道の駅前のほうですね、通潤橋の前のほうに来られるお客さん、観光客が大多数でございます。そうした観点からも、通潤橋が商工観光に与える影響というのは非常に大なるものがありますので、そうした点を含みながら利用できるものは利用しながら、そして皆さんに広く周知するような方向をとっていきたいと思えます。

○議長（工藤文範君） 9番、吉川美加君。

○9番（吉川美加君） 本当に通潤橋の復活は、まちづくりの一丁目一番地です。ぜひ役場一丸となって取り組んでいただければという要望をいたしてこの質問は終わります。

さて、次にですが、通告にありますように交通網形成計画の進捗状況についてお伺いいたします。

この会議は、5月に第1回目の会議が招集されました。私もメンバーだったんですが、交通関係団体、タクシー、バスそれぞれの会社から、そして警察、医療関係、地域の代表の方さまざま

な、そしてもちろん役場関係各者など多くの方の出席があって、さまざまな意見が交換されたわけです。

次なる会議がなかなか呼びがかからないところなんです、これまでの経過を簡単にお知らせください。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。議員おっしゃったように、5月17日に第1回山都町地域公共交通活性化協議会を開催しております。この地域公共交通活性化協議会は、交通網形成計画の策定に行い設置したものでありまして、現状としまして山都町のコミュニティバスにつきましては、運行開始から10年が経過しておりまして、広く住民には認知されているところですが、ほとんどの路線について年々利用者、運賃収入の減少が続いている状況であります。

熊本バスにおきましても、利用者の減少に伴い、欠損額が拡大しているところでありまして、今後、地域公共交通を維持していくことが困難になりつつあることから、本町にとって望ましい地域公共交通網の姿を明らかにするために計画を策定するものであります。

協議会開催後につきましては、医師会、交通事業者等、また役場庁内におきまして教育、福祉関係などの部署との協議を行っているところであります。また、各路線における利用状況や車両台数の検証を行っております。

今後は、9月中にバス事業者様との意見交換会、第2回の活性化協議会を開催することとします。また、10月には住民アンケート、乗降調査を行いまして、1月までに素案を作成しましてパブリックコメントをする予定で計画をしております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。今年4月に、社人研が発表した人口動態の推計によれば、2045年には山都町の高齢化率は60%を超えるということは大きく報道されましたので、皆様の御記憶にも新しいところかと思えます。

高齢者が多くなることをことさら悲観することではありません。この町には元気なお年寄りがいらっしゃることも事実です。老人会においては、元気なお年寄りが不自由してらっしゃる方を支えるシルバーヘルパーの取り組み、また今年度からは社協が立ち上げたファミリーサポートセンター制度への協力をされています。また、生きがいくくりと非耕作地の解消へ向けたエゴマ栽培の実証実験にも協力していただいています。

ただ、生まれ育った土地に住み続けるためには、町の支援が必要だと思います。自助の部分、地域で支える共助の部分もありましょう。しかし、熊日が過疎に生きるをテーマに特集を組んでいましたが、高齢者が免許を返納したとき、一番切実なのは買い物と病院への不安だと思います。

都会で暮らして定年後に戻ってこられる方も少なくないと思いますが、その方々が安心して山都町で暮らせるためには、交通網の利便性を高めることが優先課題だと思います。都会で暮らせる方には、そもそも免許証を持たなくても暮らせる便利さを享受してこられたと考えられます。そのような方にも安心して帰っていただけるような交通網の形成が急がれます。

また、交通網は高齢者だけではなく、全ての年齢層の方に対しても有効性のあるものにしなくてはなりません。昨年から申し上げております小学生の放課後の移動手段としても考えていただきたいですし、街で夜お酒を飲んでも帰られるような仕組みを考えていただきたいと思います。

この広い町に交通網を巡らせるのは簡単なことではないと理解していますが、先ほど課長がおっしゃったニーズ調査ですね、アンケート調査。これはどのような体制で行われるのでしょうか。企画政策だけでは不可能だと思っています。これは、福祉課、社協、そして交通網を担当する原課が関わりながら、共有できるところをしっかりと共有し、連携しながらニーズ調査をするということが大切なのではないかと思いますが、この点の方法についてはいかがお考えですか。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** ニーズ調査についてお答えいたします。ニーズ調査につきましては、件数としましては約2,000世帯を予定しているところです。

議員おっしゃいましたように、あらゆる年代の方のニーズを把握することが必要と思っておりますので、アンケート内容には高齢者の買い物、病院、そういう手段の方法、困ってらっしゃることを含めまして、地域での利活用、そこら辺を地域住民の方にも共有していただくような内容としていきたいと考えているところです。

また、乗降調査に関しましても、本来委託業者に委託しているところですが、ここら辺も町職員も同行いたしまして、乗りまして、実際に利用が、使い勝手の悪い点、そういうところ辺の生の声を聞いていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** そうですね。実際問題、例えばこういう多岐にわたるアンケートを高齢者宅に送りつけたところで、多分回答は得られないと思います。やはり、今のように個別に訪問する、とても手間がかかる仕事ですが、本当に個別に訪問してチェックをしていく、対面ですね。人も時間もかかるとは思いますが、本当に丁寧な調査を心がけていただいて、より有益な交通網の形成をしていただきたいと思います。

また、最近、これは国家戦略特区の指定を受けられた話ですが、御存じと思いますが兵庫県の養父市でいわゆる白タクを合法化する、民間の例えば登録業者がタクシー会社から委託を受けて、自分のマイカーで人を運ぶ、物を運ぶという事業に踏み切られて、まだこれはもちろん抵抗勢力というとおかしいですけども、抵抗も多かったと思いますが、実証実験に入られたということで、こういうことも視野に入れて各方面の先行事例を勉強されて、ぜひ前向きに進めていただきたいと思います。ありがとうございました。

続きまして、通告の3番目。女性の社会参画についてお伺いいたします。

実は、先日8月27日だったんですけども、自治振興区の会長さん及び区長会の代表の方々の合同会議がありました。そこに傍聴する機会を得ましたので、初めてそういう会議に参加したわけなんですけど、やっぱりという感じが否めませんでした。というのは、女性が一人もいらっしやらなかったということです。

物事を決定したり伝達したりする場所で、女性の意見が反映されないというのは大変な損失だ

と思っています。まずは、この山都町男女共同参画の進捗度がおわかりでしたら教えてください。特に自治振興区あたりの数値をお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それではお答えをいたします。本町では山都町の男女共同参画計画を策定しておりまして、その中で六つの重点施策を定めて推進を行っているところでございますけれども、その施策の一つに女性の意見を反映させる仕組みづくり、これは町の審議会や委員会等において、女性委員が現状より増加するような取り組み、女性が一定割合に達するよう数値目標を設定をいたしております。この目標設定時には、計画最終年度の平成32年度には女性委員の占める割合の目標数値は、委員全体の40%を目途としております。これは、具体的に全委員数353名のうち、女性142名を登用しようということでございます。

これが、現時点では委員全体数、これは委員数が減っておりますので305名が全体となりますけれども、このうち女性委員は40名が現状の数字でございます。パーセントにして13%という値になっております。計画策定時点から、ちょうど折り返し点、半分の時期に来ておりますけれども、非常に目標設定数値にはかなりほど遠いような状況にあると言わざるを得ません。

お尋ねの区長会の件ですけれども、こちらは女性の委員数目標数値は50名ということで設定をいたしておりますけれども、先ほどお話がありましたように現在区長の女性の方は、代表者は、今皆無ということでございます。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 案の定といいますか、本当に厳しい数字だということが認識されたと思います。

もちろん、女性の社会参画が進まないのは、女性自身にも問題があるのではないかと思います。役を担うと出事が多くなって家事や育児、仕事がおろそかになってしまう。女性にはトップに立つ資質がないと思込んでいらっしゃる。やっぱり集団をまとめるのは男の人の仕事とだからと尻込みをされているという思い込みがあるのではないかと思います。

今や山都町議会には3名の女性議員が誕生しました。そのことは、客観的に見れば画期的で「素晴らしいですね、山都町は」とびっくりされます。確かに議員の女性率だけを見れば、全国でも10%程度の率のところ本町が20%を超えております。しかし、町の重要な役を担う女性は、今のように大変少なく、議員の数だけで山都町の女性参画が進んでいるという判断材料にはなっていないのが実情です。

先日のような自治振興区の会長会議などに女性を参加させる工夫が必要だと思います。地域の代表者が集まり、こんなところでこんなことが決まったり伝達されたりするということを知ることから始めたらいかがかというふうに思うわけなんです。

実は、先日は女性の会から傍聴を申し入れそれが実現されたわけなんですけれども、初めてこういう会を見られた方はびっくりされておりました。それで「こういうことなら私たちもこんな会議に参加したいね」って、そういう前向きな後での反省会といいますか御感想でした。そうだろうと思いました。実際に数値を上げていくために、どのような努力が必要かという、どういうア

クションが必要かということ、とりあえずはこういう会議に女性が役にすぐに就いてください、先ほど言うようになかなか「いやいや私は」っていう方が多い中で、とりあえずこういう会に参加をするっていう傍聴のシステムとか、そういったことをしなければよいまちづくりはできないんじゃないかなと思っています。

先日の会議では、ごみ処理についての、ごみ袋の有料化の話なんかもあったわけなんですけれども、担当課からは今から地域説明会をしていくということなんです、台所を預かるほとんどの女性がこの問題を後から知らされるというのは大変残念なことではないかと思うわけなんです。

そして、町の三大祭が終わりましたけれども、この祭りを下支えしているのも女性なんです。仕事や家事の時間をやりくりして、造り物の下ごしらえにも出れば見物客のもてなしもしなければならぬ。ごみ問題、子育て環境、介護のこと、しっかりと女性が参画できる社会づくりを考えなければならぬと思っています。

先ほど言ったような合同会議に参加をするという、これは、今、保健課のほうから御答弁がありましたけれども、役場全体としても男女共同参画のプランづくり、大事なことかと思えます。例えば先ほどのような自治振興区の会議での参加率をアップする。まずは手始めにやってみるといふようなところは企画政策課かもしれません。

そういったところで、全体を見たところで、突然かもしれないんですが、総務課長に御答弁をお願いしたいと思うんですが、今後、折り返しまで来ている男女共同参画、全く全然この数値目標が達成されていない中で、何を工夫していったらいいとお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それではお答えいたします。大変難しい問題かなと思います。従来からの地域の伝統、ならわし等々で、非常に難しいかなと思いますが、まずは先ほど議員御指摘がありましたとおり、各種会合にオープンな形で参加いただくことによって、少しずつ町の姿が見えてくるかなと。その中で、女性の皆さんが町の行政に積極的にかかわれるきっかけになれば幸いかなと思っています。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** そうですね。つまり、これはトップダウンではまたまたこれが難しい話で、私たちの地域もそうですけれども、その地区の大事なことを決める常会という席にはなかなか女性の参加権がなくて、一家の家長が行けばいいというふうなことのルールがまだあるところもあるし、またさらには夫婦で出なさいよというふうに進んだところもあるように聞いておりますので、そういったところに細かく働きかけをしながら、ぜひ女性がそういう会合に出る場をつくる工夫をしていただきたいとお願い申し上げます。

では、次の質問に行きます。

最後に、役場の仕事の振り分け、事業仕分けとでも言いましょうか、事業の各課への振り分けなどの仕組みについて考えていきたいと思えます。このことについては、直接担当課の課長が答えにくいかもしれませんので、行革本部長の副町長に中心に答弁いただければと思いますのでよろしく願いいたします。



具体的に言えば、山の都創造課と企画政策課は事業の内容が見えにくいと思います。見えにくい分、さまざまな仕事が増しかかっており、どんなイベントにもかかわっていらっしやいます。職員はいつ休んでいるんだろうかと心配になるぐらいです。

山の都といえば、商業、観光、移住・定住、町のランドデザイン、そしてまた矢部高応援プロジェクトなど、本当に何を担当しているんだか、はたから見ればよくわからないというのが実情ではないでしょうか。地域づくり、地方創生といえば必然的に山の都創造課に役が振られるということでしょうか。誰がこの仕事のバランスを考えていくのかを知りたいところです。まずはこの点についてお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 山の都創造課の役割についてのお尋ねであります。山の都創造課は、御指摘のとおり商工観光、労働、そして地域振興と、県で言えば二つの部にまたがる非常に多岐な業務を持っております。加えて、イベント、祭り等の現場での業務も多いということで、職員は非常に多忙を極めているということでございます。

現在、事務事業の見直しということで、適切な業務配分、こういったことも含めて検討しているところであります。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** そうですね。ほんとうに業務のバランスの見直し、行革、スリム化スリム化というふうにこの合併以来走ってきましたが、今年度から健康福祉課がほけん課と福祉課に分かれたように、もうちょっと考える必要があるんじゃないかなと、本当に両課長ともお休みになる間がないんじゃないかと憂慮しております。

また、企画政策課については、政策課という大きな看板があるわけなんですね。実際の政策提言をする課なのかなと思ったりもするんですが、実際には先ほどお尋ねした公共交通網、コミュニティバスを直接担当されている。そして、町のニーズの調査、そして総合計画を立てたり情報の集約をしたり、そのような仕事を主にされているかのように拝見しているわけなんです。

そして、この間の政策審議会では、PDCAサイクル——これPDCAって私たち最近使いなれてまいりましたが、事業の計画をし、そして実施、見直し、そして行動するという循環。それをきちんと見直すことによって無駄を省いてこう、前に進んで行こうということだと思いますが、ここも企画政策課の藤原課長が御説明をされ、またこれを担当するんだなと思ったわけなんですね。

そもそも、役場内の事業の仕分け、無駄の仕分けがその課の中でできるんでしょうかという心配をしています。ここは、外部から厳しい目で調査をしてもらうべきところではないのでしょうか。なかなかどの国の政府といいますか、なかなかお手盛りというのがよくありますけれども、自分同士の、中間同士のことで切ったり切られたりということはなかなか厳しいんじゃないかと思っています。こういうときこそ、外部のちゃんとした調査機関に委託をして、厳しい目で調査をしてもらうことが大切なのではないかなと思っています。

先ほど、藤澤議員からありましたが、年々予算が厳しくなる中、この事業見直し、無駄の見直

しをすることでしか新しい予算は生まれてこないんじゃないかと感じております。このことはきょうの質問事項ではありませんが、いつもいつも言われる三セクに対しても、町の監査委員さんが再三注意を、経営改善を申し上げられているようなんですが、それがなかなか累積の解消につながっていないという現状もあると思います。

本当に、この外部からの厳しい監査、外部からの厳しい指摘、そういったものがなければ町の再生がなっていないんじゃないかと思っているわけなんです。この内部にある財源に厳しい目を向けていくためにはどうしたらいいとお考えですか。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 御質問にお答えする前に、山都町が置かれている今の状況、山都町を取り巻く環境について少し触れさせていただきたいと思います。

山都町は合併時に人口1万8,700ありました。それが、現在は1万5,000人を切ろうとしております。また、役場の職員数も420名から、現在320名と100名減員しております。今後、さらに人口減に合わせて職員数を減らす必要があると考えております。また、財政面では、普通交付税が合併特例期間中平均して60億あったものが、現在は50億円程度と、約10億円減少しております。また、高齢化率も合併時に32%だったものが現在は45%に上昇しており、少子高齢化やIT化の進展など、町を取り巻く環境は大きく変化しております。進化論で有名なダーウィンは、環境変化に適應できるものが生き残ることができると述べています。山都町役場も、今後環境変化に適應していかなければ生き残ることができないともいえます。

こうした中で、各課の業務見直しなんですが、まずは庁内においてしっかりと業務を棚卸して、本当に今すべきものなのか、あるいは外部に委託する、またはIT化によるもの、そういったことをやっていかないと、この職員がだんだん減る中で行政サービスを維持していくことはできないと考えております。また、業務によっては民間の力をかりるような業務も必要になってくると思います。

こうした観点から、御指摘のように外部の意見、あるいは議会からの御意見、そういったものもいただきながら事務事業の見直しというのを進めていく必要があると考えております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。ちょっとくだいようなんですが、5月に3名の地方創生アドバイザーという方が誕生されましたね。それぞれに、経験や知見、アイデアを町に投げかけられている最中だと思います。それを生かすために、どの課が取り組むべきなのか、どの課とどの課がタッグを組むべきなのか、これは本当に取り組むべきものなのかなどを考える場所はどこでしょうか。そして、それを先ほど企画政策課、政策という名前がついていますよねって言いましたが、どこかでこれを精査していく、アイデアをもらったからそれをぼんと投げ出すとかではなく、その見きわめが今プロセスに見えていないところが私はあるように感じているのですが、そこら辺に関してもう一度お伺いしていいでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 現在、役場に求められる行政ニーズというのは非常に多岐にわたっ

ております。これまでなかった高齢化問題、あるいは災害の問題、それから学校の問題とか、行政ニーズが非常に広がっております。また、一つの課で対応できない業務というのもふえております。

ですから、そういった業務については、一つの課で担当するのではなくて、各課連携しながら、場合によってはプロジェクトチームを組んでやっていくという課ごとの連携が必要になってきていると考えております。

幾つかの、今直面する課題については、既にプロジェクトチームを組んで検討を始めているところですが、ケースケースに応じてそういったプロジェクトチームとかワーキンググループを設置しながら直面する課題に取り組む必要があると考えております。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 副町長ありがとうございます。ぜひ、拙速にならず、しかも先ほどの通潤橋ではありませんが、余りスピードもゆっくりでもなく、ほどよいスピード加減を皆さんで協力しながら町を動かして行きたいと思っております。

おかげさまで、きょうの質問は以上で終わるのですが、町の課題は山積です。高齢者への配慮、若者の収入の安定、子供がすくすくと育つ環境、どれにも優先順位をつけるのは大変難しい問題です。私たち一緒になって汗をかきたいと思っています。

私たち議会は、執行部提案の政策や予算を追認するための機関だとは思っていません。町民の代表として、政策のプロセスを共有しながら、町の明るい未来のために前進していくよう、相談相手として認めていただきたいと思っています。

この関係性をどのように捉えていらっしゃるのか、町長に最後にお伺いしてきょうの質問を終わりたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 今、町の業務の仕分け等については、去年、先ほどもありましたように健康福祉課を分離しました。私は、何も知らんで予算規模等々、仕事の量だけで分離というようなことをしたわけでございますが、非常に今スムーズに、まだ半年しかたっておりませんが、いっとるんじゃないかなと。福祉課の仕事を福祉課の人たちが一生懸命やっていると。年金のほうについては、また年金課の方が一生懸命やっている。一番、ずっと思っておりました。企画課と山の都と総務課がどのような連携になるのかここ1年半私もずっと見てきた中で、議員が言われるような思いをずっと持っております。

しかしながら、去年の健康福祉課の分をただで、今、副町長からあったように検討はしております。これは早急にしたいと思っております。今、課長、3人とも大変戸惑った中での計画、立案等が難しいんじゃないかなと。当然、企画会、いろいろな会議もしながら、庁議等もしながら進めているわけでございますが、非常に私自身も山の都かな、企画かな、総務課かなという部分が本当に毎日、どこにこれは聞かなんかなという部分であります。

きょうにつきましても、先ほど藤澤議員のときも言いましたが、福岡から来られた方が移住・定住の有機農業に対する相談でございましたが、まずは農林課へとタベ言ったところでございま

菅、そういうのを含めながら、やはり移住・定住については、もう山の都だと言われるような、もう一回行革の中で進めとる部分でございますが、私も行革の中に入っておりませんので、できればそういう部分も含めた中で皆さんの意見も聞きたいという思いであります。

先般も、総合審議会の中でもいろいろな意見が出ました。全て取り上げることはできません。また、議会の皆さんの意見も全て取り上げることはできないわけでございますが、地域の実情を一番知っておられる議員の皆さんでありますので、皆さんの意見が取り入れられるような行政運営を進めてまいりたいという思いであります。よろしくお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** ありがとうございます。きょうの質問はこれで終わります。御協力ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、9番、吉川美加君の一般質問を終わります。

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時0分

再開 午後0時57分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** こんにちは。2番、西田由未子です。どうぞよろしくお願いいたします。

午前中の方も述べられましたけれども、今年の夏は本当に立て続けに自然災害が起きました。豪雨、土砂崩れ、洪水、台風、地震と被害に遭われたたくさんの方々にご心よりお見舞いとお悔やみを申し上げます。そして、今も懸命に救援、救助、復旧に当たっておられる方々に心から敬意を表します。

災害に当たって、想定外とか今までに経験したことのないという言葉をよく聞きましたが、それを自分の身にも起きるかもしれないと思って、自分自身どんな準備をしたかなど、今反省をしているところです。台風も豪雨ももうちょっと西に寄っていたら九州直撃、中国、四国、大阪の今の状態は私たちのことになっていました。2年半前に熊本地震と豪雨を経験した私たちですが、雨のたびに発令される避難勧告にどのように反応したでしょうか。自然の驚異に対して、私たちがどのように準備をしていくべきか、熊本地震の経験をもとに考え合いたいと思います。

そして先ほど、吉川議員から言われた、私は知らなかったんですけど、11月4日に防災訓練が行われるということで、私も一市民として自分にできることや地域でできることを考えるというのももちろんですけども、ここでは自治体の責任として何が必要かということを質問していきたいと思います。

そして、そのことに対処していくには、地方自治体の力だけではとても及びません。災害が起

きてからの手当てではなく、できるだけ最小限の被害に抑える防災・減災に国はもっと力をかけるべきだと強く思います。先ほど来から、先輩の議員さんたちもずっと防災については質問してきたと言われていました。そのような中で、やはり国がすべきことは何なのか、私は防衛費に5兆2,000億円もかけている場合ではないと思います。オスプレイ1機の値段は150億円とも言われていますが、これは山都町の1年間の予算よりも多い金額です。

また、障害者の方が強制的に不妊手術をさせられてきたこと、生産性がないと切り捨てる考え方、そして障害者雇用の水増し問題と、人と人が尊敬し合ってともに生きていく世の中とはほど遠いということに深い憤りを感じます。それだけに、この山都町こそは人権を大切に作る心豊かな町となっていかなければなりません。

通告してありました三つのことについて、順番どおりに質問していきたいと思います。

それでは、発言台から失礼します。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 一つ目、山都町における防災・減災対策についてお尋ねをします。初めに申し上げましたように、ことし起きましたような自然災害が山都町でも起きることとして、じゃあ何をしなければならぬか、何からできるのかということを考えています。

山都町の土砂災害、風水害、地震災害に対する取り組みについてということで、たくさんあると思います。私のほうで一応調べましたこと言わせていただきますので、主なものについて申し上げた以外のことでこれもあるよということがあれば教えてください。

土砂災害については、土砂災害警戒区域が山都町の1,435カ所あると聞いています。第2次山都町総合計画の実施計画、平成30年から32年のが出されていますけれども、これは計画であり予算とは一致しないということでもありますので、見通しということで伺いたいと思います。

3年間で、自然災害防止事業落石防止に5,400万、清和地区の分として4,000万、治山事業は10カ所として5,767万6,000円。合わせると3年間でこれだけなので1年間では5,000万ぐらいの予算かなと思います。危険地域に住まれている方の移転の補助金もあると聞いています。

風水害については、台風時の農業被害への手当てもいろいろあると思うのですが、私はハウス被害についてお尋ねです。昨年の台風被害では、やはりハウス被害が多かったということで、補正予算が組まれたかと思います。防災対策として、台風に強いハウスに変えるときに補助金などがありますかということをお尋ねします。

それと地震に対しては、公共施設の耐震化、避難所指定された場所の耐震化の進み具合とこれからの計画について、役場の本庁、各支所、主な公民館、小、中学校についてどうかということでお尋ねします。よろしくお願ひします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 私のほうからは全体的なことについてお答えをしたいと思います。

議員おっしゃいましたとおり、山都町土砂災害警戒区域1,435カ所でございますが、より危険度の高い警戒区域になりますと1,358カ所ということで、95%より高い警戒区域が占めているというところでございます。

本町におきましての防災・減災対策でございますが、情報発信、あるいは避難誘導等を行うソフト事業と、それから、宅地裏がけ地工事ですとか、あるいは河川、治山、砂防ダム等の整備を行うハード事業ということで実施をしているところでございます。具体的につきましては、それぞれのほうから説明があると思います。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。建設課の所管しております関連事業としまして、一点、これは今年新たに県のほうで取り組まれた案件があります。水防対策として警戒避難体制の強化に向けた重要水防区間の指定、それから河川の水位情報の提供の手法が、今年度において見直されています。本年からは判断警戒水位に達したときには、振興局の土木部長から、町長、総務課長、建設課長に直接連絡が入るホットラインによる連絡体制が整備されたところです。

これにより、市町村長の避難勧告等の発令を適切に判断できるよう、客観的、それから技術的な情報を的確、かつ確実に伝わることになったところでございます。

それから、これにあわせて、これまで町内の河川の水位計、これは県のほうで整備してあるものですが、2カ所であったものですが、ことしから3器追加されまして5カ所、5河川、五つの河川に設置されたところです。

それから、砂防関係の事業ですけれども、これ先ほど議員のほうからもお話がありましたが、砂防事業、これも県のほうで実施されておりますけれども、これも実は町の事業を代行してもらっているというような性格のものでございます。砂防事業、急傾斜対策事業、それから地すべり対策事業があります。

それから、町事業では震災後の関連事業として、災害関連地域防災がけ崩れ対策事業、それから宅地耐震化推進事業に今取り組んでおります。町内に20カ所で工事に入っているところです。

以上、建設課のほうで所管しております事業でございます。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 学校施設ということは避難所についてということで考えていらっしゃるのかと思いますが、学校関係の避難所につきましては、指定緊急避難所に矢部中学校、矢部小学校、潤徳小学校、蘇陽南小学校の体育館を指定されており、中島小学校が使用しております中島体育館についてはあわせて指定避難所に指定されていることから、避難所が開設されましたら、特にその運営に係る連携を重要と考えております。改定された山都町防災計画を現在校長会に示しながら、学校と情報共有は行っております。

先ほどお尋ねになりました耐震関係の確認につきましては、以前、もう10年ほど前にたしか耐震のほうの調査を行っておりますが、また確認して順次準備をしていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それではお答えいたします。農林振興課のほうで所管しておりますのは、先ほどありましたとおりの治山事業、それと先ほど今年の台風のハウスということでございましたけれども、今年の台風とことしの雪害ということで被害があっておりますけれども、詳細な金額の数値については、ここに持ち合わせておりませんので後のほうで御報告したいと思

います。

治山等につきましては、31年度から始まります森林環境税等を導入しまして、森林の荒廃防止について進めていきたいと考えておるところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** あと、各公共施設の、役場本庁はもちろん耐震化されていると思うんですけども、各支所とか中央公民館とか蘇陽町の公民館等の耐震化についてはいかがですか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。本庁舎を初め、支所関係でございますが、耐震化は十分でございます。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 中央公民館、清和集落センターと公民館については、昭和55年以前の建築等でございますで、耐震化について行っておりません。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 耐震化については、今、公民館については行ってないということでしたが、避難所指定にはなっていますよね。なっていますね。避難所自体が安全かという問題もあると思いますし、先ほど情報発信のソフト面と色々な建築関係のハード面と二つあるとおっしゃいましたが、情報発信の面で、ことし何遍もあった防災無線からの避難勧告という放送を聞いて、私自身も、それから地域の方に聞いても、避難勧告と避難指示の違いとか、その緊迫性があるのかとか、どぎゃんして逃げなるとか、それを放送を聞いてもなかなかわかりにくいというお声もあります。

放送自体は落ちついてパニックを起こさないように言わなければいけない部分もあるかもしれないんですけども、本当に、もうこれは危ないっていうときには緊迫性を持って放送していただくとか、後でも質問しますけれども、避難所を庁舎、千寿苑、清和集落センター、蘇陽支所と言われても、そこに行けない方がたくさんいらっしゃるわけですよね。そこに行けない方は、じゃあどうするのかというのが、今度の防災訓練をきっかけに、地域でも話し合われていくと思うんですけども、何か有効性がある情報発信の仕方はないものかと感じました。

本当に命を救う、逃げなければならない人がきちんと逃げることができるような防災無線の放送のあり方も考えていっていただきたいと思います。これは答えはいいです。検討をお願いします。

今、言われたように、いろいろなところで手当てはされているんですけども、最初言われた土砂災害警戒区域は、より危険度が高いところが、数が違ったらごめんなさい、1,385カ所。1,358、済みません、あるということで、でも治山事業は10カ所、いろいろなところであと20カ所とかですね、全然追いついていかない、どの災害に対しても最小限に減らす取り組みには膨大な時間とお金がかかるし、わかっているけど進まない大変な事業だと思います。

でも、ことしのような自然災害が続き、何度も言いますが山都町でも梅雨の間何度も大雨のたびに避難勧告が出て、来年もそれは予想されますよね。

先ほど言いましたように、「さあ避難してください」と言われても、千寿苑、清和支所、蘇陽支所と言われても、近所の方はいいけれども、そこに行こうと思ったら、そこまでに行く道ではもう崩れとるとばいと、そして指定された避難所に行けないという町民の方がいらっしゃるし、そういう危険性があるし、そこは孤立の可能性が高いわけですね。そういう現実があります。

では、どうしたらいいかと、できることは何かということで、私なりに考えてみましたので、自主防災組織について、それから避難所について、備蓄についてということでお尋ねをしていきます。

自主防災組織については、第2次山都町総合計画の実施計画に、3年間で山都町地域防災計画見直し事業640万、自主防災組織補助事業200万がありました。3年間で割ると1年間に280万。こういうお金を使って、今度の防災訓練が行われていくのかなと思いますが、その山都町総合計画の中に、自主防災組織を現在13団体からは2024年までに28団体にするという目標がありました。

これは、自治振興区単位で自主防災組織を立ち上げるということかなと思いましたが、進捗状況はいかがでしょうか。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それではお答えいたします。全28自治振興区ございます。昨年度末で自治振興区単位での自主防災組織の数が21ございます。山都町の世帯で言いますと約7割のカバーというところでございます。今後も、自治振興区代表者会議等におきましても、自主防災組織の組織化ということで図っていきたいと思います。

それから、防災関係の予算がございましたので、本年度、山都町で防災ハザードマップを作成する予定にしております。今年度で作成でございます。

それから、11月4日の防災訓練ということで、自治振興区単位、それから消防団を動員して行う予定でございます。もちろん住民の方も参加でございますが、初めての経験ということで、検証するいい機会になるかなと思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** うちにあったものでこれを持ってきているんですけど、これにかわるものということですか、ハザードマップというのは。そうなんです、わかりました。

済いません、続けてお願いします。

**○議長（工藤文範君）** はい、どうぞ。

**○2番（西田由未子君）** 自主防災組織は自治振興区単位でということで、今、7割程度ということ。来年度、また雨が降るということを考えれば、早急に今度の防災訓練を機に、小さな小学校区単位とか公民館単位で、避難所はどこかとか避難経路はどうしたらいいとか、そういうのを確認していかなければいけないなと思っております。山都町の地域防災計画にも、避難の徹底が書いてありますけれども、そういう意味では、地域頼みになってはいないかなというふうにも思います。

そこで避難所について四つお尋ねします。



大雨とか土砂災害とか地震等の災害が起き、防災無線で避難を呼びかけられて、自宅では危険だと判断した住民の方が余裕があったら食料とか毛布とか着がえなど持って避難をする。余裕がなければ身一つで逃げる場所、それが避難所です。そこについて四つお尋ねします。

先ほども言いましたように、山都町では防災無線で避難勧告を出すときに、大きなところで役場本庁、清和支所、蘇陽支所、千寿苑を言われます。ほかにも言われたか、済いません、それはちょっと後でお答えいただければと思いますけれども、それは、これは役場職員で避難所を開設することができるからそういうふうにおっしゃるのでしょうか、ということが一つ。

それと、ほかにも、先ほど言われましたように、中央公民館とか各小中学校など指定された指定避難所というのが、先ほど私が持ってきました山都町防災マップというので数えると66カ所あるんですね。それで、指定避難所というのは66カ所で間違いはないかということ。

3番目が、その66カ所は避難所として開設されれば、救援物資が届けられるところというふうに認識していいですか。そのほかにも小さい部落単位に小さな公民館がありますよね。そこに、もしかして緊急的に避難した場合には、救援物資は届けられないと熊本地震のときお聞きしましたので、それでいいですかということ。

それと四つ目が、防災無線では言われるところ以外は、例えば学校だったりしたらば学校職員、地域の公民館であれば地域の人で避難所運営をしてほしいということになるという認識でいいでしょうか。

この四つです。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君君。

**○総務課長（荒木敏久君）** まずお答えいたします。4カ所、本庁なり、あるいは千寿苑なり各支所でございますが、まずは避難の準備をお願いしたいと。避難に関して、高齢者の方ですとか、あるいは幼児の方ですとか、避難に時間がかかる方につきましては、早目に避難準備情報ということで、気象庁からの情報等を得ながら危険が今後予想されるということがあれば、まずは避難準備ということでお願いをしているところが避難準備情報でございます。ことしも出しているところでございます。福祉関係部門と合同で開設をしているところもございます。余裕がある方については、おっしゃったように食事だったり、あるいは毛布等というのをの準備がいただいているところがございます。

それから、避難所の関係でございますが、指定緊急避難所ということで、まずは緊急性から逃れるための避難所ということで、これは61カ所でございます。とりあえず逃げさせていただくことがございますが、どうしても間に合わない場合についてはということで、より身近なところでの、各集落単位でも安全なところにも避難いただいても構いませんと。まずは自分の命を守る行動をとっていただきたいというのが主眼でございます。

それから、一定期間避難生活が必要になる場合がございます。少し滞在期間が長くなりますので、指定避難所ということで14カ所を指定をしております。

避難所への物資等につきましては、指定避難所が中心になるかなというふうに感じておりますが、熊本地震の場合ですと、取りに来られた地域もございましたので、それに応じて備蓄品を支

給したところでございます。

それから、長期にわたる避難所でも、地域においても各公民館等、熊本地震の場合には、地域の方々が本当に運営に協力していただきましたので、町としては非常に有効な手段だったかなと思いますので、なかなか行政だけでは十分ではございませんので、今後も住民の方々と協議しながら避難所の運営に当たっていただきたいなと思います。

それから、防災無線での広報を呼びかけているところでございますが、まずは危険が予測される場合の避難準備情報というのを参考に避難をしていただければ一番いいかなと思います。

それから、無線の放送の内容でございますが、やはりまさに命の危険が及ぶということで、マスコミ等でも報道されておりますが、その情報の発信の仕方については、まずは避難準備情報をまず出すことが先決と考えておりますし、やはり真夜中ですとか有効性がない発信の仕方は非常に危険が伴いますので、空振りでも覚悟の上で避難の準備を呼びかけているところでございます。ただ文言につきましては、皆さん方に伝わりやすい言葉という御意見もいただきましたので、工夫していきたいと考えています。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 学校が避難所になった場合学校の、学校としてのマニュアルとか、私が在職中にはそういうのは全然なかったんですけども、そういうのが今あるのか、それと地域の人で避難所運営をしていただいて助かったとおっしゃいましたけれども、そのことについてまた後でお尋ねします。

学校関係のことで言えば、井手教育長は益城中央小での避難所運営に当たって、本当に報道等でもありましたように、献身的になされ本当に大変だったと思います。学校が避難所となったときに、実際どのような備蓄があったり、またこのような備蓄があればよかったなと感じられたり、設備面でこういうことがあればよかったなと感じられている部分があれば教えていただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 避難所運営についてということでございますが、私も初めての経験での体験を通しての、終わってからの経験しかございませけれども、ましてや益城町でマニュアル的なものも当然なかったと私は認識をいたしております。そして、避難所運営には、行政主導での避難所運営が行われるというのが通例でございました。ただ、そこに価値観を持って臨むというか、大切さというのはそういうところかなということを経験として思うところでございます。

子供たちも含めました生活にお困りの皆さんがおいでなるときに、どんなことを大事にして支援に当たるかということ、訓練等を通して、あるいは学習の機会を通して学ぶということは大事かと思えます。

また、私が経験しました広安西小学校におきましては、幸い私の指揮のもとで職員が活躍してくれましたので、私の大事にした子供たちの命を守るとか、あるいは避難者の方のお困り感を少しでもなくすという、そういう目に見えたり文書になったものではありませんでしたけれども、

その価値観の気持ちを共有して職員が一生懸命活躍してくれたというのは、その後の評価においてはありがたく感じるところでございます。

何が必要だったかと言われたら、そういった学校におきましては日ごろの職員との価値観の共有ということが一番にあると思います。いろいろな物資につきましては、もちろんそれぞれのケースによって変わるとは思いますし、最低限の命を守るとか、飲み水、トイレといった衛生等を確保するという点は、ある程度想定して準備する必要があるかなということは思っております。

済みません、お答えになるかわかりませんが、重ねてありましたらよろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 学校名を間違えて言いました。申しわけありません。広安西小学校でのことをおっしゃっていただきありがとうございます。

私は、マニュアルはないのかと尋ねましたけれども、なくても、そこそこの地域や子供たちの様子、学校の様子で変わるわけですから、臨機応変にする力というのがどこにも要求されるころだと思います。マニュアルがあるからできるということではないというのを教えていただいたと思います。子供たちの命を守る、生活にお困りの方のニーズから出発してやったと言われたことが本当にどんな場面にも生かされるべきだと思います。

でも、災害が起きれば、井手教育長も被災者でした。先生たちも被災者でした。役場の方も被災者だったわけです。それから、地域の役員さんたちも被災者です。被災しながら避難所運営をしていくというのが当たり前でいいのかなと思うんです。避難所についても、体育館避難が当たり前でいいのかなと、今、思っています。

比較的元気な周辺の自治体の方と、いろいろな災害時の協定とかされていると思うんですが、それは物資搬入のことだけなのか、私は被災していない周辺の自治体から来ていただいて、一緒に避難所運営をしていくなど、そういう災害時の協定なども必要になるんじゃないかなと思っています。南海トラフ地震も想定されなければいけません。今、起きている北海道の地震に対しても、いろいろな自治体からお手伝いに行かれていると思うんですけれども、それが、いつでも何か起きれば、ぱっと行って避難所運営のお手伝いができるような、そんな協定とかあればいいかなと思っていますが、山都町ではどういう災害時の協定を他市町村とされているのか教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 災害時の自治体間の広域連携ということでございますが、山都町では、高森町さん、それから五ヶ瀬町さん等々含めて、おっしゃいましたとおり物資の支援もございまして、職員の相互派遣というところでございます。その中に避難所運営というのが含まれるかどうかにつきましては、詳細まではちょっとわかりませんが、そういった物資の面と職員の相互派遣ということで協定を4自治体で行っております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 広域連携とおっしゃいましたが、本当にお隣町ですよ。大きな災

害になったらみんな被災しているかもしれません。そういう意味では、もっと遠くのほうとのいろいろな、まさに日本全国ですけれど、そういう自治体同士の助け合いとか協定とかいうのは考えてらっしゃいませんか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。山都町は、全国へそのまち協議会に入っておりますので、北海道から沖縄までということでもありますので、熊本地震のときでも、早速、給水車とかあるいは避難物資の支援というところで、その自治体間でも広域、一つの自治体がやられたときには全国から応援しようということで協定を結んでいるような状況でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** わかりました。そのように被災していない中で手伝いができるところは、本当にお互いに、日本全体で考えていかなければいけないことになるかなと思っています。

そして、避難所のことですけれども、先ほども言いましたように、今は体育館だったり公民館だったりという、そういう大きな公共施設がなっています。今回の北海道地震での避難所の様子も、最初のうちはやはり体育館にひしめき合って雑魚寝をしておられるというのは、もう何十年も変わらない光景で、私もこういうもんだというふうにつき最近まで思っていました。でも、やっぱりこれじゃいかんのじゃないかなと最近思っています。

東日本大震災のときも熊本地震のときも、そういうひしめき合った避難所の中で、本当に残念なことながら性的被害も起きています。そして、何日もたつて段ボールベッドが来ましたとか個別の仕切りができましたと報道をされています。

北海道地震でも、夕べのニュースでやっと段ボールベッドが来ましたと言われて、映像ではそれをただ並べてあるという、まだ仕切りはない状態でした。けさの新聞では、北海道は寒さが厳しくなっているので、寒さ対策が必要だというふうに言われています。

先ほど、井手教育長がおっしゃいましたように、トイレと水、それから自家発電の必要性もずっと言われてきています。その中で、実際に、今どこにどれぐらい備蓄があって、これからどのように計画されていくのだろうかというのをお尋ねしたいと思います。

段ボールベッドとか個別の仕切りとか最初からあればいいじゃないと思うわけです。その辺についてお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 山都町での備蓄の状況でございますが、熊本地震の折に避難された部分につきましては、昼間で最大で1,200名、夜間で2,100名という数を数えました。山都町におきましては、非常食セット3,600食、アルファ米1,200食、毛布1,000枚等を備蓄しているところでございます。今のところ段ボールベッド等の備蓄はないのが現実でございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 現在の備蓄ですか、今言われたのは。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** ただいま申し上げましたのは現在の備蓄の数でございます。主な

ものでございます。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子。

**○2番（西田由未子君）** 熊本地震の際には、昼夜あわせたら述べ3,300名の、これは足すかな、1日ですかね、これ。全体でですか、避難の。

（「その日の最大」と呼ぶ者あり）

その日の最大……。足りませんよね、もしものようなことがあったときには、3,600食とアルファ米1,200では足りないんじゃないかなと思いますし、これぐらいでいいのかなと思います。

第2次山都町総合計画の実施計画によりますと、災害備蓄品整備事業というのが3年間で15万円しか計画されていないというふうに思います。これは、ぜひ考え直していただきたいと。今ある備蓄でも全然足りません。そして、今言われた備蓄は、大きな避難所にどれくらい分けてあるのかなと思いますし、身一つで避難される方もやっぱりおられますよね、いろいろな段階で。その方の毛布とか水とか食料、せめて雑魚寝避難を防ぐために、段ボールベッドとか仕切りは必要だと思います。小中学校にも備蓄を考えていただきたいと思います。

先ほど言いましたように、初めから置いてあれば、今6日目を迎えた北海道地震で避難されている方は、とにかく体調が悪いと訴えられ始めています。熊本地震のときも、直接亡くなった方よりも、その後の関連死で亡くなった方のほうがはるかに多い。200名を超えていたと思います。これは、避難所のあり方に大きく影響していると言わなければならないと思っています。

地震大国のイタリアのことを、実は調べてみたんですけども、国が中心となって対策を講じて、済みません御存じかもしれませんが、公費でエアコン付きのテントを用意する。それから、そうでない方、特に配慮を要する方には、ホテルに寝泊まりできるように配慮するということが、国の政策で保障されています。

一足飛びにそこまではもちろん私も要求はいたしません。できることからだと思っています。でも、こういうことができている国もあるんだということで、しなければならないことは本当に山積みだと思いますけれども、この備蓄の充実ということはできる範囲ではないでしょうか。

道路が寸断され孤立が考えられる地域が多い山都町において、助けが来るまでの間、一週間程度優先的に備蓄できる倉庫をつくって、備蓄ができるように倉庫をつくるとか、いろいろなことは考えられていかなければならないと思いますがどうでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えいたします。熊本地震の発災時におきましては、発災後、3日目には支援物資がプッシュ型でまいりましたので、まずは自助の部分につきましては、事前の備えとして、住民の皆さんには3日間程度の食料品、飲料水等の準備をお願いしたいというふうに日ごろからお願いをしているところでございます。

備蓄品、十分ではないという御指摘がございました。近隣の町村との連携もございまして、備蓄等を調整しながら、山都町でできる限りの準備をする必要があるかと思っております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 近隣と協力されるのももちろん大事だと思います。でも、先ほど言っていますように、そこまで行く道が閉ざされて孤立してしまう可能性があるというところには、やはり重点的に手当をしていくべきではないかと思っておりますのでお考えいただきたいと思っております。

次に、先ほどもちょっと言いましたが、高齢の方、障害をお持ちの方、乳幼児がおられる家族の方など、配慮を要する方に対する避難のあり方についてです。

北海道地震のことから言いますと、寒さ対策のために暖房設備の整った避難所へ集約するという新聞報道もありましたが、このようなときに、また避難所から避難所に移らなくちゃいけないわけですね。そんなときに、山都町で考えてみても、寒さ対策も大事ですし、宿泊施設に避難というようなことは考えられないのかと思うわけです。優先的に宿泊施設への避難を公費で行うということも考えていってほしいと思っておりますが、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 山都町におきましては、通潤山荘を初めいろいろな宿泊施設がございますので、もちろん避難所の対応として有効に活用できる分については協議をしながら進めていきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** ぜひそのようにお願いしたいと思います。

ずっと防災について尋ねてきましたが、これが最後です。原子力災害についての防災計画についてお尋ねをします。

今回の北海道地震では、北海道全体が停電してしまいました。泊原発は停止中でしたが、停止中でも使用済み燃料を冷やし続けるための電力が必要なことには変わりありません。その電力がなくなったことで、外部電力がなくなったことで、非常用の電源が使われました。その非常用電源を動かすにも燃料が要ります。その燃料が尽きてしまえば、電源は全部とまり、使用済み燃料は冷やし続けることができなくなるという危険性もありました。熊日にも大きく報道されたと思います。

このように、原発事故は稼働中はもちろん停止中であっても起こり得るものです。ましてや、九州では鹿児島島の川内原発、佐賀の玄海原発が現在稼働中です。山都町はどちらからも150キロメートル離れてはいますが、一たび事故が起きれば、放射能被害は免れません。原発事故に対する防災計画についてはどのようにお考えですか。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** 原子力災害についてのお尋ねでございますが、本町の防災計画の中に、具体的に事細かに原子力災害に関する項目はございませんが、やはり非常時として捉えれば、放射能の飛散等の危険が危惧されますので、避難の呼びかけを行うことになると思います。国を初めとして、県の機関からの情報収集しながら、避難誘導を実施することとなると考えております。

御指摘がありましたとおり、本町はそれぞれ150キロ、二つの原発からの距離がございますが、

これは熊本県全体の課題として捉えていくことが必要かなと感じております。住民の皆さんへの原子力災害に関する知識の普及・啓発、あるいは避難経路等の周知徹底を図っていく必要があると思いますし、また、隣県同士の連携強化についても提案をしていく必要があるかというふうに考えております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 法的には、30キロ圏内には義務づけられていますけれども、150キロだからする必要がありませんとまさかお答えをされなかったと思いますが、前向きにお答えいただいたと思います。本当に具体的になるようお願いしたいと思います。

ちなみにですけど、兵庫県の篠山市では、ここも原発から30キロ圏外の自治体ですけども、原発事故対策の検討を重ねられて、こういうハンドブックもつくられています。とてもわかりやすいです。ぜひ参考にさせていただきたいし、避難の呼びかけを行うことになるだろうとおっしゃいましたが、その屋内避難を多分呼びかけられると思いますけれども、それで本当にいいのか、それだけでいいのかとか、具体的なことについては、また、お尋ねしていきたいと思います。ありがとうございました。

今回は、長々と防災についてお尋ねをいたしました。全体的な防災対策について、今からでもできること、それから中長期的に計画をしながらすべきことの二つについて、町長のお考えをお聞きしたいと思います。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 防災については、これはもういつ起こるかわかりませんし、想定外の災害が起こるかもしれません。きょうこの場で起こるかもしれないわけであります。これについては、日ごろから我々行政も町民の皆さんも一体となった問題意識、危機意識を持って行動していきたいという思いであります。

先ほどがけ地だったり、河川だったり、いろいろな防災の予算等々上げましたが、今、国の防災予算は少なく復旧予算が主じゃないかなという思いであります。特にがけ地等々につきましても、崩れれば、あとすぐにでも予算がつきながら防災工事が始まるわけですが、その前にがけ地、先ほどありますように1,300カ所以上の危険地域があるにもかかわらず、まだ、私もどれだけが終わるとのかわかりませんが、まだまだ道半ばまでいっとらんとじゃないかなという思いでありますので、これについては行政のできる分を、国も今回の大きな災害を踏まえた中で、河川の改修であったり砂防ダムであったり、いろいろな取り組みをされると言われておりますが、国が決めてから我々に来るまでには何年かかかるんじゃないかなという思いでありますので、先ほど言いますように、まずは我々は避難の誘導であったり避難の経路であったり、また、このためには自主防災組織、それ以上に小さな集落組織の中で、日ごろからそういう思いを共有をしていかなければいけないという思いであります。計画を立てて、計画倒れになっちゃいけないかなという思いであります。

先ほど、議員がお示しになりました防災マップが、今、配られておりますが、我が家でもどこにあるか、先般上田係長と話した中で、「これはいつも目につくところに置かないかんばいな」と

いうお話をしたところであります。新しい防災マップもつくるわけでございますが、先ほど副町長と話した中で、西田家では恐らく電話のどこかなんかにかけてあるんじゃないかなという思いでございますが、活用ができるような形の中で、みんなで考えていかなんという思いであります。

それと同時に、やはり危険箇所の点検は皆さんの目でも見ていただきたいし、住民の視点の中で、報告なり連絡をしていただきながら、予算は限られとると、先ほどありましたように本当に少ない、防災にかける予算は少のうございますが、少ない予算の中で有効に使われるような対策をとっていきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 行政も住民も一緒に協力し合っってこのことについては、本当に真剣に取り組んでいきたいと私も思います。

済みません、次に行きたいと思います。毎回お尋ねしています保育料と学校給食費についてです。

6月議会でも質問しましたけれども、今回は、本町の保育、学校給食の特色について町としてどのように捉えられておるのか、簡潔に、保育については福祉課長、学校給食については教育長、お願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それではお答えいたします。本町では、子供の生活背景と発達の個人差を理解をし、それぞれの子供に何が必要を見つめ、子供の育ちに役立つと保育を就学前保育と捉えて実践をしております。一人一人の子供を見つめ、その子に合った教育と保育を保障して、成長発達を支えていく保育ということでございます。

また、多くの保育者、それから教育者の手で保育内容が磨かれているといったことも本町の特色の一つでもあり、今では当たり前になっておりますけれども、延長保育ですとか障害者保育もいち早く取り入れております。このことは、本町の全公立保育園の根底に脈々と流れている基本理念、基本方針と言ってよいかというふうに思っております。

さらに、乳児保育や一時預かり保育、さらには子育て支援センターや病後児保育室の設置等、他の市町村にないきめ細やかで安心して子供を産み育てることができる環境を整え、保護者の多様なニーズにもしっかりと対応していると考えております。

なお、また、保育条件の一つとして、現在、保育料を国の保育料徴収基準額の4割程度にし、保護者の負担軽減を図り、子育て支援の一助としております。これも本町の保育の特色と言えるものだと考えております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 本町の学校給食の特色についての認識をということでございますのでお答えさせていただきます。山都町の地産地消の推進の方向や有機農業の推進地である山都町の特色を理解した職員、特に栄養教諭の献立表等によりまして、計画的に農産物の栄養とおいしさを取り入れた献立等が行われていると思います。



また、各学校で自校給食により安全を確保することはもちろんのこと、素材のおいしさを生かす調理に、職員チームによって調理も頑張っていたいただいて、山都ならではの魅力ある学校給食が提供されていると認識しております。

あわせて食に関する情報提供や学習が各学校で工夫して展開されるなど、体の成長とともに、心の成長、あるいは将来の食の選択の大切さ等に関する食育が学校給食を中心に行われていると認識しております。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** お二人からの御答弁、本当にありがとうございます。そのとおりだと思います。

そのようにすばらしい保育と給食について、ずっと無料化の方針を立ててくださいというふうをお願いしてきましたけれども、無料化についての見通しについてはいかがでしょうか。町長お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。もう時間もありませんが、毎回、西田議員からこの問題については御質問いただいておりますし、次回答えますというようなことでございますので、今回、これにつきましては各課協議をしました。特に、ふるさと納税を利用した中での無償化はできないかというようなことでございましたので協議をしたところでございます。

先ほどありますように、保育料の無償化については、国のほうが来年の10月からというようなことでありますので、そのようになるんじゃないかなと思います。具体的にまずは半年間するかというようなことは、今の時点では考えておりません。言い方悪うございますが。

しかしながら、ふるさと納税につきましては、要綱の中に、将来を担う子供たちの健全育成に関するというような文言がありますので、そしてまた、ふるさと納税につきましては、納税をしていただいている方々が、目的を明示した寄付も随分あるわけでございますので、そういう分も含めながら、今後、無料化が実施された後、また、町の負担も大きな部分もあるんじゃないかなという思いでございますが、ふるさと納税につきましては、納税者の思いを先ほど言いましたがこの我々の要綱の中にもあるわけでございますので、そのような形の使い方を保育園の園児の皆さんにも、子育ての部分についても考えながら、今後ふるさと納税の利用とか活用については、そのような形で進めてまいります。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 国の動向も見ながらということではありますが、保育料は無料化に向けて動き出すということによろしいですか。ありがとうございます。

給食費については、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。学校給食について無料化ということでございますが、これにつきましては、各家庭の事情等によりまして無料化されておる家庭もあるということでございますし、今の学校給食につきましては、材料費のみの負担を保護者の方々にお願いしておる

というようなことであります。全て無料化、今のところは考えておりませんが、今、山都町の学校給食の今のよさを生かせる部分すれば、ある程度の保護者の方への負担をいただきながら、学校給食、今の給食のあり方を続けられればなという思いであります。

いろんな方式もあるそうではありますが、今、非常に保護者の方々も先生方からも喜ばれている今の給食体制を維持するためには、ある程度の保護者への負担もお願いしたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 理解もいたします。一部でも、少しでも、負担が減るようにお考えいただければありがたいと思います。

三つ目もしたかったんですけども、時間がありません。またの機会にしたいと思っておりますけれども、障害を持った子供たちの担任をしておりますときに、保護者の方が心配されていたのは、自分たち亡き後、この子供たちがどうなるのか、自立して幸せに暮らしていけるのかということでした。その点で、この山都町が、共に生きる社会を目指すために取り組んでいかなければならない内容について、また次回お尋ねしたいと思います。ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** これをもって2番、西田由未子君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩します。

---

休憩 午後1時57分

再開 午後2時07分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

一般質問を続けます。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 皆様こんにちは。1番議員の眞原誠でございます。本日最後の質問者でございます。

けさの新聞の1面に、北海道地震、死者41名、捜索終了という記事が載っておりました。この記事を読みながら、改めて西日本豪雨に始まり、立て続けに日本列島を襲った自然災害について考えさせられました。

テレビなどでは、防災の話になりますと、発生後の行動、発災後の行動の話が多ございます。しかしながら、発生したときの被害のこれを最小限にするための備え、そういったことも防災に非常に重要でして、この件につきましては、山都町においては、治水、治山事業、それから耐震化の事業、さきの質問でも総務課長、町長、御答弁なさっていましたとおり、そうした事業が非常に重要になってくると思っております。

地方公共団体の財政状況は、依然厳しい局面ではありますけれども、藤澤議員の質問にも町長が御答弁なさったとおり、必要な投資はしなければならないということでおっしゃっております。これに関して私もそのとおりだと思っております。私も地方議員として、やれることは精いっぱいやろうと、けさこの記事を読みながら改めて心に誓ったところです。

このことを念頭に置きながら、本日は投資に関する質問もしてまいります。それでは、発言台のほうに移ります。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 初めに、通告書の記載から質問の順番を変更したいと思っておりますので、そのことに触れさせていただきます。

まず最初に観光のことを質問いたします。その後、教育環境になっておりますが、これを人口動態、予算編成、この質問を先にさせていただきまして、最後に教育環境に関する質問をしてまいりますので、よろしくお願い申し上げます。

それでは、早速観光政策について質問いたします。

いよいよ九州中央自動車道の北中島までの供用が目前となっており、山都町の観光政策も目標を見据えながら、成果に向かって進んで行く段階だと思っております。山都町総合計画では、観光客の滞在時間を延ばすということが目標となっておりますが、受け入れ体制の現状が気になるところです。そこで宿泊施設に関して質問いたします。

通潤山荘、清和高原天文台、そよ風パーク、こちらの宿泊者数とその稼働率につきまして、平成26年からの推移を教えてください。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それではお答えいたします。まず通潤山荘から申し上げます。平成26年度の宿泊者数、1万3,799人、あわせて稼働率が56%、27年度、1万8,929人、稼働率が72.1%、それと28年度、1万5,389人、稼働率が74%、それと29年度、1万4,972人、稼働率が65%となっております。

次に、そよ風パークです。平成26年度、宿泊者数9,814人、稼働率36.3%です。27年度、1万1,402人、稼働率43.4%、28年度、1万2,288人、稼働率43.3%、それと平成29年度、1万5,668人、稼働率46.2%となっております。

次に、清和高原天文台の宿泊棟の稼働率、宿泊数ですが、平成26年度、宿泊者数1,497人、稼働率が17.6%、27年度が1,587人、稼働率18.8%です。28年度、1,436人、稼働率18.5%です。29年度が、1,334人、稼働率が15.2%。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** はい。では、こちらの数字の拝見いたしました。やはり平成28年、震災後通潤山荘は特に落ち込んで、その後、平成29年の震災後の盛り返しというのものなかなか難しいのだなというふうに拝見しております。

では、町内の宿泊施設の閑散期と繁忙期の波のほうはどうでしょうか。宿泊施設の経営を安定させるためには、繁忙期、閑散期の差が大きい場合、この閑散期の来客をふやすことを考えねばならないと思います。しかしながら、これは、施設の運営努力だけではどうにもならない事もあるかと思えます。

そこで行政の政策として、何か具体的に計画はありますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、まず町内の宿泊施設の閑散期と繁忙期の波はどうかというところの御質問にお答えしたいと思います。

例年、3月期から徐々に泊客数が増加をし始めまして、5月のゴールデンウィーク、それと7、8月の夏休み期間、それと紅葉が始まる10月から11月は繁忙期となっております。冬季の1月、2月については、どこの施設についても閑散期となっております。

2つ目の、閑散期の来客をふやすための政策が必要だということのお尋ねでございましたけれども、まず、春先から秋にかけては、町内で多くのイベントや催し物が行われているのは御存じのとおりだと思います。閑散期に当たる冬場の時期についてはイベント等は少なくなりますけれども、幣立神社、小一領神社、高千穂神社等への初もうで、あるいは五ヶ瀬ハイランドスキー場の利用者の宿泊客、最近では九州脊梁山地で樹氷を鑑賞するスノーハイク等も人気があり徐々に増加をしている状況です。このほか、1月下旬に九州山地神楽祭を開催しておりますし、仁瀬本神社神楽、高畑年祢神社、白石神楽などの夜渡し神楽も行われております。今回、そうした自然や伝統芸能を広くPRをして、宿泊客へつなげていく計画であります。

さらに、宮崎県と県境連携事業として、日向往還里歩き広域連携事業にも取り組んでおります。熊本県側が、御船町、山都町、それと宮崎県側が、五ヶ瀬、高千穂、日之影、延岡の6市町の広域連携事業でございます。この連携事業では、日向往還沿線周遊イベントとして九州中央自動車道上野インター、北中島インターの開通認知度向上のためのPR活動とあわせて、周遊イベントとして、観光物産振興を図るため、各市町の道の駅を回るレシートラリーを来年1月から2月にかけて実施をする予定にしております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** そうですね。そういったイベントを、官民一体となって取り組んでいって、活気を出していくことが重要なと私も思っております。

次に、観光客の受け皿について質問いたします。

山都町には、冒頭の3施設以外にも、旅館ですとかキャンプ場など、さまざまな宿泊施設があります。今後、観光客や観光客の滞在時間、こちらの増加を目指すに当たりまして、宿泊客の受け皿というのは、現在の状況で数的には十分なのでしょうか。そのあたりの御見解をお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。本町の現在のキャンプ場を除く宿泊施設施設であります通潤山荘、そよ風パーク、清和高原の宿における宿泊定員は303人です。これにキャンプ場とかを含めると、キャンプ場あたりが定数がなかなかはかり知れませんが、ここに数百名は宿泊が可能かと思いますが、宿泊客の客室は、現状で足りているかということでのお尋ねですが、繁忙期であります5月のゴールデンウィークですとか、八朔祭等については、時期によって宿泊をお断りすることがありますけれども、先ほど御報告しましたとおり、施設の稼

働率は40から70%ほどですので、年間を通した場合には十分に客室は足りているのではないかと  
いうふうに認識をしております。

しかし、先ほど申しました繁忙期には、客室が不足する事態もあることや、安価に宿泊できる  
農家民泊ですとか、最近ではBアンドB——ベッド・アンド・ブレックファストという家族経営  
の小規模な宿泊施設が全国的に広がっていることなどから、本町でも宿泊先の受け皿としてその  
可能性を見出していきたいと思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** そうですね、八朔祭ですとか、繁忙期の非常にお客様が多い時期、こ  
のときにいらっしゃるお客様をいかに逃さずにキャッチできるのかというのは非常に大きなこと  
だと思います。ことしの6月にですかね、宿泊事業法の施行もございまして、今、課長の御答弁  
にもありましたようなそういった取り組みも町のほうで進めていけたらいいなというふうに思っ  
ております。

次の質問に移ります。ことしは、指定管理施設の更新時期ですけれども、清和文楽館以外の施  
設の募集には、民間企業等にも広く呼びかけられるのでしょうか。そのあたりお聞かせいただけ  
ますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 今年度は、本町の11施設の観光施設のうち8施設が指定管  
理の更新を迎えます。これまでも、一部を除いて山都町ホームページなどで周知、公募を行って  
きたところです。今回の指定管理者の募集についても、6月に更新を迎える指定管理施設を公表  
しておりますし、10月には募集要項を掲載して、広く周知することとしております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 民間団体の経験値やアイデア、こうしたものをフルに活用して、活気  
のある施設運営を期待したいと私も思っております。

そこで、気になりますのが、第3セクター企業、こちらについてなんですけれども、指定管理  
施設の運営しか行っていない第3セクターが、その事業から仮に撤退するという事になった場  
合、どのような対処になるのかというのが気になっております。

一般的に廃業して会社は精算する場合は、それまでの財政状況によって大きく異なりますけれ  
ども、かなりの費用がかかります。営利事業には民間の力を呼び込もうという、こういうする姿  
勢というのは、それはそれで私は正しいと思っておりますけれども、そうしていろんな民間団体  
とのコンペの中で採択するということは、指定を受けないという団体も出てくるというわけで、  
それらの第3セクターということになれば町も無関係ではないですから、そこらあたりのところ  
をあわせながら考えていく必要があるんじゃないかなと思っております。そう思っの質問です。  
よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** お答えいたします。指定管理施設の選定から漏れた場合の対処のお尋ねということだと思いますけれども、一般的な流れとしまして、まずその会社——第3セクターという会社の取締役会で運営方法について協議を行っていただいて、新たな事業で会社を存続するのか、会社を整理をしていくのかというところの判断になるかと思います。町は出資者として関与していくということになると思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 本件は非常に重要なテーマだと思いますので、その辺もしっかり念頭に置きながら指定管理の更新というところではやっていただきたいと思っております。これは、第3セクターを外すなどかそういう話ではなくて、きちんと並行して考えていく必要があると、そういう意味でございます。

では続きまして、通潤橋に関して質問をしてみたいです。課長も席に戻っていただいて大丈夫です。震災後、通潤橋の復旧を目的としました通潤橋未来への懸け橋基金が開設されておりますが、現在の寄付額とこれまでの基金運用の状況を教えてください。

また、寄付なさった方々への対応は、今どのようになさっていますでしょうか。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。寄付額でございますが、平成30年、先月8月末現在で332件、金額にしまして1,572万8,799円でございます。

また、基金運用の状況でございますけれども、この基金の運用につきましては、この基金の運営委員会でその用途の検討を行っております。これまでの運用実績としましては、平成28年度に行いました上井手管路——ヒュームカンですけれども、この修復工事その期間中に、白糸台地への送水のために必要としました土地改良区所有の揚水ポンプの電気代41万9,000円1件を充当しているところでございます。

また、寄付なさった方々への対応ということで、新規の納付方法としましては、窓口、来場された方からの納付、それから二つの指定口座への銀行振り込み、それと現金書留という三つの方法で行っております。被災した通潤橋への心温まる支援金でありますために、お礼状をそれぞれ交付しているところでございます。窓口納付の方にはその場でお渡しし、口座振り込みや現金書留の方につきましては、振り込み人の方の御住所へ郵送していることとしております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 332件ということで、私が思っていたよりも結構多い件数ですのでうれしいなと思っている次第です。また、大勢の方々からの御寄付、あと応援メッセージのほうもホームページのほうに記載されているの拝見しました。本当に励みになると思っております。この場をかりてお礼を申し上げたいと思います。

さて、通潤橋に関する情報発信について、先ほどホームページのことも述べましたけれども、吉川議員のほうからもホームページ活用の件、上っておりましたが、現状や復旧計画、こちらに

関してはホームページのほうに写真つきで載っております。

ところが、このホームページといいますのは、能動的に見に来ていただく方しか情報が伝わらないというところがございます、側面がございます。情報発信を観光政策の一環として考えるのであれば、情報はより多くの方々の目にとまる必要があると思います。

山都町のフェイスブックページもできているように拝見しております。まだ試験投稿とか書いてあったような気がしますが、通潤橋やその他の観光資源に関する情報の投稿を積極的に行っていて、プッシュ型で情報発信をしていただきたいなと思っているのですが、この点についてはいかがお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 情報発信という点でございますけれども、これまで行ってきましたホームページにも加えまして、山都町のフェイスブック、ツイッター、これはいずれも企画政策課のほうで管理をしているものでございますが、そして、また、今ありましたように、これ、現在試験運用中のものでもございますが、これに先週から既にアップをしているところでございます。

通潤橋の修復につきましては、復旧工事が終了することで終わりではなく、通水石管の目地材であります漆喰の維持管理等に将来にわたって経費もかかっていくために、こうしたSNSを利用しての通潤橋のの価値を広く今後も周知しながら支援金を募っていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 各課が横でしっかりと連携していただきまして、この山都町の魅力をどんどん発揮していただければなというふうに思います。課長ありがとうございます。

では、続きまして、次の質問に移ってまいります。次は、先ほど申し上げましたとおり、人口動態についてお尋ねいたします。

人口動態というのは、一定期間内の人口の変動のことでございますけれども、死亡数と出生数の差による自然動態と、転入転出の差による社会動態の2種類の合計になっております。

県の統計データを私拝見いたしましたところ、山都町の平成28年10月1日から平成29年9月30日までの人口動態は、自然動態が272名の減少、そして、社会動態が128名の減少、合計400人の減少だったそうです。

市の自然動態につきまして、本町と人口が同規模の御船町を比較してみました。

出生者数は、山都町の79人に対しまして、御船町は133人でした。また、人口が本町の3分の2である嘉島町も85人で山都町よりも多い状況です。

これにつきまして、町としてはどのように分析なさっているか、よければお聞かせください。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。ただいま議員がおっしゃった県の統計資料によりまして、山都町その当時の人口を調べましたところ、山都町の人口は約1万4,400人、御船町が1万6,700人、嘉島町が約9,000人となっております。その中で、20歳から39歳の人口が山都町で約1,500人、御船町が3,000人、嘉島町が2,000人となっております。

山都町の人口ビジョンで見ます合計特殊出生率からしますと、県の平均が1.61に対して、山都町は1.94ということで出生率は高くなってはおりますが、出産、子育てされる世代の20歳から39歳の人口が他町に比べ山都町においては少ないと思われまます。逆に言うと、高齢化が高いということが考えられると思ひます。

また、対策としましては、まち・ひと・しごと総合戦略に基づきまして、出産祝い金や高校生までの医療費無料化、保育料の軽減など子育て環境の充実を図っているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** そうですね、今、おっしゃられた数でいきますと、山都町が1,500人ということで、嘉島町の2,000人よりも少ないということがわかりました。やはり統計数字から見たとおりの結果だったんだなと思っております。

それから、山都町の合計特殊出生率、こちらが高いということは、私もうれしいことかなと思っておりますけれども、要するに、子供を授かる世代の数をふやしていくということが今後の課題だなというのがはっきりわかったかなと思ひます。

続きまして、社会の動態についてですが、山都町の128人の減少というのは、簡単に人口で割ってみまして比率にしますと0.88%のマイナスの数値でした。これ、上益城郡で一番の減少率だったですね。あとは、嘉島町につきましては、プラス1.09%ということで増加しております。

これについていかがお考えかお尋ねしたいと思ひます。自然動態における減少傾向を社会動態でカバーしていくことが大事かなと思っておりますので、よろしくお願ひ申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** お答えいたします。本町の、基準がちょっと異なりますけど、本町の基準日が異なりますけれども、本町の平成29年度の転出者は468人となっているところで。この転出者468人について、年代別で調べましたところが20歳代の転出が152人で全体の32.5%。それを含めまして、30歳以下の方の転出が262人で約50%を超える割合となっております。転出時期は3月から4月が多くなっており、転出先は熊本県内が340人で、転出者の全体の7割近くで、その7割のうちの180人が熊本市への転出となっております。転出時期が3月、4月ということから、進学や町外へ就職されるために転出者が多いと考えられます。

一方、嘉島町の人口ビジョンを見ても、嘉島町への転入状況は、熊本市が圧倒的に多く、次いで益城町、御船町、宇城市、宇土市などの近隣町村が多くなっていると書かれております。また、嘉島町から他市町村への通勤通学も、熊本市が多くて、その次に御船町、益城町というふうに近隣に通ってらっしゃるといことが述べられているところだす。そのことから、やはり近隣町村への通勤通学が可能な環境が嘉島町にはあるのかなということが考えられます。

対策としまして、山都町においても、現在工事が進められております九州中央自動車道の整備によりまして、熊本都市圏との距離、時間も短縮されることから、通勤通学が可能な環境になるということ、そういうことを広くPRしていくことが必要かなと思ひます。そして、現在取り組んでおります山の都プロジェクト、地方再生推進交付金事業によりまして、基幹産業であります農林業の振興、移住・定住促進、企業誘致などの対策を強化していく必要があると考えておると



ころです。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 非常に重要な課題だと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひ申し上げます。

さて、今、町内における仕事の件、通勤の件などのお話ございましたけれども、熊本県の一般職業紹介状況の有効求人倍率、こちらを見ますと、平成30年7月現在ですが、1.76倍、全国平均の1.63よりも大きくなっています。通告書に記載しております1.41倍というのは、こちらは職業別常用有効求人・求職・求人倍率、ちょっと長い名称でしたが、こちらに記載されている数字でした。統計の仕方が違うのかなと思っておりますが、さて、この有効求人倍率を職業別に見ますと偏りがございました。

専門的技術的職業というのが1.91、サービスの職業というのが3.01、それから、農林漁業の職業これが1.92、建設採掘の職業3.06、完全に人手不足です。対しまして、事務的職業をは0.45でございました。求職中10人に対して4、5人の求人ということになります。非常に産業ごとといひますか、職業ごとに温度差が激しいかなと思っております。

これ、県の統計なんですけれども、山都町の有効求人倍率の状況というのはいかがなんでしょうか。もし数字があればお教えいただきたいなと思ひます。

また、産業ごとにこうやって温度差の激しい人手不足の状況なんですけれども、これに対しまして何か対策等を御検討なさっていただければそちらも教えていただけますでしょうか。お願ひいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでお答えします、山都町の有効求人倍率、これも平成30年の7月時点ですけれども、山都町内就業場所求人180件に対して、山都町内在住の有効求人者が115人で1.565ということになります。一人の求人者に対して1.565の会社の求人があるということになります。

産業ごとの人手不足が著しいサービス職業、建設掘削の職業については、そこまで山都町の分としては数字は把握をしておりますけれども、先ほど議員がおっしゃった傾向のとおり建設採掘、それとサービス業についてが求人率が高い状況ではないかと思ひます。

全国的な人手不足の状況であることから、大変困難な課題であると認識をしているところでございます。東京オリンピックに関する首都圏での建設需要ですとか、人手不足が深刻する中で、熊本県では平成29年11月に外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の施行に伴い相談窓口を設置をしております。受け入れを希望する企業があれば、相談窓口の紹介等も行いたいと考えております。

既に、現在山都町内でも技能実習生を受け入れて人員確保されている会社もございまして、申し添えておきます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 人手不足解消のためには、やはり国も取り組んでおりますとおり、我

が町でもしっかりやっていく必要があるのだなと実感しております。

そこで、人手不足になりますと必ず賃上げ圧力というものがかかってくると思っております。労働者人口をふやすためには、山都町の経済を成長軌道に乗せていく必要があると考えております。

課長、もうありがとうございます。大丈夫です。

山都町民の収入の合計額といいますのは、さきの3月の定例会で山の都創造課長の御答弁によりますと、約380億円——382億円ってそのときおっしゃっていたかなと記憶していますが、でした。これを伸ばすためにはどうすればいいのでしょうか。何か具体的な計画等ございましたら教えていただきたいと思っております。

また、中でも162億円という占める割合が大きい給与所得、こちらを伸ばすことが非常に重要だと思っております。企業の事業拡大ですとか事業者数の増加、それとあと給与自体の上昇、この両面に対しまして民間企業への後押しといいますかサポートといいますか、そういったものが行政も取り組んでいかなければならないのじゃないかと思っておりますが、このあたりもいかがでしょうか。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それではお答えします。現在、町のほうで取り組んでいる事業についてお答えしたいと思います。

現在、行政や商工会を窓口とした補助事業をですとか融資制度の申請業務などを行っております。また、本町の中小企業の新たな設備投資を後押しするために、生産性向上特別措置法というのができまして、これに基づく山都町導入促進基本計画を策定をいたしました。平成30年7月23日に国から同意を得たところでございます。これによりまして、本町に所在する中小企業者が、先端設備等導入計画を策定して、一定の条件を満たした場合に、固定資産税の特別措置等の支援を受けることができます。

さらに商店、企業の事業拡大等の一助になればということで、平成29年度から山の都創造を目的に、企業や地域住民の自主的かつ主体的に行うまちづくり活動及び移住者を呼び込む起業家支援のほか、にぎわい再生事業、これは店舗改修事業でございますけれども、定住支援、まちづくり支援、震災、豪雨からの創造的復興事業など、ハードソフト両面から支援する山の都創造補助金事業を実施をしております。財源については、山の都創造ファンドを財源に、残り5年間に集中をして実施する予定としております。

主な利用実績としては、店舗改修を行うにぎわい再生事業が4件、空き店舗改修事業及び設備の整備を行う企業家支援が4件、空き家改修支援のほうは10件、もろもろ全体で37件の事業に2,000万ほど支出をしております。

最後に、山都町の経済成長のための内需の拡大を図ることも大変重要なことではないかというふうに思います。先ほど議員のほうから発言がありました、3月の第1回の定例議会の中でも職業別収入額の総額が382億円あって、農業が91億円、給与収入が162億円、年金が69億円というようなお話もあったところでございますけれども、そうした外貨から山都町内に入ってきているわ

けですから、町民一人一人が町内でお金を消費してお金を循環させるということを心がけることも大変重要なことではないかと思えます。全て町で消費するという事は容易なことではございませんけれども、当然、町も先頭に立って内需の拡大に取り組んでいきたいと思えます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 今、課長からの、済みません、先ほどお席に戻っていいと申し上げたんですけど済みませんでした。

今しがた課長からの御答弁にもありましたとおり、外貨と申しますか、外から所得収入をこの町内でさらに内需として消費していただくというのは非常に大事だなと私も思っております。

そこで、次ちょっとマクロ的な話にもなっちゃうんですけども、マクロ経済的なですね、経済成長には今もおっしゃられたとおり内需が非常に重要になってきますし、その需要を拡大するというのが重要になってくると思っております。人口減少で需要がふえないという方がいらっしゃいますけれども、そんなことはないわけで、現に人口減少のヨーロッパ各国は経済が成長しております。マイナス成長は日本だけということです。

実は、その需要というのは作り出すことができます。全てではないですが、ある程度作り出すことができます。国であれば政府、地方であれば行政、こちらの支出の需要になります。

そこで質問なんですけれども、予算編成に際しまして、山都町の需要をしぼませない、そういった観点は編成なさるときにお持ちでしょうか。そのあたりをお聞かせください。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それではお答えいたします。山都町におきましては、町長と政策協議を踏まえまして、町政の重点項目に対応すべく山都町の総合計画、山の都総合戦略及び山都町の復興計画等もとに予算編成の方針を決定し、年度ごとに予算編成を行っているところでございます。

来年度の予算編成につきましてはこれからではございますが、基本的には昨年度の町政の重点項目としての災害からの復旧復興、公共債、あるいは農地災等からの復旧、それから復興基金の有効活用ということで、町の創造分として1億8,000万がございまして有効の活用。それから、昨年からはまりました3つの重点プロジェクトというところで、重点項目として挙げておりますので、そちらを中心に予算編成がなされているというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 午前中からの藤澤議員、吉川議員、そして先ほどの西田議員の質問に対する答弁の中でも、財政状況厳しい中でも必要などころにはきちんと投資をなさると申す御答弁もいただいて、私自身も安心しておるところではございますが、油断することなくしっかりと私も議員としてやっていきたいと思っております。

この件に関して最後になるんですが、行政支出において、先ほど荒木課長のほうから復興などの事業ということで御答弁いただいておりますけれども、特に経済に影響を与えるそうした投資

の分野でございますけれども、付加価値を生み出す産業、農林・水産業ですとか商工業、こちらに深く関係するインフラの整備、今、震災の復旧復興が優先だとは思いますが、震災ではなくてもそういったものを整備しなければいけない場所などあって、そちらへの投資が計画なされていればそちらのほうも教えていただければと思います。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それではお答えいたします。まず、農林水産業についてでございますが、いわゆる生産基盤の整備ということで、十数年ほど前から県営事業の圃場整備を展開していますが、今後も県営事業の圃場整備を計画しているところでございます。あわせて、農地等の流動化を図り、担い手の確保を図りながら、国の支援に加えまして本年度からは町独自でも親元新規就農者への支援を開始したところでございます。

また、生産設備としてのハウス導入についても継続的に取り組んでいく予定でございますし、補正予算にもお願いをしているところでございます。

また、本年度からは、町外からの新規就農者に対応できる研修機関としての山都町、認定を受けましたので農業研修生としての受け入れをしながら、円滑な就農を初め、住宅あるいは農地等の紹介を進めながら、スムーズな移住・定住につなげていきたいということが期待されるところでございます。

また、商工業につきましては、先ほどありましたが、山の都創造ファンド活用しました企業支援ですと、あるいは空き店舗を活用対策、それから地域雇用創出基金を利用しました雇用創出や企業誘致等に継続的に支援を考えるとところでございます。サテライトオフィス等の設備整備もその一環ということでお考えいただきたいと思います。

限られた予算の中でございますが、財政支出が有効かつ的確なものになるためにも、農業者、商工業者との強い連携とたゆまぬ努力が必要かと感じております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 民間と行政の連携、非常に大事だと思っております。引き続きどうぞよろしくお願い申し上げます。

では、次の質問に移ってまいります。次は教育政策についてお伺いいたします。

学校等教育施設の整備に関しましても、これも投資的経費ということで、先ほどの質問からの連動性もあるのかなと感じております。

山都町総合計画には、教育学習環境が充実した山の都を目指すとあります。具体的な取り組み状況はいかがでしょうか。

経年劣化した施設の改修やICT活用のための機材配備などを進めていらっしゃると思いますが、現在の状況、今後の計画などをお教えてください。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** まず、経年劣化した施設の改修についてというお尋ねを具体的にさせていただいておりますので、そちらほうから御説明したいと思います。

当町の学校施設につきましては、清和中学校の昭和47年度建設から蘇陽南小学校平成12年建設

まで10校のうち30年以上となる施設6校以上となっております。平成20年度に耐震審査を行いまして、補強が必要な施設につきましては平成20年度に実施後も10年経過しようとしています。

この状況を受けまして、長寿命化計画等改築に向けた計画の必要があり、現在検討をで行っているところです。

次に、ICT活用について、新学習指導要領で目指す整備につきまして、デジタル黒板の全学級配備に伴いまして、本年度これに対応するパソコンの不足分を配備いたしました。あわせて、教師用の校務パソコンも全て配備したところで、現在の数を申しますと、校務用のパソコンで約160台、教育用の教師指導用のパソコンで、児童用とあわせまして50台ですね、申しわけありません、児童用ではなくて教師用の指導のパソコンで50台。そのあとに児童生徒等のタブレット教育環境整備用について、光ファイバー全町整備に伴い、Wi-Fiの利用とあわせて順次配備していく計画で行っております。29年度清和小、本年度は蘇陽小、矢部中、蘇陽中に配備しまして、31年度以降順次配備していく計画になっております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 計画があるということで安心しておりますが、児童生徒たちは、毎年進級、そして卒業していきます。いつかなくてはならないという計画であれば、1日も早く整備していただいて、その内容を生徒たちが享受できるようにしていただきたいなと思っております。ぜひよろしくお願い申し上げます。

さて、こちらも山都町総合計画に上っております学力向上についてですが、その達成状況といえますか、非常に難しい質問かなと自分も言っていて思うんですが、いかがな状況でしょうか。お教えください。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 学力向上の取り組みについては、小学校・中学校の連携で、基礎学力こそが重要と考えまして、基礎基本の学習の徹底を図っております。各学校、児童生徒の実態について各種調査をもとに分析し、課題を明らかにして学力向上の取り組みを進めるという学力PDCA検証のサイクルに従って取り組みを進めているところです。

今年度から上益城郡中学校区学力向上研究指定事業が開始され、本年度は蘇陽中校区が2年間指定を受けておりますので、継続した取り組みとなるよう、そのための支援を当委員会としても積極的に取り組みます。

委員会に配置しております教育指導員を通じて、繰り返しの学習を中心に、校内研究の充実の支援をしているところです。年度末の研修を踏まえて学校と連携し、成果と課題を整理して、基礎学力の保障に進めていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 学力の向上というのは、結果でもあり、実は他の側面から見れば方法でもあるのだろうと私考えております。優秀な若者が育つ、そういった実績が積み重なれば、そうした若者たちのこの町への貢献というものも期待できるのかなと思っておりますし、また、そういう環境の町で我が子を育てたいと思われる親御さんたちもふえてくると思っております。

進学のための受験テクニック、そういった学力ではなくて、今課長からの御答弁がありましたとおり、基礎学力をしっかりと身につけることで、どのような進路に進まれても自信を持って社会で活躍ができる、そういう教育を目指す町であってほしいと私もかねてから思っておりました。

非常に安心いたしました。今後ともよろしくお願い申し上げます。

続きまして、町営プールについて質問いたします。

本年度から運用が廃止されておりますけれども、その影響というのはいかがだったでしょうか。去年まで利用なさっていた方々の声などが、町のほうにももし上がっていただければお教えてください。お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。町営プールにつきましては、町民の健康増進の一環としまして昭和49年からずっと町営プールを一般開放してきたところでございますけれども、安全管理の面などの理由によりまして、事業運営ができないということから、プール条例の廃止につきまして本年3月の第1回定例会で可決をいただき、これによりまして本年度は事業を実施していないところでございます。

その後、3月議会の議決後からこれまで、事業継続についての町民から強い要望ですとか御意見等がこれまでに特段ないこともありまして、現段階におきましては事業を廃止したことによる特別な影響分析等は行っていないのが現状であります。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 今のところは影響は確認ができていないと、そういうところだろうと思えます。

実は、町への報告はないのかもしれませんが、実際には影響、それが悪い影響、いい影響とは言えませんが、影響は出ております。町営プールに1番近い小学校、矢部小学校ですけれども、こちらのプール開放事業を利用する児童数が昨年よりもふえております。

昨年のデータが、小学校に保存されていなかったもので、具体的な比較はできていないんですけれども、ことしはプール開校初日の利用児童の人数が91人でした。その後は40人台後半だったり62人台だったりということがあるとは思いますが、平均しますと大体67人ぐらいの平均です。感覚的なところで申しますと、1.5から倍ぐらいの人数になっているのかなと感じております。監視なさった方もそういうふうな感想だったそうです。

この矢部小学校のPTAは増加を実は予測してまして、監視員を最低人数、プール開放ができる監視員の最低人数を昨年までよりもですね1名ふやしています。ふやしたんですけれども、入水前のプールカードと本人の確認作業、こちらに、やはり人数はどんとふえていますので、かなりの時間を要してしまいまして、プールに入れたの予定よりも30分も後になってからということ。その間児童というのは、プールサイドでずっと立たされておりました。

このプール開放事業というのは、PTAが学校のプールを借りまして、在校児童に開放する事業で、運営は全てPTAが行いまして、責任も全てPTAのほうで追うわけです。

片や、水の事故といえますのは、毎年あとを絶ちません。本年度も、ことしもですね、高知市

の小学校、こちらのほうで事故が発生しています。新聞の記事を読みますと、40人ほどの利用児童だったそうです、当日は。そこに対して10名、高校生のボランティアも入れて10名の監視体制だったそうです。

矢部小の先ほどの件を振り返りますと、初日91名の利用児童数。監視は、PTA会長を私も務めています、私も入れて6名でした。PTA会員のほとんどは、水難救助の素人です。その素人の皆さんが、たった1回の救急救命講習を受けて、それを受けただけでプール開放事業を行うというのが今までの流れになっております。

こうしたことで、安全管理上大きな問題がそこには潜んでいるんじゃないかと私考えておりますけれども、この点につきまして教育委員会のほうではいかがお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 議員おっしゃられましたこの年度の矢部小のプール利用者の実態、おおむね平均1.5倍ほどふえていたという実数を今お聞きしたところでございますが、平成25年から実は2年間にわたりまして、教育委員会のほうで各学校のプール監視マニュアルの見直しを教育委員会が行っております。これは、前年の平成24年に県内で起きました事故が発生したことによりますところのマニュアルの見直しということで、当時の教育委員会がで行ったところでございますが、プール開放事業につきましてはPTAの主催事業でございますけれども、子供たちの夏休みの楽しみでありますこのプール開放につきましては、この監視マニュアル、これに従ってもらって、絶対に事故を起こさないという覚悟を持ってプール監視に務められて、そして、少しでも課題ですとか不安、事業を展開することの不安、そうしたものがあられる場合には、開放自体を中止するような決断もPTAとしてとっていただきたいというふうに考えるところでございます。

教育委員会といたしましても、設置管理者という立場から、プール開放についての救命の知識だけでなく、今後も適切な監視方法やプール開放の意義などにつきましても、監視マニュアルの確保の徹底を促していきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 確かにマニュアル、かなり細かく記載されているマニュアルが矢部小学校のPTAのほうでも持っております。プール開放事業に関しましては、それを使った運用ということを行っております。

しかしながら、どこの自治体も恐らく同じことはやっていると思うんですね。でも毎年事故が後を絶たない。覚悟を持って臨んでいても、やはり子供たちのやることですので非常に危険だなと思います。

今、課長からの御答弁にもありました課題や不安、こういったものがあれば、開放事業を行わないということも決断してほしいという御答弁でしたけれども、もし小学校が、今、PTAがプール開放事業を行わないということになりますと、夏のシーズンでさえプールがない町というふうになってしまいます。子供たちは町外のプールに遊びに行くしかない。あるいは夏休みの期間中に水泳の技能を少しでも上げたいと思えば、それこそやはり町外のプールに行くしかないとい

うことになってしまいます。総合計画に記載されています、教育環境の充実したまちづくりということには反するような方向になっているんじゃないかなと危惧しているところです。

そこで、これ一つの提案なんですけれども、これに関してどのように思われるかなのですが、町内で一番新しく、なおかつその町営プールに1番近い矢部小学校のプール、こちらを利用して、町の管理体制で一般に向けても開放すると、要するに今まであった町営プールを矢部小で規模を小さくして行うということはいかがかなという提案です。最初に課長のほうからの御答弁で、安全の確保ができない、監視員がなかなか募集しても集まらないという悩ましい事態もあるというのは伺っておりますけれども、やはりプールというか水泳を学ぶ環境というのを町が少しでも確保しようという、そういう動きといたしますか、そういった思いというのがあれば、民間と一緒に取り組めば実現できるんじゃないかなと私思っておりますが、この件に関しましていかがお考えでしょうか。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** 今ありましたように、この町営プールを廃止をしました理由としましては、有資格者、専門知識を持つ有資格者の確保が困難であったということでの中止をしたところでございます。

追跡調査といたしまして、この8月に警備保障会社等の現状での調査を再度を行ったところでございますが、水難事故等が発生した場合の責任をとれないという回答を本年も確認をしたところでございました。

安全を担保できるような体制がとれない以上は、町として開放する場所にかかわらず、現段階において町事業としてのプール開放はできないという判断をしているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 事情、状況に関しましてはよくわかりました。

しかしながら、最初に申し上げましたとおり、この町の教育環境を充実させていって、子育てをする人たちを一人でも多くこの町で生活していただくと、そういう思いは課長を初め皆様同じことだろうと思います。そうした、今、目の前にありますハードルを、我々議員、そして町の皆さん一緒になってアイデアを出しながら、それをクリアしながら、環境を充実させていくということが大事だなと思っておりますので、この件に関しましては引き続き意見交換のほうをさせていただきながら、よりよいまちづくりができればなと思っております。ありがとうございます。

以上をもちまして、本日の私の質問を終わらせていただきたいと思います。ありがとうございます。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、1番、眞原誠君の一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後3時07分



9 月 12 日（水曜日）

平成30年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年9月6日午前10時0分招集
2. 平成30年9月12日午前10時0分開議
3. 平成30年9月12日午後2時57分散会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程(第7日)(第3号)
  - 日程第1 一般質問  
3番 中村五彦議員
  - 日程第2 議案第50号 山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について
  - 日程第3 議案第51号 山都町立小・中学校設置条例の一部改正について
  - 日程第4 議案第52号 平成30年度山都町一般会計補正予算(第2号)について
  - 日程第5 議案第53号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について
  - 日程第6 議案第54号 平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
  - 日程第7 議案第55号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算(第2号)について
  - 日程第8 議案第56号 工事請負変更契約の締結について
  - 日程第9 議案第57号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について
  - 日程第10 議案第58号 字の区域の変更について
  - 日程第11 議案第59号 山都町過疎地域自立促進計画の変更について
  - 日程第12 同意第3号 山都町名誉町民選定について同意を求める件

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである(14名)

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。(0名)

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長 梅田 穰 副町長 岡本 哲夫

教 育 長	井 手 文 雄	総 務 課 長	荒 木 敏 久
清 和 支 所 長	渡 辺 八 千 代	蘇 陽 支 所 長	橋 本 由 紀 夫
会 計 課 長	藤 島 精 吾	企 画 政 策 課 長	藤 原 千 春
税 務 住 民 課 長	田 中 耕 治	健 康 ほ け ん 課 長	山 本 祐 一
福 祉 課 長	坂 口 広 範	環 境 水 道 課 長	増 田 公 憲
農 林 振 興 課 長	山 本 敏 朗	建 設 課 長	佐 藤 三 己
山 の 都 創 造 課 長	藤 原 章 吉	地 籍 調 査 課 長	玉 目 秀 二
学 校 教 育 課 長	渡 邊 尚 子	生 涯 学 習 課 長	工 藤 宏 二
そ よ う 病 院 事 務 長	小 屋 迫 厚 文	監 査 委 員	志 賀 美 枝 子

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外2名

開議 午前10時0分

○議長（工藤文範君） おはようございます。

これから本日の会議を開きます。本日の議事日程はお手元に配付のとおりです。

**日程第1 一般質問**

○議長（工藤文範君） 日程第1、一般質問を行います。

3番、中村五彦君。

○3番（中村五彦君） おはようございます。

議員になり10カ月が過ぎ、町政に関心のなかった私が、どれぐらいなかったかと申しますと、新聞は読みませんし、議会だよりも見たことがない、議会だよりも聞かない、ニュースもほとんど見ておりませんでした。そのような私が10カ月たって、たくさんの驚きと疑問に出会うことになりました。

驚いたことは、まず、第1に、議員になりまして、地元の代表で頑張ろうと思いましたが、あなたは地元の代表じゃない、町民の代表だと言われました。ここで個別の案件は出すなということなんです。

第2に、前におられる方が町長以下の補助機関だということです。役場という、がっちりした、何か得体の知れない権力があるのかと思ったら、それは町長さんの補助機関だということでありました。ここの場所が、議会及び行政が、私のような町民にとっていかにかけ離れた場所であるかなということを思い知らされております。

疑問としましては、ここの議会運営がこれほどまでに形式に縛られて、手順に縛られているということです。これは仕方ありません。

第2に、事業をするのに総合計画、検討委員会、審議会など、幾つもの会議を経て決定されなければなりません。とても時間がかかります。これは町民の感想ですね。これはどうにかならな

いかと思いました。

3番目に、お金の流れが単式簿記で、資産の把握というのができないということ。町の時価総額というのがわかりませんね。何かこれも不思議なことだと思っております。

何を言っているのかというふうにごにおられる方は思われるかもしれませんが、このように感じたのが率直な感想でございます。

きょうの一般質問は、私のような町民と議会行政との隔たりというのを少しでも解消され、町の財政の現状と政策決定のプロセスについて、町民と行政、議会が認識を共有できる助けになればというふうに思っております。町民が知りたいことは、町長が今何を思い、何をしようとされているのかに尽きると思えます。議員は町民代表のチェック機関です。我々は町民の知りたいことをここで引き出す使命があると考えております。

それで、昨年より中央の省庁では、総理大臣が言葉にせずとも、大勢の職員が夜勤をしてまでも、残業をしてまでも作業をするということが報道されました。総理大臣の指導力というよりも、それが自然に行われる仕組みというのがすばらしいと思っております。

そこで、町長に御質問です。補助機関の方からそんたくされておられるでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** おはようございます。今、中村議員から、去年からの新聞報道、また、テレビの報道等でそんたくという言葉がたびたび出てまいりました。私も先般、中村議員の質問書を見たとき、そんたくとはと、相手の気持ちを推しはかるという簡単な説明しかございませんでしたが、補助機関と言われた分、私も補助機関もわからない中でありました。先ほど中村議員が言われました。私も1年半、ちょうどなったところでございます。民間と行政機関のスピード感のなさ、決定までに至る工程の複雑さも同感であります。どうかしなくてはならないかなと思いつつながら1年半を過ごしているところでございますが、そんたくはあるという思いであります。日ごろから私が思っておることに対し、皆さんにお願いする議案の提出であったり、いろんな部分については、私の思いを推しはかりながら、事業を副町長以下、課長の方々がやっていただいております。また、そのためには、課長会であったり、いろんな職員との会合を持ちながら、自分の思いを常日ごろから伝えながらやっているつもりであります。ないとは言えませんが、あるという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 町長、昨年よりどんな補助事業があるか、担当者を一人置きということをおっしゃっていただきましたが、実現はしていますでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 現実にはまだ実現しておりません。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 町長が替わると町政が変わると、町政が変わると町民は信じたいのですが、目に見えて変わったとは今のところ言いがたいと思っております。何ていいますか、10年計画、長期計画とかいうものに縛られ過ぎてはいないかというふうに感じておりますが、町長は

どうお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 町としましては、総合計画を今、立てて、それに沿った中での基本計画を進めておるところであります。縛られるという部分はあると思います。しかしながら、先般来、去年、私になってから、三つのプロジェクトを発足をさせました。そして、今、ランドデザインを策定中であります。これも計画に沿ってであります。見直す分については見直していかんという思いの中で、今、ランドデザイン計画を立案中でございますので、全て総合計画に縛られる部分ではありませんが、いろんな部分は、やはり変えていく分は変える、そういう部分については、また皆さんにもお諮りをしながら、また、総合審議会も、いろんな審議会等にも諮りながら進めてまいりたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 4年の任期はあつという間です。町長の意向が素早く立案されるチームがあればいいと考えております。しかし、現在、企画政策課など、名称は既に存在しております。実働のチームをつくるべきではないかと考えておりますが、慣行、慣例というものならば、それを打ち破って何かしていただきたいと思いますが、町長のお考えはどうでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** もう慣例を破るといことではないかなという思いでおりますが、先ほど言いましたように、まずは素早い対応を、先ほど言いました三つのプロジェクトがほぼ結論を出した中で進んでおります。有機農業を主体とした農業につきましてが、まだ具体的な方策が出ておりませんが、体育館の建設の建設地であったり、定住化の問題であったりは、お願いした分、ジレンマを抱える中に結論が出た中で事業化を進めていくつもりでおります。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** わかりました。

続きまして、防災無線しか聞いてない町民の方にもわかるような、現在の財政状況を、総務課長のほうから説明していただきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** おはようございます。

町の財政状況ということでお答えをいたしたいというふうに思います。

一般会計で説明いたしますと、歳入、いわゆる収入の関係でございますが、歳入のうちに税収ですとか、あるいはいろんな積立金の繰入金という部分がございますが、自主財源と申しますけれども、合わせましても20%というところでございます。

一方、地方交付税、あるいは国、県補助金などのいわゆる町以外の、自主財源以外の依存した財源というふうに申しますが、それが8割を占めているというところでございます。依存する財源ということでございますので、国や県の制度設計とか、あるいは財政状況により大きく変化するようなものでございます。今後も国や県の動きに注目しながら、さまざまな政策の財源確保に努めていきたいというふうに思います。

一方、歳出でございますが、いわゆる使い道が固定される義務的な経費ということで、特に人件費ですとか、あるいは町の借入金返済に充てる公債費、あるいは老人福祉、あるいは児童福祉、社会福祉費等を経費とします、扶助費と申しますけれども、それが一般会計の33%を占めているというところでございます。

また、外部への委託金、あるいは賃金などの物件費、それから、町としましては各種団体への補助金、あるいは負担金等が35%を占めているというところでございます。道路、あるいは学校、施設整備などの公共事業への投資的な経費というのが30%というところでございます。今後、道路、あるいは橋梁といたしました、あるいは学校施設、町営住宅もございしますが、公共施設の老朽化が進むというところで、維持管理費の割合が高くなるということが予想されるというところでございます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 総務課長、今の質問のところで、健全化比率等の説明をお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それでは、財政健全化判断比率の説明を申し上げたいというふうに思います。この判断比率と申しますのは、地方公共団体の財政の健全化に関するものでございますが、山都町におきましては、全ての指標というのが国が示した基準の範囲内にあるというところで、健全な段階ということで申し上げることができるというふうに思います。ただし、生産年齢層の減少や高齢化率の上昇というのを考慮しますと、健全な財政運営が肝要かなということでございますので、今後やはり無秩序な財政支出を抑えながらも、効果的な財政支出をする必要があるというふうに考えております。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** このような財政状況の中で今後取り組まなければならない喫緊の最大の課題というのは何でしょうか。また、そのための予算措置はどのようにされますか。町長、お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。まだ震災、水害からの復旧、復興がまずは緊急の課題だという思いの中で今進めておるところでございます。非常に町民の皆さん、特に農業者の皆さんには多大な迷惑をかけております、農災の復旧工事が非常におくれておるとい部分でありますので、まずはこの分が一番かなというふうに思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 新たな事業には起債が必要ではあります。その中で、有利な起債ということがあるそうです。しかし、それには限度があるそうです。それは事務方の努力で獲得されるものなんでしょうか。総務課長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** それではお答えします。起債ということがございましたので、いわゆる地方公共団体が資金の調達のために借り入れる、いわば借入金というところでございますが、地方債にも国の全体的な枠がございますので、議員がおっしゃる部分に関しましては限度がありますので、一方では奪い合いというところもなきにしもあらずのところはございますけれども、やはりそれぞれ自治体の必要な財源ということで、財政状況を考えながら借入を申し込むというところでございます。

山都町では、辺地事業債、あるいは過疎事業債というのが主に事業で借入をしておりますけれども、いろんな補助金を除いた部分の充当率が100%充てていいというところもございますし、国がその返済を負担する率と申しまして、返済につきましての負担率としましては、辺地債が8割、それから過疎債が7割を見るというところがございます。

いずれにせよ、適切な財政運営が必要ということは変わらないというところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 奪い合いということで、それが事務方の努力でしたら、もう一生懸命頑張ってもらうわけですが、政治的な努力というのが必要であったならば、我々議員も全力を尽くしたいと、尽くすことで、後ろの方の同意をとっておりませんので、お互い頑張っていきたいと思います。

それでは、次に、移住定住の促進で、浜町町内に10区画の宅地がただいま造成中であります。そこに10軒の新築の家が建設されれば、移住定住事業のシンボルのような景観になるのではないのでしょうか。しかしながら、広い山都町、特に移住される方は農業をしたいということがほとんどであります。そのため、まちの中心部よりも田園地帯のほうに定住したいという人の割合が多くあると思われるのですが、そちらのほうに対する対応はどのようにお考えでしょうか、町長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お答えします。定住化促進の住宅については、今、中村議員が申されたとおりでございますが、特に農業を目指して県外から来られる方々、特に中島地区、特にその中でも、金内であったり、水の田尾には多くの農業者の方々が来ておられますし、御岳地区であったり、いろんな地区にも、今言われるように、今、空き家を改造した中での移住定住の方が多いのも事実でありますので、そういうニーズに沿った住宅建設、また空き家対策等もしていかなくはないという思いであります。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** これはもう非常に急がんといかんことだと思います。もう1年、2年ということは、若い人にとっては非常に長い期間でありますので、せつかくのチャンスを町としても逃しはせんかと思えます。

それから、空き家を利用してということで、貸す方は応募してくださいというような制度がありますが、その現状というか、応募の状況はどのようでありますか、担当課長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、お答えします。現在、平成27年に空き家バンク制度というのを創設しております。その概要について申し上げます。

空き家バンク制度というのは、町内の賃貸、売却が可能な空き家を登録していただいて、その物件を移住希望者や住居をお探しの方に情報を提供する仕組みでございます。年度ごとの登録数を申し上げますと、まず、物件の登録数でございますけれども、平成28年が23件、平成29年が24件、平成30年、現時点では11件、合計58件の物件が登録されております。うち賃貸、売買契約が完了した物件が38物件ございますので、残り20の物件が空き家物件として登録をされております。

一方、空き家バンクへの登録者ですね。利用される方の登録者数についてでございますけれども、平成28年が19件、平成29年が27件、それと平成30年が19件、合計65件の登録がっております。うち27人の方が登録、現在利用されているというところです。

賃貸、売買の状況でございますけれども、年度ごとに申し上げますと、平成28年度が11物件、それと平成29年度が18物件、平成30年度が現時点で9物件、賃貸、売買の契約が調って利用されているという状況でございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 地元でも会合等のたびに、お願いします、お願いしますと言っておりますが、家を持っている方にとってはどうでもいいことになってしまいます。中に品物があるし、何かあったときは使うというようなこともあってですね。これを進めるならば、やっぱり貸す人にもうちょっとメリットというか、金銭的な面でのメリットというか、そういうのをもうちょっと設けないと、この事業はなかなか進まないだろうと思います。

また、空き家は非常に傷んでおります。見た感じでは、わあ、こんなところには住みたくないなというような気に敷地の中に入った瞬間に思うわけですね。これを進めるというならば、貸す人のメリットをもうちょっと考えてもらいたいと思っております。

次に、町内には古い住宅が、町営住宅です、たくさんあります。水の田尾のほうにもありますが、余りにも状況が悪くて、そこは入ってもらわないようにしているということで、ただ建っております。これを、新しく宅地を造成してどうのこうのというよりも、そこに宅地があって、家がある、場所があるということで、ある程度いい場所ですね、そういう町営住宅があるところは。これは何といいますか、今度、国のほうも災害に対する予算を多くしようというような考えでありますので、災害時の避難場所としても備えておくという、そのような考えで投資できないだろうかと思いますが、町長、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** きのうも西田議員の質問でもあったかなという思いでおりますが、今、北海道のあの震災後、やはり体育館であったり、いろんな公民館で避難生活を送られているというのがあります。具体的にはまだ今、中村議員が言われる、住宅地にそういう避難所的な町営住宅の建設は考えておりませんが、特に町営住宅につきましては、いろんな部分で老朽化している



部分もありますが、新しい町営住宅はなかなか建設が難しいというようなことであります。災害公営住宅の、また非常に難しい部分じゃないかなと、これについて思っております。あいておる部分についてはそのような利用の仕方もいいんじゃないかなという思いでおります。

きょう、新聞熊日にも益城町の災害公営住宅の建設予算が載っておりました。二百数十億円と膨大な金額の建設がなされると。町長とも何回も話していますが、それでさえ、後々、経費、管理が難しいというようなことで、最終的には200戸ほど計画よりも少ない中での住宅の建設だったというようなことであります。

そうした中でございますので、あいている住宅については、そういう災害住宅に利用できる分は早急に利用したいという思いでおります。ことしの豪雨の後の目丸地区の方が災害に遭われました。それについては素早くあいている町営住宅を提供しながら、今、3戸の方が住んでいただいておりますが、そういう形の利用を検討していきたいと思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** ちょっとこちらの質問がはっきりしなかったようですが、その移住定住の受け入れ先としての古い町営住宅の改修、それを災害時でも利用できるというような名目というか形でお金を引き出してできないかということをお願いしたわけでございます。いいです、これは。

次に、質問のほうではスクラップ・アンド・ビルドということを書いております。これに費用対効果を言うならば、明確な基準を示すべきではというふうに書いておりますが、実はこれは、この前、区長さんへの報酬が2分の1に下げられるというような説明があったということで、その疑問から、費用対効果で解決できないことは考えられない問題ということがあるといって、区長さんの報酬ですね。区長というのは住民自治のかなめであり、また町政との最大の大きな強いパイプであるわけです。役職を受ける人は、みんなちゅうちょされます。しかし、受ける人は、相当な覚悟と情熱を持って、2年間、あるいは4年間を過ごされるわけです。このようなところで、カットというか、費用対効果、その名目としては配りもんが半分になったから半分にというようなことだそうですが、どうも腑に落ちません。それについて、町長、どうお考えでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** これにつきましては、先般の自治振興区長さん、そして、また区長代表会の方との会議の中でも出ました。費用対効果と、そういう思いで、先ほど言われるように配りもんが半分になったけん半分という思いではないと思っておりますが、これにつきましては、先般も回答は、来年度につきましては見直しをしますと言っております、そのような形にしたいという思いでおります。

それと同時に、費用対効果がなかなか難しい部分が公共団体、行政がすべきものだという思いでおります。しかしながら、その中には第三セクターとかいろんな部分で事業をしておる部分については費用対効果であったり、やはり利益を求める事業もあるわけでございますが、ほとんどの我々行政がする事業は費用対効果も考えなんという思いでおりますが、それができない部分を行政がすべきだと、私はそういう思いでおります。

今、県道阿蘇公園線の問題もありますが、県も国も費用対効果ばかりを言って、なかなか前に進みませんが、そればかりで行政は進むのではないと私は思っておりますので、費用対効果も大事であります、最も大事な部分は、費用対効果があらわれない部分を行政がするのが行政の仕事じゃないかなと私は思っております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** はい、わかりました。道路の阿蘇公園線等が出ましたが、これも費用対効果で考えますと、災害時に、この前ちょっとインターネット等に乗っておりましたが、南海トラフの巨大地震が起きたら、何千兆円の災害が出るという。それを今いろいろ対策を講じていけば10分の1か5分の1で済むということで、そういうのが費用対効果だと思いますので、そういうことはやっぱり今のような災害が多いときには、皆が声を大にして進めていかなければならないのではないだろうかと思っております。

次に、行政手法についてということで、PDCAということ、行政、企業の運営方法の一つということでよく聞きます。しかしながら、世の中を変えるのは、よく言われますが、若者、よそ者、言葉が悪いですが、ばか者ということで、誰かの何とか何を何々したいという情熱と行動によって変わるようです。八朔祭の起源というのが、浜町の町なかの若い人が、自分たちは何か盛り上がりたい、祭りで盛り上がりたいというのがスタートだったそうです。農家の方にお礼を言いたいというのは何か後からつけられたそうで、どうも若い人の情熱から始まったものだと思います。

8月にありました通潤橋前でのイチゴを使ったビールの催しですね。あれもおいしいのを飲みたい、楽しみたいというのがスタートでされたのだと思っております。

具体的に何々をしたいという行動が世の中を動かすのであって、PDCAには何々したいがなかですよね。何々しなければならぬということで、全然これがぐるぐるぐるぐる回ってから、新しいものは生み出さない、世の中を変えていくことはできないというふうに感じております。

この前、二、三日前ですが、尾道の古民家再生ということで講演がありました。非常に地形が悪いところで、空き家が300軒あって、それをどうするかじゃなかったです。そこ出身の方が、この古民家を生かしたいなということを、一人の方から始めて、全国から古民家に興味がある人で生かしたいという人が集まってきて、それからやっと行政が、ああ、そうですかということで手を差し伸べていくというようなことだったそうです。

あのような講演会をすると、どうも手法とか、どぎゃんするとよかですかというような話になりますが、本来、情熱と行動力ということが一番の町を動かす原動力、町を動かすといいますが、結果的にではないかと思っております。

それで、副町長もよく使われますので、このPDCAですか。これについてどのようにお考えでしょうか、今。副町長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 副町長、岡本哲夫君。

**○副町長（岡本哲夫君）** 少しPDCAサイクルについて御説明したいところですけど、PDCAサイクルというのは、計画、Plan、Do、実行、それからCheck、評価であります。

それからAction、評価に基づいて問題点を改善していくという、この、Plan、Do、Check、Actionの頭文字をとったもので、これは民間企業等で生産向上ですとか、品質管理に使われております。

近年、行政機関でも多く導入されていまして、山都町におきましても総合計画初め、町の主な計画はこのPDCAサイクルで運用されております。ただ、議員がおっしゃるように、これはいろいろな総合計画とか、計画の推進において効果を発揮する、うまく運用すれば効果を発揮する手法、ツールでございます。村おこし、地域おこしについては、おっしゃるように、やはり成功しているところには非常に情熱を持ったリーダーが地域を引っ張っていく、変えていくということが往々にして見られます。

我が山都町におきましても、食農観光塾という取り組みを通じて、今、若手のリーダーが育っています。先日研修会もございましたが、いろんな若手が取り組みをしております、型にはまらない、PDCAサイクルも大事であります、そういった若者の取り組みを町としてもしっかりと応援していきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 町の総合計画を議員になって初めて見ましたが、何々の覚悟とか、いろいろ言葉がよく使われております。また、子供たちも郷土愛を持たせんといかんとするか、育てんといかんとか、どうも息苦しさをを感じるわけです。私はといいますか。若いときには自由に何したいというのをさせるというか、そのような環境を我々老人はつくっていかんといかんとじゃないかと思えます。それは若者に余り期待というか、何しなさいというような風潮も、かえってここから若い人が出て行きたがることにつながりませんかと思えます。気をつけるべきだろうと私は考えております。

次に、教育についてですが、ことしから始まりました夏休み中の未来塾というものですか。これは当初の目的を果たせましたでしょうか。教育長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 御質問の山都町地域未来塾でございます。初年度として開催をいたしたところでございますが、端的に申しますならば、期待どおりの目的を果たせたと、私は認識いたしております。

当初の目的と申しますのは、この山都町のいろいろな地域にいても、その家庭的な事情も含めて学習習慣、環境に左右されない、そんな中での学ぶ機会を無償で町が提供すると。そして、子供たちの学習の実力、そして何より学ぶ意欲、それに応える機会になったかと思っております。子供たちの最初と最後のアンケートでありましたり、実力テスト等の結果から見ましても、もちろん8日間の期間ではありましたが、その中で学んだ成果の数値が相当出ておりますし、何より子供たちの感想の中に、その意欲という面で前よりも自分の学力が上がったと思うとか、あるいは勉強の仕方がわかったとか、あるいは自分のペースで勉強する、そんな楽しさがわかったといった子供たちの意識の変化が多く見られたと思えます。私も数回、会場に足を運んで様子を見ましたけれども、山都の中学3年生の子供たち、こんなに真剣に集中して頑張るんだという

姿を見て心強く思ったところでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 非常によかったと思います。やはり学校という時間割ですか、型にはまった中におりますと、おりますとというか、自分の経験からも、非常に息苦しくて嫌だった思い出があります。環境が変わって、少人数でやるということは非常にプラスであったろうかと思いますが、教育についても、先ほど申しましたように、計算とか、漢字の書き取りとか、英語の単語を覚えるとかいうのは、できたらよかですよ。

しかし、IT機器がもう非常に発達しておりまして、今、計算はみんな電卓でやります。英語の翻訳もコンピューター、スマホでできるような状況でありますので、本当の教育というのは、先ほど言いましたが、情熱と行動力を持つ人間を育てることだろうと思います。それは押しつけじゃなかですよ。何ていうか、人間から湧き上がってくるものを引き出すとか、教育は引き出すということだろうと思いますので、そういう点を教育、特に未来塾という形といたしますか、それを低学年のうちからできないかなというふうに考えておりますが、教育長、お考えはどうでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 教育長、井手文雄君。

**○教育長（井手文雄君）** 今、議員、御意見いただきましたとおりで、全く同感でございます。今回は初年度の地域未来塾でございましたけれども、ほかにも地域の学習を学ぶ場、あるいは既に民間の皆さん等を通して開かれておりますたくさんの講座等ございますが、そういった中で山都町のよさを学ぶ。あるいはその中で、もちろん基本になるのは学校教育でございますが、知識とともにみずから思考し、判断し、行動していく力を育てるという機会を子供の育ちの中で学校教育、そして地域の力をおかりした地域教育、そして教育機関が計画する中で、さまざまな機会を設けて、今御提案のありましたような豊かで、そして力強い子供たちの育成につながるようなことに努めてまいりたいと改めて思ったところでございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** よろしく申し上げます。ただ、山都町のことを考えるというのは外したほうがよかと思います。この前、小学生とちょっと話しました。大きくなったら何になるやと言ったら、山都町を出ていこうかな、出ていきまいかなと、そういう会話です。どうして世界に出ていかんかと言ったら、世界にまでは出ていかんと言うとですよ。びっくりしました。これほど情報等がたくさんあるのに、私だったら、もう本当は行きたかですよ、外に。しかし、仕方がなしにおりますが。

好きな人がそこで好きなことをやればよかです。それは山都町で、前、農家の跡取りがおらんと言いましたが、皆が皆、農業が好きなはずがありません。農業を好きな人が農業をやって、ほかの職業を好きな人はそれができるところに行けばよかと思います。ここには農業が好きな人が全国から、あるいは世界から集まってくるはずですよ。そういう感覚でいかんと、先ほども言いましたが、息苦しさ、堅苦しさが、若者にとってはマイナスに働きやせんかと思っております。

次に、北中島インターの開通がもうすぐに迫っております。これに対しては、こう言っちゃなんですが、町のほうとして、開通しますよということで、何にもできていなかったような気がいたしますが、町長、いかがでしょうか。

もうちょっと質問します。例えば、それこそアパートとか、分譲地とか、そういうのがあったら、近隣の若者がそこに住んで、そこから通うということで、流出をとめられたのではないかと考えておりますので、何もできなかったのではないかとということに対して、町長、いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 北中島インターが今年度中、先般、私も北中島から上野まで、現場事務所の方と一緒に通らせていただきましたが、ことしじゅうには工事は終わりたいという思いでありますので、そのような形で、今年度中の開通は間違いありません。今ありましたように、本当にこれを見据えたまちづくり、受け皿づくりができていないのも事実であります。矢部インターになると考えておりますが、その取り付け道路が、工事が始まった中でこれほどやんかせないかんという部分じゃないかなという思いもありますように、本当に受け皿づくりができていないのも事実でありますので、先ほど言いましたグランドデザイン等も早急に今計画を練り上げて皆さんにお示しをしながらやっていかないかなという思いでおります。

特に住宅につきましては、去年、私もなりまして、中島地区の方々といろんな話をする場面がありました。そうした中で、何かもう中島ばかりじゃなくて、矢部のために自衛隊の交付金等も使うてよかばいたいという言葉はいただいておりますので、そのときも、先ほど住宅の話、町営住宅の話も出ましたが、宅地を早く提供してくれんですかと。そういう中で、今言われるような宅地の造成もしたいなという思いでおります。そういう話も何回か中島地区の方とも話をしておるところでございますので、ぜひしたいし、その前に、きのうからもありましたように、直売店であったり、道の駅であったり、やっぱり受け皿の整備を早急に計画をしながらしていきたいという思いでいます。

できていなかったのはもう事実だという思いでいます。しかしながら、国から、先般来、国交省等へ行きますと、文化の森はやはり受け皿の一つたいなと。また、造り物小屋もそのような捉え方を国、県の方々はされておりますが、我々行政としては、なかなかそこまでまだいいないという思いでおりますので、早急な形をとという思いでおります。なかなか目に見えた、今からでございますが、その前の受け皿づくりができていないのも事実だと思います。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** 北中島のほうはちょっと間に合いませんが、ぜひとも矢部インターのほうでは、待っているという体制で、受け皿を早く整えてもらいたいと思います。

北中島インターの開通に伴いまして、祝賀というか、PR事業、これは、この前、高千穂でありました決起集会ですか、その中で国交省の方が言われました。地元の人が、もう高速道路が来てよかったということを書いてくださいと。それが、次、私たちがまた動く原動力になりますからということ、しなければならぬものだと思っておりますが、どのようにその計画は今のと

ころなっているのでしょうか。課長、お願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 開通に向けたイベント等についてお答えいたします。議員がおっしゃったように、住民の皆様に盛り上げていただくことが今後の整備促進にもつながると思っております。現在、計画に向けまして、開通日はまだ明示されていないところですが、期成会を中心として計画を進めているところです。イベント開催に当たりましては、沿線地域の皆様の御協力が不可欠であり、今後御協力をお願いしていきたいと思っております。

また、今言いましたように、開通日がまだ明示されておりませんが、国のほうに情報収集を頻繁に行いまして、早目に開通日をお知らせできるようにしていきたいと思っております。

また、日向往還沿線自治体におきましても、交流人口拡大、観光物産振興を図るための周遊イベントとか、I C、インターチェンジ開通の認知度向上のPR活動の事業を実施されているところですが、これらに関しましても、なかなか情報が発信できていない点もあると思っております。このようなさまざまな冠イベントにつきましても、住民の皆様にも広く周知を図っていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** よろしくお願ひしたいと思ひますが、今度の中九州横断道ですかね。新しい日向往還だろうと思ひます。日向往還ウオークラリー等もあつておひますが、そういうところで使えれば、あそこをウオークラリーするというような点もありやせんかと考えておひます。よろしくお願ひします。

次に、森林環境税についてですが、これについてはなかなか調べようにも答えが出てきませんので、ここで課長のほうから説明と、それに対する対応の状況をお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** それでは、森林環境税について御説明申し上げます。

森林に関係します税としまして、まだ国会のほうでは最終的に決定しておりませんが、森林環境譲与税、これは仮称でございます。それと平成36年度から始まります森林環境税、こちらも仮称ということでございますけれども、まだ国のほうから正式なマニュアル等がございますので、今把握しています概況について御説明申し上げます。

まず、平成36年から始まります森林環境税についてでございますけれども、日本の面積の約7割を占めます森林につきましては、地球の温暖化、また土砂災害の防止、それに水源の涵養等、いろんな役目を負っております。しかし、木材価格の低迷であったり、林業就業者の担い手不足ということで、最近、結構荒れている森林があるということで、適正な管理ができないということで、国のほうで創設された事業でございます。

これにつきましては、森林につきましては、日本の国民が均等に負担をするということで、住民均等割税の対象であります方にお一人1,000円を平成36年度から課税するということになっております。山都町におきましては、本年6,100名の方が課税対象でございますので、税額にしますと約600万の税が36年から徴収されることになる予定でございます。全国でいきますと6,000万

人でございますので、約600億円の財源が確保されるということになっております。

次に、平成31年度から始まります森林環境譲与税、これも仮称でございますけれども、これにつきましては、森林の面積の約50%、それと、済みません、申しわけありません。全体のうち50%が森林の占める面積、うち20%が林業に従事する方の人数、残り30%をその地域の人口ということで、国のほうで案分して交付されることになっております。

山都町の現状でいきますと、約2,000万から2,500万が交付される予定でございます。これの用途につきましては、森林の荒廃並びに担い手確保とか、いろんな事業に使えることもありますけれども、後々の事業ということで、基金として積み立てておくことも可能でございます。

また、平成31年度から譲与されます税につきましては、国が町の体制づくりであったり、いろんな取り組みに係る時間が必要だということで、先行して交付されるものでございますので、平成36年度から始まりました環境税のほうで、後のほうで返していくということになっております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** これは後で返さないとですね。それだったら、まだ考えんでおきましょう。わかりました。

本町が森林が1,500町ぐらいですかね。それほどありますし、こういう税の投入ができて、今、CO<sub>2</sub>排出権の売買というのがあっていきますか。そういうのも今から考えていけるのではないかなというふうに思っておりましたので、きょうは御質問させていただきました。

以上で質問を終わります。

**○議長（工藤文範君）** これをもって、3番、中村五彦君の一般質問を終わります。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午前10時52分

再開 午前11時0分

---

**○議長（工藤文範君）** 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

## 日程第2 議案第50号 山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について

**○議長（工藤文範君）** 日程第2、議案第50号「山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** それでは、議案第50号を説明いたします。

議案第50号、山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について。山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例を別紙のと

おり定める。

平成30年9月6日提出。山都町長。

提案理由です。

水道事業に当たり特別な場合における水道料金を適正に算定する必要があるため、この条例の一部を改正する必要があります。

これがこの議案を提案する理由です。

次のページをお願いします。

山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成何年何月何日。山都町長。

山都町条例第何号。

山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部を改正する条例。

山都町水道事業給水条例の一部改正。

第1条、山都町水道事業給水条例の一部を次のように改正する。

第37条第1項を次のように改める。

月の中途において、水道の使用を開始し、または使用をとめたときの料金は、次のとおりとする。

(1) 使用水量が基本水量の2分の1以下のときは、基本料金の2分の1の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）。

(2) 使用水量が基本水量の2分の1を超えるときは、1カ月として算定した額。

山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正。

第2条、山都町簡易水道等事業給水条例の一部を次のように改正する。

第35条第1項を次のように改める。

改める内容につきましては、前条の内容と同文でございますので、割愛させていただきます。

裏面をお願いします。

附則。この条例は、平成30年12月1日から施行する。

次のページをお願いします。A4の横判です。

新旧対照表でございます。

1ページにつきましては、先ほど説明しました第1条関係の山都町水道事業給水条例の新旧対照表になります。

それから裏面をお願いします。

同じく、先ほど説明しました、第2条関係の山都町簡易水道等事業給水条例の新旧対照表になります。

それでは、最後のページの別紙の説明資料をお願いしたいと思います。

ここで、大変恐縮ですが、説明文の中で変更という文言が書いてありますが、改正という文言で説明させていただきますので、大変申しわけありませんが、よろしくお願ひしたいと思います。





③使用水量4トンの場合、改正前では617円ですが、改正後は1,080円となります。

下の※印の内容をちょっと説明させていただきます。

※1としまして、使用水量から7トンを超えた場合は通常の料金算定となります。

※2です。今回の改正案につきましては、平成30年の5月4日に開催しました、平成30年度第1回山都町簡易水道等審議会及び山都町水道事業運営協議会において審議していただきまして、承認をいただいております。委員さんの中には、1日でも水道をあけたら基本料金を請求してもよいのではないかとこの意見をいただきましたが、この案で御理解をいただいているところです。また、去る7月30日に開催されました経済建設常任委員会におきましても御理解をいただいているところです。

※3です。今回の改正案につきましては、公益社団法人日本水道協会発行の営業業務マニュアルにある標準的な給水条例にも具体的に推奨されております。

※4です。県内のほとんどの水道事業においても、今回の改正案のように一定額以上の料金を徴し、運営されているところです。

そこで、表3ですが、もう一度裏面をお願いしたいと思います。

下の表になりますが、改正内容につきましては、その他を含めて5パターンを記載しております。今回の改正案が一番上の段になります。

右側をごらんいただきますと、郡内では益城町、甲佐町の水道事業が取り扱っているようで、県内ではこの案が一番多いようでございます。

ちなみに平成29年度のそういった場合の実績におきましては、上水道事業においては約100件、簡易水道等の事業においては約10件ほどの案件が出てきております。この場合、上水道の事業の水道料金を算定した場合、基本料金の半分以下を使用した場合として540円になりますので、540円掛ける100件で、年間5万4,000円の水道料金の収入となることとなります。

施行日を平成30年12月1日としておりまして、3カ月を切っておりますが、広報誌等で十分に住民周知をしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第50号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

3番、中村五彦君。

**○3番（中村五彦君）** ちょっと面倒になって、これが入力する手間とかなんかはふえませんか。

**○議長（工藤文範君）** 環境水道課長、増田公憲君。

**○環境水道課長（増田公憲君）** 入力ですが、一応、水道料金については、電算を通して入力して請求するという形をとっていますが、これはシステムをちょっと変更した後で入力という形になりますので、スムーズな請求等はできると思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第50号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第50号「山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

### 日程第3 議案第51号 山都町立小・中学校設置条例の一部改正について

○議長（工藤文範君） 日程第3、議案第51号「山都町立小・中学校設置条例の一部改正について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） それでは、議案第51号を御説明いたします。

議案第51号、山都町立小・中学校設置条例の一部改正について。

山都町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成30年9月6日提出。山都町長。

提案理由。

御岳小学校閉校に伴い、山都町立小・中学校設置条例の一部を改正する必要があります。これが議案を提出する理由です。

本年3月定例会で行政報告を行いました山都町立小学校の統合について、平成31年4月1日に御岳小学校を閉校し、矢部小学校へ統合するための改正です。諸般の事務執行に当たり閉校することを確定させておく必要がありますので、今回、山都町立小・中学校設置条例の一部改正について提案しております。

なお、本条例の一部改正に伴い、山都町立学校体育施設の開放に関する条例について、御岳小学校体育館の記載を削る必要がありますので、あわせて一部を改正いたします。

1枚めくっていただきますと、山都町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例について添付しております。

説明のほうについては、新旧対照表で説明させていただきたいと考えます。

また、2枚めくっていただきまして、山都町立小・中学校設置条例の一部を改正する条例の新旧対照表になっております。こちらの条例のほうについております別表のほうで改正しております。

もう1枚、裏面をごらんください。

現在7校で表記しております小学校につきまして、現行が7校、次に改正後が、矢部小学校の

下に掲載しております御岳小学校の欄を削っております。

次に、山都町立学校体育施設の開放に関する条例の新旧対照表をごらんください。

1枚めくっていただきまして、裏面のほうで掲載しております。また別表のほうで改正しております。現行のほう、一番上の行に御岳小学校体育館、全館、110円、310円の記載がございますので、改正のほうではそちらのほうを削っております。

施行につきましては、平成31年4月1日を予定しております。よろしく願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第51号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 済みません、体育館のところの利用がちょっとよくわからなかったのですけれども、学校のほうとして、今まで利用を110円で貸していらしたのは、学校教育課の管轄だったので、それが外れたという理解ですか。社会体育としては今後も使って、今、使っている人がいらっしゃるのでしょうか。ちょっと教えてください。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 失礼しました。

こちらのほうですね、今度の山都町立小・中学校設置条例の一部改正についてを出したところなんです、御岳小学校という学校名を、4月1日のほうからなくなることに伴いまして、山都町立学校体育施設の開放に関する条例に掲載しております御岳小学校体育館というのが4月1日にはなくなるということになります。こちらの山都町立学校体育施設の開放に関する条例につきましては、学校教育課で管理しております体育施設におきまして、社会体育で利用ができますように別表のほうで体育施設を指定して、生涯学習課のほうから貸し出しを行っているものです。そちらのほうにつきましては学校体育施設としての認定で掲載していますので、今回学校施設ではなくなることから、条例のほうから外れることとなります。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第51号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第51号「山都町立小・中学校設置条例の一部改正について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 議案第52号 平成30年度山都町一般会計補正予算（第2号）について

**○議長（工藤文範君）** 日程第4、議案第52号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第2

号) について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長(荒木敏久君)** それでは、議案第52号、平成30年度山都町一般会計補正予算(第2号)を説明いたします。

歳出から説明をいたしますので、18ページをお願いします。

2款総務費、1項総務管理費です。

1目の一般管理費でございますが、名誉町民表彰に関する経費19万円でございます。

5目財産管理費、14節の使用料につきましては、公共施設財産の管理システムの使用料ということで計上しております。

15節工事請負費に関しましては、町有敷地の排水対策工事、旧白糸第三小学校職員住宅の解体、それから旧白糸第一小学校の火災報知器、それから電気設備の改修工事ということで計上しております。

6目庁舎管理費です。工事請負費がございますが、蘇陽支所にあります電話機の録音機を増設10台分でございます。

11目企画費です。指定管理者選定委員会におきまして、外部委員として中小企業診断士2名分の謝金ということで計上しております。9節旅費につきましては、要望活動等の特別旅費ということで計上しております。

14目情報費です。備品購入費としまして、テレビ会議用のモニター、カメラという経費を計上しております。

23目熊本地震復興基金の交付金事業でございます。県の地震復興基金、それから、創意工夫分の町の復興基金の活用でございますが、被災住宅の支援のための補助金が5,550万円、それから、住まい再建支援補助金が160万、それから共同墓地の復旧ということで、島木の峰地区でございますが、補助金として150万。

以上でございます。

次に、3項戸籍住民登録費です。

1目戸籍住民登録費ですが、委託料として戸籍事務へのマイナンバー制度の利用のためのシステム改修を行うものということでございます。

3款民生費、1項の社会福祉費です。

1目の社会福祉総務費でございますが、事業主体は19節の負担補助金でございますが、社協が事業主体となりました、農作業で介護予防と題した高齢者の生きがい対策に関する補助金でございます。

2目の国民年金事務でございますが、委託料として国民年金事務のシステム改修の委託料でございます。

20ページをお願いします。

3目障害福祉費でございます。23節償還金利子及び割引とありますが、平成29年度の事業確定

に関する精算後の返還金というところでございます。

5目老人福祉費でございます。19節の補助金等でございますが、介護福祉施設のスプリンクラー設置でございます。北中島にあります福ふくという施設でございます。

7目保健事務費ということで、28節繰出金、介護保険特別会計への繰出金ということで、986万7,000円でございます。

8目介護予防費ということで、備品購入費でございますが、大久保高齢者住宅のフロアのエアコンの更新というところでございます。

2項の児童福祉費でございます。

1目児童福祉総務費でございます。18節備品購入ということで、放課後児童クラブ6カ所分の児童施設のAEDの購入ということで計上しております。19節補助金でございますが、放課後児童クラブ運営費等の補助ということで、児童の増分で4カ所分、それから浜町乳児保育園施設整備ということで、定員増による増築というのを交付金ということで2,800万円ということでございます。

2目児童措置費でございます。13節委託料、保育業務の中でのクラス担任分の手当の増分ということで、234万9,000円を計上しております。

3目児童福祉施設費でございます。11節の需用費でございますが、二瀬本保育園の屋根の部分改修ということで72万4,000円で計上しております。

次に、4款衛生費の1項保健衛生費でございます。

1目の保健衛生費、それから6目の環境衛生費ということで、研修旅費ということで、それぞれ特別旅費をお願いしております。28節の繰出金につきましては、簡易水道特別会計への繰出金ということで計上をしております。

22ページになります。

5款農林水産業費、1項農業費、3目農政費ということで、負担金補助及び交付金でございますが、いずれの事業につきましても県の補助金でございます。耕作放棄地の解消の補助金、それから地域営農組織とありますが、三つの農事組合法人への助成、それから地域特産物づくり支援事業ということで、お茶の被覆資材の補助でございます。JAかみましき茶部会が事業主体です。それから、くまもと土地利用型農業競争力強化支援事業ということで、二つの団体でコンバインの導入ということで2分の1の助成でございます。23節償還金利子及び割引料ということでございますが、補助を受けた農家の方が消費税課税となったことによりまして、補助金のうちに消費税分が含まっておりましたので、その相当分を返還するというものでございます。

14目単独土地改良費ということで、清和、鶴ヶ田台地のかんがい施設の修繕ということで計上しております。地元負担金も伴います。

23ページ、6款商工費、1項商工費です。

5目の山の都づくり事業費です。13委託料ということで、まずは下馬尾の住宅の分譲する土地のための不動産鑑定委託料、それから、サテライトオフィス誘致事業委託料という部分を計上しております。それから、旧白糸第一小学校のサテライトオフィス用の整備の設計委託料、それか

ら工事に伴います監理委託料ということで計上しております。それから、最後が分譲地用の登記、地積測量図をつくりますので、その委託料ということで計上しております。15節の工事請負費につきましては、サテライトオフィス用の工事費ということで計上しております。

24ページをお願いします。

7款土木費、1項の土木管理費です。

1目土木管理総務費です。県補助を利用しました補助金でございますが、まずは土砂災害危険住宅移転促進事業ということで、レッドゾーンからの移転に伴うもの1件が300万円、それから土砂災害特別警戒区の被災した住宅の再建に対するものということで3件分、900万円を計上しております。

2項の道路橋梁費ということでございます。

1目道路橋梁総務費でございますが、備品購入費ということで、清和支所にあります軽トラックの更新を考えております。

2目道路維持費でございます。11節の需用費、町道の補修材料等、それから13節の委託料につきましては、維持工事分の設計委託、それから使用料、重機借上料、それから工事請負費でございますが、工事請負費は3路線を計画をしております。

続きまして、8款消防費、1項消防費です。

1目の常備消防費でございますが、負担金が確定しまして、上益城消防組合の負担金が1,098万8,000円の減というところでございます。

4目災害対策費としまして、地域防災リーダーの育成費用として5名分を計上しております。

26ページになります。

9款教育費、1項教育総務費でございます。

3目教育振興費でございます。8節、9節につきましては、小中学校統合検討委員会関係の経費でございます。それから19節の補助金でございますが、蘇陽中学校を中心とした蘇陽地区の「学力向上」研究指定事業の助成金ということでございます。

5目のスクールバス運行費につきましては、矢部小、御岳小の交流事業に関する委託料でございます。

2項の小学校費でございます。修繕費、それから小学校修繕のための工事設計委託料、それから工事費として、中島小学校駐車場の防犯灯の工事の分を計上しております。

3項中学校費でございます。これも同じように11節の需用費、委託料とございますが、修繕並びに修繕工事のための設計委託料ということで計上しております。

4項の社会教育費でございます。

10目図書館費でございます。図書館隣接地の購入に伴います登記手数料を計上しております。

13目の通潤橋保存活用事業費ということで、8節、9節に関しましては、保存活用検討委員会に関する費用をそれぞれ計上をしております。

28ページをお願いします。

5項の保健体育費でございます。

2目体育施設費です。中央グラウンドの埋め立てに伴いまして、隣接地の3筆の約2,600平米を購入する経費並びに登録手数料でございます。

3目清和地区体育施設費でございます。11節の修繕費でございますが、朝日体育館、それから木原谷の体育館という修繕費でございます。15節は清和グラウンド東側にありますトイレ、倉庫の解体工事費と。それから18節の備品購入費につきましては、清和グラウンド整備用のならし機の購入経費でございます。

10款災害復旧費、1項農林水産施設災害復旧費でございます。

1目の現年度農業施設災害復旧費としまして、農地7件、施設17件、合わせて24件分の必要な経費、旅費、それから測量委託料ということでございます。工事費につきましては、平成28年度分の未成工事2件分を計上しております。残りは過年度で計上の予定というところでございます。

3目の林業施設災害復旧関係でございますが、林道が5路線で12カ所被災をしております。必要な燃料費、それから測量委託費、30ページになりますと工事費ということで計上しております。

2項の公共土木施設災害復旧費でございます。

1目の現年度公共土木施設災害復旧費でございます。道路3件、河川7件、計10件分の災害復旧需用費、それから設計委託料、工事費、原材料等を計上しております。

2目の過年度公共土木災害復旧費でございますが、明許繰越分から過年度分への繰越予算ということで組み替えを行ったものでございます。3億3,000万でございます。

続きまして、歳入の説明を行いますので、13ページをお願い申し上げます。

13款、2項の負担金です。それぞれの事業に伴います受益者負担ということで計上しております。

15款国庫支出金から16款県支出金につきましては、各種事業や事務に対する補助金、委託料等を計上しております。国庫支出金の合計が3億9,936万円、県支出金の合計が5,450万円です。

15ページの9款繰入金です。平成29年度決算に伴います介護保険特別会計からの繰入金702万1,000円でございます。

16ページをお願いします。

基金繰入金でございます。それぞれの基金から一般会計に繰り入れを行うものでございます。

20款の繰越金、8,173万6,000円ですが、平成29年度決算の剰余金というところでございます。

17ページの町債でございます。公共土木災害と林業土木災害復旧に伴うもので、合わせて2,640万円を計上しております。

次に、4ページをお願いします。

第2表、債務負担行為でございます。平成31年度から35年度までの5年間、そよ風パーク、道の駅潤橋や清和文楽館など8施設、6件の指定管理料を9ページまで施設ごとに記載をしているものでございます。

10ページは地方債の補正を示したものでございます。

表紙の裏をお願い申し上げます。

平成30年度山都町一般会計補正予算。



平成30年度山都町の一般会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ6億3,900万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ123億1,800万円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表歳入歳出補正予算による。

債務負担行為。

第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、第2表債務負担行為による。

地方債の補正。

第3条、地方債の補正変更は、第3表地方債補正による。

平成30年9月6日提出。山都町長。

以上で議案第52号の説明を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 議案第52号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** ちょっとお尋ねしたいところは、23ページをお願いします。23ページのサテライトオフィス誘致委託料及び設計料、整備管理委託料、同じく15節のオフィス整備工事ですね。この予算に関しまして、内容的にどのようなものか、いつから始めるのか、どういう企業が入ってくるのか。町内におけるメリット、デメリット、雇用はどうなっているのかということについて詳しく説明をお願いしたいと思います。

続きまして、24ページをお願いします。24ページの土砂災害危険住宅と被災住宅の再建支援補助金です。これは3件というふうに説明がありましたけれども、この被災の状況、内容、場所、総額どのくらいに対してどのような補助を行っていくのか、並びに危険地区の住宅移転事業についての、この補助内容の説明についてどのような対策がされているのか、説明をしてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、御説明申し上げます。

23ページのサテライトオフィス誘致事業業務委託料でございますけれども、まず、白糸第一小学校にサテライトオフィスを開設するという事で計画をしておりました。昨年度、ことしの3月の補正予算で概略設計の予算もいただいていたところでございます。その後、検討を行いまして、白糸第一小学校の1階部分の教室2部屋をサテライトオフィスとして改修を行いたいと思います。それと、左側のスペースがございますけれども、そちらのほうをコミュニティスペースということで、地域の方や、そのサテライトとして入って来られる企業の皆さんの打ち合わせするスペースとして整備をしたいと考えております。それと、2階、3階については、マイニングファームという事業を入れて、そこの2階、3階を貸し付けて、1階部分はサテライトオフィスと

いうことで計画をしているところでございます。

マイニングファームを御説明申し上げますと、仮想通貨という言葉は皆さん聞かれたことはあるかと思いますが、紙幣とか硬貨のような現物は持たずに、電子データのみで、主にインターネット上で取引される通貨のことを言います。ビットコインとか、テレビ等でも言われたと思いますけれども、そういったものが代表例の一つになります。この仮想通貨の取引にはマイニングという莫大な計算を行う場所が必要になります。その取引に係る場所の提供を、白糸第一小学校の2階、3階を使ってマイニング事業を行うというものでございます。

マイニングについては、過去の取引情報ですとか、取引の承認、確認を行う作業のことで、その計算を行う機械の場所や、提供の対価として仮想通貨が報酬として使われるものでございます。2階、3階にそういうマイニングマシンを設置をして、24時間稼働するという形になります。仮想通貨は投資目的で行われる方がふえておりますけれども、国内の市場は1兆円規模と聞いております。取引価格も変動がありますけれども、今回はそういう取引の場所の、そういう機械の設置場所としての提供ということで考えております。

そういう形で、白糸第一小学校のサテライトオフィスの整備の設計、設計料、管理委託料を計上しているところでございます。

それと、サテライトオフィスの誘致事業業務委託料でございますけれども、これはサテライトオフィスを整備した後に、そこに入る企業を探してくる必要があります。その部分についての業務の委託料ということで考えております。町で来ていただく企業を探すのも大変、つてもございませんので、そういったところを業務の委託としてお願いしたいというふうに考えております。

あと、今回のサテライトオフィス、それとマイニングの事業を行うことによりまして、全国的にもこういう事業を取り組んでいる場所等もございませんので、いろんな視察ですとか見学に来られる方がふえるのではないかとということと、地域への貢献ということで、地域の寄り合い場所、そういったところの機能も果たしていくということになります。運営については、地方創生アドバイザーのMARUKUの小山さんと熊本電力という会社が共同で運営をしていくということにしております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 建設課長、佐藤三己君。

**○建設課長（佐藤三己君）** お答えします。土砂災害危険住宅移転促進事業ですけれども、この制度の概要ですが、これは6月の機会でもちょっと触れたことがありますけれども、熊本県の独自の事業でありまして、土砂災害特別警戒区域、いわゆるレッドゾーン、この区域内の住宅にお住まいの方が県内の安全な区域への移転を支援する事業で、平成27年度から3カ年のモデル事業として県のほうで実施されてきたものですけれども、それまでの3カ年での県内全域での実績が34件あったということから、この事業が延伸されるということになったものでございます。

本年度においては、6月の議会で1件補正で計上させておりますけれども、今回3件の方が相談に来ておられますので、その分を今回計上するものでございます。

上段の移転促進事業は通常の県の補助金であります。それから下段の土砂災害特別警戒区域内

の被災住宅再建支援補助金、こちらは熊本地震により被災を受けた家屋の方が対象になり、地震後までさかのぼって申請ができるという制度で、熊本復興基金が財源となります。今回の補正分については、レッドゾーンからの移転事業のほうが、蘇陽地区の柳井原にお住まいの方、それから、もう一方の被災住宅再建支援補助金のほうは、矢部地区のほうで3件の方が相談に来ておられます。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 土砂災害関係はこの前も聞いたかなと思っています。

このサテライトオフィスの整備計画について、この前、建設経済委員長のほうから資料をもらいまして、中身を今ちょっと読ませてもらったんですけど、大体貸付料とか云々かんぬんというのが事業希望者と書いてありますけれども、おおむね、まだ決まっているのかなという点と、月額金額も決まっているようでございますけれども、いつから稼働するのか。地域のコミュニティセンターとして活用されるという話でありましたけれども、雇用については、全然地域のほうからは生まれないということに理解していいわけですかね。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 先ほど、説明が不十分でありました。申しわけございません。サテライト整備につきましては、先ほど申しあげました熊本電力さんとMARUKUさんに施設を、済みません、熊本電力さんに施設を貸し付けるというところで、貸し付けの料金を設定をしております。有償で貸し付けを行うということです。

コミュニティスペースについては、サテライトオフィスに入られた企業の事業の打ち合わせですとか、たまにはその地元の人たちを呼んで、いろんなより寄り合いとか、そういったところにも活用をしていくということで考えております。

それと、スケジュールについては、学校施設ですので、文部科学省の用途変更の手続が必要になります。その手続が、10月末までには手続が整うというスケジュールで考えております。その後、工事に入って、工事については3カ月程度を予定しているところでございます。

もう一つ、お尋ね……。

**○11番（後藤壽廣君）** 雇用。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 雇用については、サテライトオフィスについては常時、平日の10時から夕方6時まで、二、三名の常駐があると。それと、2階、3階のマイニングファームについては、24時間体制で1名が常駐という計画でございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 11番、後藤壽廣君。

**○11番（後藤壽廣君）** 内容的には十分わかりました。この整備工事が2,000万ほど上がりますけれども、実際これで本当に大丈夫なのかなということもちょっと懸念しているわけですね。工事が来年度中にわたっていくわけですので、内容的なほうも一遍見せてもらおうかなとも考えているところでありました。

ありがとうございました。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 13番、藤澤です。

私も23ページのサテライトオフィス関係なんですけれども、これは計算してみますと、整備工事あたりを含めて約2,700万ぐらいの金が要るわけなんですけれども、これは仮庁舎のときにいろいろ手を入れましたよね。その辺は、ここまで金を出して、改修か何かせにゃんかという思いもございまして、その辺もいかがと思います。それと、この金ですね。金の出所は、その他に1,100万と書いてございますけれども、これがどこから出るのか、そのあたりをお願いしたいと思います。

それと、次が、26ページ、小中学校統合検討委員会というようなことを出てきておりますけれども、非常にこれだけ少子化になりましたらいろいろ検討することはやぶさかでないというふうに思いますけれども、御岳小学校の場合は地元から声が上がって、いろいろ検討会を開かれたと聞いております。このたびは、どうですかね、ほかのところからこういう要請があつて検討会をされるのか、教育委員会主導でその辺がされとるのか、その辺もお聞きしたいと思いますし、私に言わせれば、ちょっと後退ぎみの考え方、もちろん必要なんですけど、こういうことは検討する必要はありますけれども、前向きに学校を残すための検討会あたりは全然できないのかという考えを持ちましたものですから、そのあたりのほうをよろしくお願いしたいと思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、建物の整備についてお答えいたします。

確かに庁舎の仮事務所ということで使用をしてございましたけれども、もともと小学校の建物でございまして、建築基準法等に照らし合わせますと、排煙設備の義務が不足しているということで、床面積の50分の1の排煙面積が必要ということで、外に排煙できるような窓を設置したり、そういった部分の改修が必要になるということでございます。それと、あと非常用照明の義務ということで、これも1,000平米以上の建物については非常用の非常灯、それとあと火災報知器とか、そういったものの整備が必要になるということで改修を考えております。

それと、サテライトオフィスですので、床の配線ですとか、壁の改修あたりも必要になります。それとトイレの改修、これは1階部分だけでございますけれども、トイレの改修を行うようにしております。それと電気の配線工事、それと建具の改修ですね。コミュニティスペースで、打ち合わせ等で仕切りを入れたりする必要がございますので、建具の改修ですとか、そういったものの整備を行う予定です。それと、1階部分の3部屋について、空調の整備が必要ですので、そういったものも含めたところの金額になります。

予算のほうですが、財源として1,100万入っておりますけれども、これは地域雇用創出基金から繰り入れるということにしております。それと、国県支出金の500万については、これは歳入のほうでございましたけれども、サテライトオフィス誘致受け入れ施設整備事業補助金500万を

予定をしております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 学校教育課長、渡邊尚子君。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 藤澤議員の御質問、小中学校統合検討委員会の設置についての御予算のほうと思います。こちらのほうについては、私どものほうで、今回2月に教育委員会が統廃合の方針を出したところなんです、継続して審議を行うということの一部入れておまして、それに伴う検討委員会の設置ということで、先ほどの御質問のように教育委員会主導ということで考えております。

テーマとしては、どうするかというのは今からのお話になりますから、その統合を進めるのか、それとも、このまま学校をどのような状況に全てしていくかということ、長期的な見通しを持つての検討委員会にしていきたいと考えております。

**○議長（工藤文範君）** ちょっと待ってね。まだ何か。

課長。

**○学校教育課長（渡邊尚子君）** 今申しあげましたように、方針的に残す方向にいくのか、学校をどうするのかということを含めて長期的に考えていきたいと、済みません、言葉が足りなくてですね。そういうふうを考えております。

**○議長（工藤文範君）** ほかに。

10番、藤原秀幸君。

**○10番（藤原秀幸君）** ちょっと今のサテライトオフィスの件に関しまして、1点だけ質問をさせていただきます。税務課長さんのほうに、もしもこういった施設ができた場合、税収の見込みは課税対象にどれぐらいなるのかなと、そういう検討はまだされていない、実際できていませんのでね、できないかなという感じはしますが、その点をできればお答えいただきたいと思っております。

もう1点、28ページの教育費の保健体育費の中の清和グラウンド東側トイレの倉庫の解体というようなことで、70万ほど予算が組まれております。これは解体したなら、あとの新しいトイレをつくる予定はどのように考えておられるかというような点と、それから清和グラウンド整備用備品購入費で9万7,000円か、10万ほど組んでありますが、これはどういった備品を買われるのか、このことについてお尋ねをいたします。

**○議長（工藤文範君）** 税務住民課長、田中耕治君。

**○税務住民課長（田中耕治君）** お答えをいたしたいと思っております。

一般的に企業があればそこに法人町民税というものが発生いたします。それと、もう一つには、今あったように大量のコンピューター等を設置されていくということになれば、当然その企業の中の償却資産という形になると思うのですが、それがいろんな計画にのっとったものであれば、この間、別のところに報告があったように、固定資産税の減免ということも考えられていきます。まだ詳細な計画内容等を存じ上げておりませんので、それがはっきりわかりまして、いろいろ企業のほうから法人税等の申告が上がってまいります。その中で考えてまいりたいというふうに思

っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お尋ねのことについて回答いたします。

清和グラウンドの東側トイレ、倉庫解体工事でございますが、これは、もう恐らく合併の前であると思いますけれども、清和小学校が見えるところの奥、グラウンドの奥のほうでございます。トイレと倉庫があって、もうずっと長い期間、使用がされていないような状況のトイレと倉庫でございますが、これを危険性ですとか、防犯上、それから景観的な面も含めまして、これを解体することが望ましいということでの工事費を計上しているところでございます。その後の新築というのは、そこは用途として今はもう利用しておりませんし、現在のグラウンドの駐車場の横にありますトイレを6月補正といった補正予算でも計上しておりましたが、その改修費用等によって現在のトイレを使用することで、新築としては考えておりません。

それから、備品購入の9万7,000円計上しております備品につきましては、引きならし機を予定しております。これは馬見原グラウンドと清和グラウンドを共用した、実際、今、馬見原グラウンドのほうに置いてあるのですけれども、共用してから使うということで、今、1台あるのですけれども、やっぱり清和グラウンドは清和グラウンドとして1台なからにやいかんということから、車両用の引きならしタイプのやつを1台買うということの購入予算でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 失礼します。私もサテライトオフィスについてはいろいろと懸念していることもございますが、各議員から御質問もあったところで、改めてなんで、今さらというか、この委託料、サテライトオフィス誘致業務委託、先ほどMARUKUさんとかいう名前が出てきましたけれども、この委託料の算定の基準というのは何らしかありましたら改めて教えていただきたい。普通建物を建てたりする場合には、その総額の何割とかというものが設計委託料というふうなことも聞いたことがございますが、誘致に関するこの委託料という算定基準を教えてくださいというのが1点です。

それから、25ページの消防費です。この中で、下の地域防災リーダー育成、これの内容を教えてください。

それから、28ページ、教育費のところですか。体育施設費というところで公有財産土地購入費が出ておりますが、これは以前御説明の中で、中央グラウンド横の土地というふうな御説明だったかと思うのですが、これが体育施設費というところに入っておりますので、その用地の今後の活用について、予定があれば教えていただきたいと思っております。

それと、もう一点は、29ページのやはり……。29ページだったかな。違います、ごめんなさい。図書館横の土地の購入というふうなことがありました、隣接の。これの具体的な内容を聞かせてください。

以上です。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） サテライトオフィスの誘致業務委託料の積算の基礎ということでお尋ねであったと思います。金額が216万円になります。これについては、旅費と人件費、人件費が30日分、それと旅費、往復の航空券とか、そういったもろもろの旅費、それと打ち合わせ経費、合わせて216万ということで積算をしております。

以上でございます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） お答えいたします。

地域防災リーダーの育成ということで、熊本県が主催しております、火の国ぼうさい塾の受講者用の助成ということで、大津町のほうの例を利用しまして、受講料ですとか、資料の購入費あたりの助成というところでございます。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御質問の1点目でございますが、体育施設費の登記手数料、土地購入費ということでございますけれども、これは予算措置としては体育施設費ということで計上しているところの理由としましては、中央グラウンドの横、南側のほうになるんですけれども、そこに、今、高速道路の現場での発生土の搬入をずっとやっているところでございます。これは平成4年からの旧矢部町からの事業でふれあいの里構想がありますけれども、そのほとんどのところが用地取得、町有地となっているところですが、まだ未登記の部分がある部分について、先ほど説明があったとおりに3筆分あります。その登記手数料ということでの、そしてまた土地購入費ということでございますが、利活用につきましては、おとしですかね、グラウンドゴルフ場の計画をした予定がありましたけれども、それについては予算成立できなかったわけでございますが、その関連があるものですから、一応今回は体育施設費ということで、これは建設課等とも協議を進めながら、利活用についてはグラウンドデザインを出している中で、ふれあいの里構想の中で決定していく方向になるというふうに思います。

それから、二つ目の御質問で、図書館費についての登記の手数料ということでございますけれども、これは町立図書館の本館の左側部分、空き地があるんですけれども、そこについての購入を今後考えているところでございます。用地を拡張して、進入路を確保しながらですね。それと、あと、できれば駐車スペースも用途として使いたいところですが、そうした中で利用者の利便性を図るということを考えております。そのための登記の手数料でございます。購入費用につきましては、今後恐らく12月の上程になるかなというふうに考えております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 吉川美加君。

○9番（吉川美加君） ありがとうございます。

確認ですが、防災リーダーについては、では、一般住民の方が手を挙げられたら、それに補助を出すということでよろしいでしょうか。

それから、もう1点の図書館横と、今の御説明ですと、入り口のところ、左側ということでし

ようか。御確認です。

○議長（工藤文範君） 生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） そうです。今の進入路がありますけれども、その左側の空きスペースの場所がおっしゃるとおりのところでございます。

○議長（工藤文範君） 総務課長、荒木敏久君。

○総務課長（荒木敏久君） この講習会というのが、来年の31年の1月、2月で開催されますので、広報等を通じて募集をしたいというふうに思います。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はございませんか。

8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 2点ほどお伺いをいたします。

19ページの23番、熊本地震復興基金のことで、被災住宅補修支援事業補助金の内容をもう少し詳しくお願い申し上げます。

それから、もう1点が、これは26ページですね。スクールバス運行費の中で、今回、小学校の統合に向けて非常に御尽力いただいてありがとうございます。小学校の交流会送迎ということでございますので、どの程度交流会を計画されているのかも教えていただけたらと思います。

○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 被災住宅補修支援事業について内容をお答えしたいと思います。

本事業に当たりましては、平成28年熊本復興基金交付金の市町村創意工夫事業の中で行うこととしております。対象といたしましては、一部損壊、半壊等の中で、既存の制度で救済できていない方、災害救助法の応急修理制度や被災者生活再建支援事業の対象とならなかった方を対象としております。

内容といたしましては、一部損壊が費用の2分の1で10万円を限度としております。半壊の方は2分の1の補助上限額を30万円としております。対象経費につきましては、被災した部分の補修に要する工事の経費としております。原則としまして、罹災証明書の交付を受けている方としております。事業年度は、事業に関しましては、既に工事が終わっている方も対象としておりまして、平成28年度から31年度までの予定としております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 飯開議員の御質問にお答えいたします。

今回組んでおりますスクールバスの運行費につきましては、御岳小学校から矢部小学校へ御岳小学校の児童さんを送迎するために、4クラスありますので、各クラスに3回ずつの計画をしております。合計12便になります。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） では、前段の被災住宅の補修のことでございますけれども、受け付けはいつまでですか、そこをお聞かせ願います。



○議長（工藤文範君） 企画政策課長、藤原千春君。

○企画政策課長（藤原千春君） 受け付けに関しましては、本議会で補正予算で補助金として計上させていただいておりますので、議決後に皆さんに周知を行うこととしておまして、受け付け期間は平成31年度いっぱいとしております。平成31年度という理由に関しましては、まだ罹災証明を受けていらっしゃらない方とかがいらっしゃった場合、罹災証明の受け付け期限が平成31年の3月31日までとなっておりますので、そういう方たちも対象になることから、31年度までの受け付けとしております。

○議長（工藤文範君） 8番、飯開政俊君。

○8番（飯開政俊君） 本当に御配慮ありがとうございます。非常に困っておられる方も多数まだおられます。周知を徹底して、そういう漏れた方が出ないようによろしく願い申し上げます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

1番、眞原誠君。

○1番（眞原 誠君） 済みません、お昼も過ぎていますが、質問させていただきます。

私の質疑は債務負担行為についてです。こちらを拝見いたしますと、各指定管理施設の指定管理料だと思いますが、本年度までの実績との見比べで、額が大きくなっておったり、あるいは額が小さくなっていたりしているところがあるなというふうに拝見しています。こちらの算出根拠などについて御説明いただけたらと思います。よろしく願いいたします。

○議長（工藤文範君） 山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） それでは、御説明申し上げます。

まず、債務負担行為の設定をしている施設は6施設ございます。通潤山荘と清和物産館については、指定管理料は計上しておりません。

まず、そよ風パークの指定管理料ですが、前回の指定管理料との差ということでよろしいでしょうか。前回の指定管理料が3,682万円になりますので、差額としては104万円の増になります。

道の駅通潤橋につきましては、前回は318万円ですので、差額としては89万4,000円の減です。

それと、清和高原天文台につきましては、現在の指定管理料が596万円ですので、38万9,000円の増額になります。

それと、清和文楽館です。現在の指定管理料が1,717万円ですので、188万4,000円の増額になります。

服掛松キャンプ場です。服掛松キャンプ場、現在の指定管理料が370万ですので、6万7,000円の減です。

猿ヶ城キャンプ村です。318万の指定管理料ですので、20万9,000円の増額ということになります。

それと、算定の積算の根拠と、算定の方法についてでございますけれども、基本的な指定管理料の積算の方法につきましては、経費の積算の総額から利用料金、あるいは販売総額の収入を、指定管理料を除いた収入を差し引いた金額を基本的には指定管理料ということで計算をしております。

ます。今回の場合が、平成28年に熊本地震がありましたので、28、29の2年間については参考にならないだろうということで、25、26、27の3年間の収入と経費について積算の根拠とさせていただいたところです。基本的には3年間の平均の金額、経費についても収入についても3年間の平均を出しまして計算をしております。増額のところと減額のところがございますけれども、基本的には人件費、最低賃金の増額であったりとか、燃料費ですね。燃料費が40円から70円ぐらいに上がっている部分もございまして、そういったところで金額に差が出ているというところがございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 算出の仕方、根拠というのはわかりました。燃料費、人件費というお話でしたけれども、そうしますと、例えばそよ風パークでしたら、お風呂などがございまして、そちらの燃料が上がっているのかなというふうに理解していますが、そういうことでよろしいのでしょうか。

あと、今のお話ですと、例えばその利用料の収入、それから係る経費、そういったところで指定管理料のその差額で決定されるということなんですけれども。これは質問になるかどうかかわからないのですが、いろいろ営業努力をなさって、経費を削減して、利用者の利用料金、売り上げを上げていくと。そうすることによって指定管理料はどんどん下がっていくというふうになるのですけれども、営業努力が、何でしょう、この指定管理料の増減に全く反映されていないというふうに一般的には感じるところです。頑張って営業するという、何ですか、モチベーションが引き上がってくるような、そういう制度になってないのかなというふうにちょっと感じました。

具体的な質問じゃないのでお答えいただけるかわからないんですけれども、その辺いかがでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** ただいまの御質問ですが、確かに指定管理を受ける施設にとっては、管理料がある程度なければ運営が難しい施設もございますので、指定管理料というのは大変モチベーションに影響を与えるところであると思います。積算上はそういったところも考慮しながら積算をしたところがございますし、人件費につきましても民間の給与実態調査をもとに人件費の積算も計算をしておりますので、そういったところでの計算であるということを御理解いただきたいというふうに思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑ありませんか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 私も今の指定管理料、債務負担行為についてお尋ねをしたいと思っております。

今、説明されましたけれども、申しわけありませんが、よくわかりません。これだけの大きな金額をこれから5年間にわたって税金から投入していくということになれば、もうちょっと詳しく、きちんと積算のどうやってしたかというのがペーパーで出てくるべきではないでしょうか。

あれだけで言われても、申しわけありませんが、私は全然わかりません。

それと、ずっと言われ続けていますけれども、じゃあ、これをして赤字が出ている分をどうやっていくのかということや、ふえたり減ったりしている理由は先ほど言われましたけれども、きちんと名目と額と提示していただきたいと思います。全部の積算理由をですね。というのが一つです。

それと、済みません、あと別のページのところなんですけれど、18ページに光回線テレビ会議用の機器購入費というのがありますが、テレビ会議というのをされていくのでしょうか。この辺について説明していただきたいのと。

勉強不足で大変申しわけありませんが、20ページに障害者福祉費として、平成29年度の障害者自立支援給付金の負担金を返還する、返還金というのがありますが、これをもう少し詳しく御説明ください。

それから、21ページに児童措置費として保育業務委託料というので、クラス担任をされた方に増額するというふうに自分は理解したんですが、それは町職員、正職員の方ではない別な働き方をされている先生がクラス担任をされた場合に手当として出される分でしょうか。それと、上に浜町乳児保育園の施設整備交付金というふうに出っていますが、定員増のための交付金と言われましたが、この少子化の折、本当にこれを交付して、子供の生まれて、今までの出生数の移行とか、そんなのを考えてされていると思いますけれども、本当にこの見通しを持ってこれを交付されるのか。本当に必要かと、私は疑問もあります。

それともう一つが、26ページの教育費のところ、小学校に修繕料がありますけれども、これはどこにどんな修繕をされるかをお聞きしたいと思います。お願いします。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 指定管理料の算定についてのお尋ねでございましたけれども、今、お示しする資料がございませんので、後日、概要版といいますか、そういったものをお示しするというところでよろしいでしょうか。したいと思います。

**○議長（工藤文範君）** ちょっと答え。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 出していただくのは大変ありがたいと思います。それを、私だけじゃないでしょう。皆さんにということですよ。皆さんに出していただいて、この論議は続くということでもいいんですか。

**○議長（工藤文範君）** 課長、それはすぐあつとかな。あるとな。あるな。あればコピーして配らにや、結論出さにやいけん、承認せにやいけん。予算の承認ができません。

済みません、じゃあ、それはそっちして、ほかの答えを、回答を。

企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 光回線テレビ会議用機器購入ということでお尋ねですので、お答えしたいと思います。

御存じのように、本年4月に光基盤の整備が終わりまして、現在、Wi-Fi等の整備を順次

進めているところで、町内情報基盤の整備が進んでいるところであります。テレビ会議ツールにつきましては、農業委員会等が各支所にないとか、そういう問題等も取り上げられているところでありまして、一つは農業委員会が現在本庁にしかないということ。また各支所において専門性の高い業務において住民の方のお尋ねがあった場合、その場では答えられないケースがある。そして、また、東京事務所と、今現在、東京事務所を設置しているところですが、頻りにテレビ会議を行う必要があるということとあわせまして、今後展開を予定しておりますのが光カフェといいまして、光に関しまして、若い世代だけではなくて、高齢者もそういう恩恵を受けることができる環境を整備していきたいと思ひまして、現在は清流館においてテレビでインターネットを使って楽しめる動画や無料アプリを利用した健康体操などの実証実験を行っているところでありまして、また、一つ、矢部地区でも千寿苑でそういうふうな事業が実証実験として展開していきたいと考えておりまして、今回の補正におきましては、全てが同時にはできませんので、そういう環境を整えるために2台分のモニターを含むテレビ会議用の機器について計上させていただいているところであります。よろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** 私からは、まず20ページの平成29年度障害者自立支援給付費負担金返還金ということでございます。これは29年度に行った事業につきまして、計画額で負担金をいただいておりますので、今回は精算をして、その多かった分を返還すると、過剰にもらっていた分を返還するというところでございます。後ほど介護特会のほうでもかなり多額の金額が出てきますけれども、福祉関係なり、介護関係の事業につきましては、そういった性質があるということで御理解いただきたいと思っております。

次の21ページです。浜町乳児保育園の施設整備費交付金でございます。今回2,800万円を交付するというところで、うち財源内訳のほうに1,925万円、55%の補助金が国から交付をなされます。町が25%を負担するというところで、残りの20%が設置者の負担ということでございます。今回、定員現在30名、これを50名に増員するという計画でございまして、町内の保育所の全保育園の定員が現在430名でございます。これが450名になるということになります。今の現時点の就学前の児童数、これが4月1日現在で455名ということでございますので、ほぼほぼ充足、全員が保育園に入所を希望されれば全員が入所できるという形になるかと思っております。

ただ、この数につきましては、先ほど西田議員御指摘のとおりでございます。出生数が減少していく中であっては、しっかりとこれは将来的に計画をまたどっかで見直すということになるかと思ひます。それにつきましては子ども・子育て支援会議、こちら等でしっかりと精査をしていくという形になろうかというふうに思ひます。

3点目です。保育業務委託料234万9,000円を計上いたしました。これにつきましては、この当初予算の編成時には予測できなかった不測の事態ということで、内容につきましては、産休の職員が5名ということで増、それと再任用の職員ですね。60歳定年を迎えられた職員がそのまま再任用を希望されて当時おりましたので、その方々に担任をお願いしたいということで計画をしておったのですが、最終的には再任用を辞退をなされたので、急遽、担任がこれによ

て不足するという事態になりました。緊急避難的という言い方が適切かどうかわかりませんが、まちづくりやべの派遣業務の派遣職員に対しまして、担任を持たせて、今現在運用をしているということになります。当初の業務委託内容につきましては、当然担任を持つということは計画をしておりませんでしたので、今回その部分の業務量の増に対応すべく増額をしたということでございます。人員的には8名ということになります。

以上です。

○議長（工藤文範君） 学校教育課長、渡邊尚子君。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 小学校費の修繕料についてのお尋ねということですが、あわせて中学校のほうにも修繕料を計上しておりますので、概略のほうを申し上げます。

今回、学校管理費の小学校費、中学校費で上げました修繕料につきましては、現在の段階、半年ほどたっておりますが、その中で緊急的な修繕が必要になった部分で不足が生じているものがございます。消防設備点検により、消防のほうで整備しなさいとおっしゃった部分についての不足額が両方とも生じておりますので、そちらのほうを計上し、あわせて半年、あと3月までの期間がございますので、その中での修繕の対応できるような見積もりでしておるところです。

以上です。

○議長（工藤文範君） どうぞ、続けて。

○学校教育課長（渡邊尚子君） 矢部小のほうで体育館消防設備のほうで指摘を受けております。蘇陽南小のほうで防排煙設備取りかえが必要です。中島小のほうで防火扉連動操作バッテリーということで指摘を受けております。あと、中学校のほうでは、矢部中のほうで屋内消火ホース等交換、修繕、清和中のほうで自動火災報知器等が上がっております。

以上です。

○議長（工藤文範君） 質疑の途中ですが、ここで午後1時30分まで休憩いたします。

---

休憩 午後0時31分

再開 午後1時29分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

議案第52号について質疑を続けます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

○山の都創造課長（藤原章吉君） 先ほど西田議員のほうから資料の提出の要望がございまして、議長の許可をいただきましたので、今から配らせていただきたいと思います。よろしく願います。

○議長（工藤文範君） 質疑はありませんか。

（「済みません、しばらく時間をください。わかりません、急には」と呼ぶ者あり）

ほかに質疑はありませんか。

6番、藤川多美君。

**○6番（藤川多美君）** まず、16ページの雑入ですが、担い手確保経営強化支援事業補助金返還金86万円ですが、雑入に計上されてありますので、多分過年度分の返還と思いますが、どなたかが事業をやめられて補助金を返還されたのか、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、19ページの被災住宅補修支援事業補助金の関連なんですけど、建設課のほうでもこの被災関係の事業をされておりますが、例えば、宅地なんかは50万円以上で、なおかつ経費の3分の2までしか補助が出ないとか、いろんなのありましたけど、被災された方におかれましては負担金が払えないということで、本当は補助金が欲しいのだけれども、自分の負担金を払えないばかりで、これにまずは区長さんのニーズ調査があったときはつけ足しておるけれども、この申請にまでは手を挙げておりませんというお話も聞いたりしますけれども。その補助申請をしていない方はこちらで10万円をいただくということになるかと思いますが、その建設課のほうの補助というのは、ニーズ調査をされた後、まだ申請が上がっていませんが、お宅はどうされますかという問い合わせ等はされたのかどうかもお尋ねしたいと思いますが、その関連も含めて、企画のほうは、そこは御丁寧に説明をしてさせていただきたいと思いますが、議員間の間でも、こういう事業は末端まで説明が届いていなくて困っていらっしゃるというお話もありましたし、半壊の件についてはもう申請を打ち切られたという話も聞いたりいたしますので、このニーズ調査をしたということでは、その調査をされた方には、丁寧にどうされましたかというお尋ねはされてもいいかと思いますが、そのあたり、どうなっているのかもお聞きしたいと思います。

それから、27ページ、図書館費の登記手数料ですが、私、これを見たときは、初めは土地を寄付されるから土地購入費がないんだなというふうに自分なりに解釈をしておりました。ですから、寄付をされた土地を登記されるから登記手数料が出ているのだと思いましたが、先ほど、生涯学習課の課長の御答弁によりますと、土地購入費については12月に提案される予定というようにお話をお聞きいたしました。しかしながら、順番としては、土地購入費が先か、土地購入費と登記手数料は一括して提案されるというのが筋だと思いますけれども、私のほうは勝手に寄付されると思ったものですから、あ、登記手数料だけだなと思いましたが、登記手数料だけを計上されたという特別な理由がありましたらお教えいただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 農林振興課長、山本敏朗君。

**○農林振興課長（山本敏朗君）** ただいま、16ページの雑入のことで御質問がございました。この償還の返還金につきましては、86万円、この事業は平成28年度の補正事業ということでやっている事業でございます。平成28年の12月に申請がございまして、畜舎を1棟建てられたということで、その段階で交付決定をしております。交付決定の段階で非課税の事業者だったものですから、消費税を含めたところで事業対象であったと。ただ、事業が終わりましたのが、29年に終わりますと、ことしの申告をされたときに、本職のほうの課税対象の事業者になられたということで、本職の事業対象者になれば、消費税に見合う分は返還ということになりましたので、交付は1回しましたけれども、その分の返還ということで、雑入のほうで繰り入れを予定しているところでございます。

**○議長（工藤文範君）** 企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 被災住宅補修支援事業につきましては、対象者が罹災証明発行件数、発行件数をこちらのほうで把握しておりますので、その方々の中で他の支援、補助とかを受けていらっしゃる方の数が現在のところ531名と確定しておりますので、その方たちには皆さん個別に通知を差し上げたいと思っているところです。あわせて広報、防災無線等でも制度の周知を図っていききたいと思います。

また、個別の案件に関しましては、個別にお話をお聞きしながら、なるべくこの制度で皆さん方を支援できるような体制にしていきたいと思っています。また、建設課、福祉課あたりとも連携を持ちながら、こういうニーズの把握には努めていきたいと考えているところです。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。先ほど、登記の手数料ということで御説明したところでございますが、ここの説明のところに書いてあります、この登記手数料というのが少し誤っております。この登記という書き方ではございませんで、実際のところ、体育館の、先ほど説明しました進入路の左側の用地の部分でございますけれども、そのところと、区域を、用地、隣接するところとの用地の測量に関する手数料という意味でございます。ですので、登記の手数料といえますか、測量等が伴うということで、土地家屋調査士等を手配して用地測量をするところでございますけれども、そうしたものの手数料ということで御理解いただければと思います。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

2番、西田由未子君。

**○2番（西田由未子君）** 資料をありがとうございます。ですが、なかなかわかりにくいところがたくさんあります。

それで、私は委託料を出すなど言っているわけではありません。適正にしてほしいという思いでお尋ねをしています。それで、特にパークについては、もう従来から先輩の議員さんたちもたくさん提起しておられることだと聞いておりますけれども、宿泊施設と農園とグラウンドと食事提供をされている施設と分けて管理委託したらどうかという意見が随分と出されているというふうに聞きます。なのに、どうして今回もそれをされなかったのか。それから、これと別に施設整備、屋根を修理したりとか、いろんなところの修繕が出てきた場合には、また別に一般会計から支出されますよね。それだけの手当が必要だと思いますけれども、それだけお金を打ち込む。そして今度の指定管理料はこれから5年間ずっと変わらない額ということで、今回決めなくてはいけない値段なので、すごく私たち、責任ある行動をとらないといけないというふうに思っていますので、お尋ねします。

先ほども言いましたように、国民宿舎を同じ宿泊施設としては委託料なしでいっていますよね。独立採算制です。パークの宿泊施設だけをそういうふうに委託管理料を出して、ほかは町営だったり民間だったりにするという検討はどうしてされなかったのかということと、わからないのが、人件費は必要なので、これを削れとは申しません。でも、一般管理料というのがすごく大きいですよ、パークは1億8,073万。これはどんなふうな、ほかのもですけど、一般管理費ってどん

なふうになつて内訳になっているのかというのは教えていただきたいと思います。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** まず、そよ風パークの指定管理の採算部分、不採算部門について、前回の政策審議会のときも御意見をいただきました。今回の指定管理の積算の段階では、分けるということまでは出しておりません。ちょっと少し時間をいただいて、その部分を分けたほうがいいのかどうかということをお調べしていただきたいと思いますというふうに思います。指定管理は5年間続きますが、その間の中で協議がまとまったところで、また御報告なりをさせていただけるならというふうに思います。

それと、あと、そよ風パークの一般管理費の内訳でございますけれども、金額の大きなものから申し上げますと、水道光熱費、法定福利費、消耗品費、それと広告宣伝費、あと保守点検費、あと食材の原材料費ですとか、そういったものがもろもろ入っております。あと修繕費としては170万ほど入っております。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

1番、眞原誠君。

**○1番（眞原 誠君）** 済みません、先ほどいただきました資料に関しまして、少し質問させていただきます。

まず、大変わかりやすく一覧表になっているかなと思いました。それで、一番下のほうの⑦番の差額のところで、プラスになっている、黒字で書いてあるところは指定管理料が増額になっているところ、そして、赤くなっているところが指定管理料が次は減額になるところというふうに認識しておりますが、町側からすれば、指定管理料を支払う側からすれば、当然、指定管理料、下がるほうが評価は高くなるのだらうというふうに思いますが、そのあたり、まずどのように御評価なさっているのか、これを伺いたいと思います。

それから、もう一つ、ちょっと1カ所に絞っちゃって、これがいいのかわからないですけども、さきの議会で御提出いただきました、平成29年度の決算の内容に書かれております、そよ風パークの一般管理費を拝見しますと、金額が、これはもちろん算出している年度が違うとは思いますが、額がそこそこ差額が大きいように感じております。表に書いてあるのが、これが1億8,000万円ですかね。さきの議会で御提出いただいた、御説明いただいたときの決算書類の中に書いてあります販売費及び一般管理費というのが1億5,300万ですので、約2,700万ぐらい開きがございます。このあたり、もし何かわかっているところがあれば御説明いただきたいと思います。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 確かに道の駅通潤橋については指定管理料が減額といたしますか、下がっている状況でございます。その算定をしました年度の収入額も含めたところの積算でございますので、そういったところで金額が、指定管理料が下がっているというところがございます。いずれの指定管理施設についても、道の駅通潤橋にしても、その管理上は相当努力もさ



れていると思いますし、人件費等も精いっぱい出されると思うんですけども、算定上はそういう金額になったというところで御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、そよ風パークの一般管理費については、その決算額の金額もちよっと詳細を確認をしまして、また後ほどお知らせをしたいというふうに思いますが、よろしいでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 3回目だと思います。

今の指定管理についてなんですけれども、やはり西田議員の御心配はよくわかるし、この指定管理制度のあり方というものを本当に考えなくてはいけない時期に来ているんだというふうに思っています。これを決めたら、5年間出るんですよという話ですが、もちろん指定業者は今からということで、前の政策審議会のときに一応その確認はさせていただいたと思っています。これが満額そういうふうに行くのではなくて、管理者によっては、これがもっと辛抱できるのかもしれないし、そのやり方次第ではこれがまた金額が変わってくるものであろう。これで決めたらといって、5年間これが丸々というわけではないということをちよっと確認させていただきたいと思います。

そのやり方とか、それから今、分離方式等々も言われていますね。その他の施設、いわゆる生産性のないところ、例えば文楽であるとか、そよ風パークのその運動場であるとか、その金を稼ぎ得ない場所というのをそれぞれ持っています。それを物産館なり何なりでカバーしていかななくてはならないという現実と、そんなところからやっぱり開放できる。眞原議員からも指摘がされているように、がまだしても、がまださんでも同じというふうな、がまださんでも町が保障してくれる、がまだしったっちゃあ指定管理料が減ってくる。何だかそこら辺のジレンマもあると思いますので、本当にこの時代の流れというか、そういったところをきちんと考えながら、やっぱりこれは集中して考えをしていく必要があるんじゃないかというふうに思いますので、どなたかそういうところで御答弁いただけますか。

**○議長（工藤文範君）** 山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** 債務負担行為の金額の設定については、先日の政策審議会のときにも申し上げましたとおり、これは上限額ということで、予算上、債務負担行為を設定しないと、10月以降の公募のお約束ができないというか、予算上の確保ができないと公募もできないというところで今回提出をさせていただいたところです。提案によっては、この金額を下回る金額での提案もあるかもしれませんが、この金額と余り変わらないぐらいの金額になるかもしれません。そこは提案してくる法人なり企業の考え方次第だというふうに思います。どこを選定するかというのは、選定委員会の中で選考をするということになります。

それと、不採算部門の件につきましては、前回、25年に、5年前の選定をするときにも検討はしております。五ヶ瀬のGパークと競技場のあそこの管理も町で単独でやられていまして、確か管理費が800万ほどかかっておりました。そこはもう業者さんに管理を委託されているというところを記憶しております。そよ風パークもそういう採算部門と不採算部門を分けたらという話を、

協議を5年前にさせていただいたと思うのですが、その当時、そよ風パークとしては、一体的に自分たちが管理できるので、そのほうが良いという御意見もそのときにはありました。ただ、時間もたっておりますので、もう1回、そのあたりは協議をする必要があるかなというふうに思います。できるだけ早急にそのあたりは協議を進めていきたいというふうに思います。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありませんか。

西田さん、もう3回。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第52号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第52号「平成30年度山都町一般会計補正予算（第2号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第5 議案第53号 平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、議案第53号「平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

**○健康ほけん課長（山本祐一君）** それでは、議案第53号を説明申し上げます。

議案第53号、平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）であります。

まずは、最後の4ページの歳出のところから御説明申し上げます。最後の4ページをお開きください。

9款の諸支出金、8目の療養給付費等交付金償還金、補正額163万1,000円でございます。23節償還金利子及び割引料です。これは療養給付費等交付金償還金と書いておりますけれども、平成29年度の退職者医療分の事業の実績に伴います償還金でございます。

歳出につきましては、この諸支出金と予備費のほうに計上しております。

歳入のほうをごらんください。

歳入のほうにつきましては、7款の繰越金6,449万5,000円でございます。

表紙の裏をお願いいたします。

平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算。

平成30年度山都町の国民健康保険特別会計補正予算（第1号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出の予算の総額に歳入歳出それぞれ6,449万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ27億6,075万6,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年9月6日提出。山都町長。

以上でございます。よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第53号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第53号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第53号「平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第6 議案第54号 平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について

**○議長（工藤文範君）** 日程第6、議案第54号「平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

福祉課長、坂口広範君。

**○福祉課長（坂口広範君）** それでは、議案第54号、平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について説明をいたします。

今回の補正につきましては、平成29年度繰越金が確定しましたことによります計数整理と、それから歳出では国庫支出金の精算によるものが主な内容でございます。

ページをめくっていただきまして、3ページをごらんください。歳入です。

7款の繰入金でございます。これは一般会計から繰り入れをいただくもので、この内容につきましては平成29年度の介護保険の精算、これに伴う追加交付金を一般会計から繰り入れとしていただくものでございます。この986万7,000円の補正額につきましては、先ほどの一般会計の3款に同額が計上してあるところでございます。

次の8款の繰越金です。これが確定額に伴います繰越金を計上いたしております。

続きまして、4ページをお願いいたします。

5款5項1目でございます。19節の負担金でございます。高額介護予防の日常生活支援総合事

業サービス費でございます。4万1,000円の補正額です。これは介護サービスを利用して支払われました自己負担額が1カ月の合計で上限額を超えた分を高額介護予防サービス費として支給がされるものでございます。今回当初予算に対します不足額を計上いたしました。

6款でございます。これも23節の償還金でございます。まず、92万4,000円は過年度介護保険料償還金です。被保険者の資格喪失。理由としましては、転出ですとか、死亡、これによります保険料の還付を行うものでございます。全部で150件分でございます。

2の償還金です。9,010万5,000円です。平成29年度の国県支出金の精算償還金です。これは先ほど西田議員からも一般会計の分で御質疑ありましたように、事業の性格上、どうしても30年度、新年度に入ってその支出金の精算が行われるというものにつきましては、新年度において過不足額を償還したり、還付したりとする性格のものでございます。今回は金額は多少大きゅうございますけれども、9,000万円を償還するものでございます。

次の5ページです。6款の諸支出金です。一般会計繰出金です。介護保険の、これも精算による繰り出し、これは一般会計への繰り出しとなりますので、これも先ほどの一般会計補正予算の歳入のほうに同額を計上いたしております。

次に、表紙の裏をごらんください。

平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算。

平成30年度山都町の介護保険特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億1,792万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ30億1,206万9,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年9月6日提出。山都町長。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第54号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第54号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第54号「平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について」は、原案のとおり可決されました。

## 日程第7 議案第55号 平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について

○議長（工藤文範君） 日程第7、議案第55号「平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

環境水道課長、増田公憲君。

○環境水道課長（増田公憲君） それでは、議案第55号、平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

今回の補正予算の主なものにつきましては、清和、蘇陽地区における水源地の取水及び送水ポンプ等の修繕費と特定防衛施設周辺整備調整交付金事業による下鶴地区水道施設の水道管更新工事が主なものになります。

それでは、4ページをごらんください。読みながら説明したいと思います。

まず、歳出から御説明いたします。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費です。補正前の額、1億2,439万4,000円、補正額498万9,000円の増です。補正後の額1億2,938万3,000円です。補正額の財源内訳につきましては、一般財源498万9,000円になります。

節ごとの説明です。1節報酬、5万4,000円の増、2節旅費、2万1,000円の増です。当初予算では2回の簡易水道等審議会の開催を予定しておりましたが、平成32年度の上水道事業と簡易水道事業の統合を見据えて、調整事項協議等が必要なため、会議経費の1回分を追加予算をお願いするものです。15節工事請負費です。491万4,000円の増です。内訳につきましては、清和地区の貫原水源、蘇陽地区の上尾水源及び滝下水源地のポンプ等の修繕費になります。簡易水道事業では99機のポンプを管理しておりますが、ポンプの寿命につきましては、施設の水事情によりませんが、一般的には10年から15年が限度ではないかと言われております。また、ポンプにつきましては、非常に落雷に弱く、避雷器を併設しているにもかかわらず、避雷器を破壊して電気基板とポンプに衝撃を与え、故障の原因となっておるところです。

次に、2目簡易水道整備事業です。補正前の額4億4,251万1,000円、補正額306万9,000円の増、補正後の額4億4,558万円です。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金256万円です。一般財源50万9,000円です。

節ごとの説明です。9節旅費、5万8,000円の増、11節需用費、1万1,000円の増です。15節工事請負費につきましては300万円の増になります。内訳としましては、町道水の田尾下鶴線道路改良につきましては、民生安定事業にのっとり改良を進めておりますが、同時施工で進めています下鶴地区水道施設の本管の更新工事になります。工事請負費につきまして、300万円の内訳につきましては、更新工事費が250万円、仮設管工事費が50万円となります。しかし、仮設管工事費が50万円につきましては補助対象外となりますので、一般財源からとなっております。古くなった水道管を更新するもので、口径75ミリの水道用ポリエチレン管、延長145.6メートルに埋設するものです。

同ページの下段をお願いします。

補正前の額、5億6,690万5,000円、補正額、805万8,000円の増です。補正後の額、5億7,496万3,000円です。補正額の財源内訳につきましては、国庫支出金256万円と一般財源549万8,000円になります。

3ページをお願いします。次に、歳入の説明になります。三つの歳入を説明します。

3款国庫支出金、1項国庫支出金、1目簡易水道国庫支出金、補正前の額1億6,804万円です。補正額256万円の増です。補正後の額、1億7,060万円です。1節簡易水道国庫支出金、256万円、調整交付金事業からの歳入です。

次に、4款繰入金です。1項一般会計繰入金、1目繰入金、補正前の額、1億8,101万4,000円、補正額233万9,000円の増です。補正後の額、1億8,335万3,000円です。1節繰入金、233万9,000円、これは一般会計からの繰入金になります。

5款繰越金です。1項繰越金、1目繰越金、補正前の額が150万円、補正額315万9,000円の増です。補正後の額、465万9,000円です。1節繰越金、315万9,000円、繰越金です。平成29年度の決算を終えて補正するものでございます。

次に、1ページをお願いします。

第1表、歳入歳出予算補正になります。歳入歳出の補正後の合計がそれぞれ補正前の額7億3,295万7,000円、補正額805万8,000円の増になります。補正後の額、7億4,101万5,000円です。

表紙の次のページをお願いします。

平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算。

平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）は次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正。

第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ805万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ7億4,101万5,000円とする。

2、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、第1表、歳入歳出予算補正による。

平成30年9月6日提出。山都町長です。

よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第55号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第55号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第55号「平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について」

は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第8 議案第56号 工事請負変更契約の締結について

○議長（工藤文範君） 日程第8、議案第56号「工事請負変更契約の締結について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

生涯学習課長、工藤宏二君。

○生涯学習課長（工藤宏二君） 御説明いたします。

議案第56号、工事請負変更契約の締結について。

平成28年第4回山都町議会定例会において議決された、重要文化財「通潤橋」保存修理工事（災害復旧）のうち、契約金額1億1,599万2,000円を1億1,082万9,912円に変更することとする。平成30年9月6日提出。山都町長です。

提案理由でございます。

本件の工事請負変更契約を締結するには、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を経る必要があります。

これが、この議案を提出する理由でございます。

次の2枚目をお開きください。

今回の公共工事請負変更、仮の契約書でございます。

番号の2番目に、工事名としましては、重要文化財「通潤橋」保存修理工事（災害復旧）でございます。これは平成28年12月議会で可決をされました、28年の熊本地震で被災した通潤橋の修理工事のものでございます。

4番の変更契約事項です。

変更工事請負増減額が516万2,088円の減となります。

この契約書の中段ほどから、平成28年12月8日付で請負契約を締結した上記工事について、上記変更契約事項のとおり請負契約を変更する。

本変更契約のあかしとして、本書2通を作成し、発注者及び受注者が記名押印の上、各自1通を保有する。なお、この契約は、議会の議決を得たとき本契約としての効力を生ずるものとし、議会の議決を得られないときは無効となり、発注者は一切の責任を負わないものとする。

平成30年8月17日。

発注者、山都町と、受注者、株式会社尾上建設との仮の契約書でございます。

この2枚目の裏面をごらんください。

こちらが今回の工事変更契約に伴う概要でございます。

上のほうから、飛ばしまして、4番の工期は28年の12月8日から来年になります。平成31年2月28日までとなっております。

5番の工事内容でございます。

平成28年熊本地震により被災した重要文化財「通潤橋」の修理工事です。工事の範囲は、重要

文化財としての指定範囲の復旧ということになりますので、この指定範囲というのは、通潤橋の本体、それから橋上の通水管、それから取り入れ口、吹き上げ口、この四つの指定範囲になります。

この赤の部分で書いていますところで、今回、平成30年5月7日に発生しました壁石垣の一部崩落に伴う石材の回収及び当面の崩落防止の応急処置、これも今回の変更に入れ込んだところでございます。変更部分になります。

下の工事概要の表でございますが、基本的に赤の、朱書きの部分のところの変更に伴うところでございます。直接仮設工事のところは、変更部分が足場、吹上口のステージを変更しておりますけれども、今回また加えて、今回の崩落防止処置、モルタル吹きつけ等の工事でも28年のこの工事の中に入れ込んだところでございます。

あと、石工事の上のほうになりますけれども、縁石（手摺石）の据え直しが、当初、手摺石、上から2段目の列までが手摺石と呼ばれるものですが、これは当初、全縁石の4分の3程度の224個ほど想定をしていたところでございますが、実質、37個の補修に至っております。据え直しでございます。これは上流側の右岸、23個ほど、それから左岸の部分が14個ほどの据え直しを行ったものでございます。

それと、あと、その次の通水石管の取り外しですとか含浸処理、これらも当初石管の取り外しは6個ほどを想定していたところでございますけれども、石管自体の被災、そのものの被災というのはありませんでしたので、ゼロ個。あとは含浸処理といって、石管に樹脂を塗って撥水性等を高める処理なんかも予定していたんですけれども、これは一切要らなくなったということの減の部分でございます。崩落石材の回収、これも今回の5月7日の崩落後のものを回収したことを今回この中に入れ込んだところでございます。崩落石が94個ございました。

そのほかにも、あと、索道とか、張りかえですとか、石の運搬、引き上げたものを上まで上げて運ぶ作業ですが、こうしたものも入れ込んだところでございます。

あと、左官工事につきましては、目地漆喰の除去、詰めかえ等も2,210メートルほどを想定していたところでございますが、これが実質、内目地、外目地での除去については1,014メートルほどと、それから詰めかえにつきましては、ほぼ内目地のほうに634メートルほどに数量が変更をしたところでございます。外目地のほうは、土地改良区等の要望等によりまして、対応して、外目地は要らないということにしたところでございます。

それから、取り入れ口、吹上口の目地補修なんかについても、80メートルほどを想定しておりましたけれども、46メートルということで、取り入れ口のみ補修に至っております。吹上口のほうには、索道ですとか、ステージがありますので、これは撤去後の施工のほうに回したいというふうに考えているところです。

それから、雑工事といたしましては、昨年ですが、通潤橋の復旧工事に入って発覚した木管でございますが、このシロアリ被害ですが、これの取りかえが1カ所ありました。その内容を変更したところでございます。あわせて三つあります木管の部分についても、この機会にあわせての防蟻処理を3カ所全部やっている数量変更となっております。



6番の変更理由でございます。

被覆土掘削後の被害状況確認、それから通潤橋保存活用検討委員会での検討、文化庁との協議によりまして、修理の範囲（数量）の変更が生じたことによります。また、シロアリ被害のあった木管1カ所の取りかえですとか、壁石垣の一部崩落に係る対応が必要となったために今回の変更となっております。特殊な現場条件でありますために、伝統工法等を用いるために歩掛かりの変更が必要になったことも理由の一つでございます。加えて、今回の5月7日の壁石垣崩落に伴う応急処理も今回の工事内容に含めたところでございます。

通潤橋の28年の地震によりましての被災につきましては、とにかくこの文化財、石垣の中もありますので、とにかく工事に入ってみないとわからない部分が当初からありました。今申し上げましたようにいろんな石管の取り外しなんかも、数量的にも文化庁との協議の中で一応数量を多く含んだところで計上して設計をしてきたところでございますが、実際に工事に入ってみただけでは、それほど数量的にも必要なかった部分ですとか、あるいはもう改修する必要がなくなった部分もあったりしたところでの数量変更ということになりました。

次の3枚目につきましては写真を掲示をしておりますけれども、今まで申し上げました、これまでの写真でございます。手摺石の積み直しですとか、目地漆喰の積みかえ、それから木管の取りかえ等の作業風景でございます。

それから、次のこの裏の面でございますけれども、これが今回の5月の一部崩落後の写真の状況でございます。現在、金網、モルタル吹きつけをしておりますけれども、あそこ崩落した部分の内側のほうから、実際下のほうからブルーシートをかぶせて、その上に不織布という布をかぶせて、その上に金網を載せて、そしてモルタル吹きつけをしている状況が今の状況でございます。

次の4枚目につきましては、壁石垣の一部崩落の範囲でございます。赤で囲んでいる部分が94個分になるのですけれども、今回崩落した部分でございます。そのうち上から2段目、黒の1点破線で示しておりますが、この2段目までが手摺石と呼ばれる石を積んである縁石の部分でございます。そして、3段目、下のほうになると、これが橋本体を構築する石垣の部分ということになります。それぞれの段数ごとに崩落した個数を載せて、全部で94個が崩落した石ということになっております。

この裏面のほうには写真が載せておりますけれども、実際これは平成22年に撮影したものでございますが、当時のこの写真を見ますと、きちんとこの石垣が密に間、すき間なく組まれていることがはっきりとわかります。創建当時でございますが、恐らくその上下左右の面を通潤橋構築時にはきちんと合わせながら、現場で面が少しでも合っていなければ加工したりしながら積む方法をされておったということが、これで確認、専門家の話では確認できています。ちなみに熊本城などの石垣で言いますと、並べました石のすき間に詰め石を詰めて熊本城あたりがされておられますけれども、通潤橋に至っては面と面がきちんと合うような、そうした石垣のつくりになっていることがこれではっきりわかるかと思えます。

最後の5枚目のほうに、壁石垣の一部崩落に係る今後のスケジュールについてを説明をしてお

るところでございますが、崩落した壁石垣の本格的な今後の復旧につきましては、さきの一般質問のところでも申し述べましたけれども、平成30年度の新たな大雨による災害復旧ということで、文化庁等の補助を使いながら今後申請をしていくところでございます。

この表に書いてございますこのスケジュールフローについても、昨日、一般質問で申し上げたところでございますが、本格的な復旧、来年の4月以降になると思いますけれども、速やかな復旧へ向けて取り組んでいきたいと考えております。

以上、申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第56号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

9番、吉川美加君。

**○9番（吉川美加君）** 失礼します。私もきのうの一般質問でさせていただいたところですが、これは非常に何か、28年の地震直後からのその工事請負契約の変更ということですが、この中に今回の5月7日に発生したところの改修、モルタルぶきのところですね。そこも含んだということで、この工事概要に書いてある、表のところに書いてある、朱で記された文字のところ、一応本体のその地震後の工事における減額となった部分の説明ということでよろしいですか。その後、さらにこの工事を、モルタル工事を差し引いたところでのその減額というか、全体の減額の話ということでよろしいでしょうか。何か全部がミックスして書かれているような感じがして、ちょっと私はわかりにくかったですけれども。

とにかく、地震後の発注工事をこのぐらい見積もっていたけれども、文化庁等々の協議によってこのくらいの工事で済んだので、減額をしていたところですが、5月7日のことがありましたので、その中から余った部分でここを埋めていったというふうな理解でよろしいのでしょうか。そして、きのうの説明にもありましたけど、また、これは今年度、最後に向けて、文化庁との協議をしながら、新しい補助申請等をしてしながら、新しい工事をまたやっていくというようなことですが、その見通しというか、見通しについてはお伺いしませんが、今のところの変更の、今の差し引きの部分ではそういう理解でよろしいでしょうか。

**○議長（工藤文範君）** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長（工藤宏二君）** お答えいたします。議員が基本的におっしゃられたこと、そのままでございますが、ちょっとこの表の説明が足早でしたので、少しつけ加えますと、朱書きで書いている部分の変更を伴ったところでございますけれども、足早だったので、もう少し申し上げますが、この黒いところ、例えば直接仮設工事あたりの索道部分は、当初からこれはケーブルが必要ということで想定していた工事内容でございますが、足場とか、吹上ロステージ、これらが、まだその5月7日の崩壊とか、そういうことの前に入って、これが必要になった部分、結局、石とか被覆土、橋上の被覆土、こうしたものを一定程度置く期間のステージ、これはステージと書いておりますが、そこの置く台ですね。そうしたものが吹上ロステージの部分でございますし、足場については、上流側のほうの縁石を積み直しをしたときの足場架設でございます。そうしたものは5月の崩壊前のやつでございますが、その隣の崩落防止処置（モルタル吹きつけ

等)が、今回の崩落についてのものも今回新たにつけ加えたというところになるものでございます。

数量的にほとんど、右のほうが減というふうになっておるところもありますけれども、これをまだ5月の崩壊前あたりでうちのほうを試算をしてみますと、1,000万程度ぐらいは、当初は、5月の崩壊前には1,000万程度ぐらいは減額になりやせんかなという見通しはしていたところでございますが、今回の5月の崩壊に伴って、文化庁の協議の中で、今回の被災についてのとをこの28年の工事の中に入れ込んで、復旧工事を進めろというふうな協議でしたので、そのことがつけ加えている部分でございます。

また、例えば、石工事の一番下の崩落石材の回収、ここも変更前のところは横棒になっておりますし、一番下の木管の取りかえなんかも工事に入ってみてわかったところですね。そういったものは棒線と、最初から含まれていないという見方でございます。そうしたところでの数量の増減もありますし、当初見ていなかった分も変更後に今回入れたという部分もあるという見方をいただければと思います。

**○議長(工藤文範君)** ほかに質疑はありませんか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番(甲斐重昭君)** 7番、甲斐でございます。

この契約に対してどうということはないんですけども、私、現場のことでちょっと聞いたことがあるもので、確認ということでお話をさせていただきます。

この中の2番の写真を見ていただいでいでしょうか。写真の1、左側のほうに杉の木が立っていますですね。この根が通潤橋の中に入っているという状況を私、現場の人に聞いたんですけども、そこあたりの確認は教育委員会として聞いておられますか。木の根が、恐らくもう昔からだんだん木が大きくなってきてくると、これは通潤橋のすぐ横にあるやつで、ここの中に入ってきたならば、その木の根によって崩壊するというおそれが十分あるもので、よければこの木の伐採等も考えていかなければ、通潤橋の今後の保存というのは厳しくなってくるというふうに私は思っております。現場で作業をしておられた方から木の根が入っておったよということを私は聞いておりますので、よければそこあたりも検討されておかれたほうが、これから先の通潤橋の保存を考えたときには一番大切なことじゃないかなというふうに思っておりますので、どう思っておられますか、お聞きしたいと思います。

**○議長(工藤文範君)** 生涯学習課長、工藤宏二君。

**○生涯学習課長(工藤宏二君)** 議員の御指摘については、何度かうちのほうも町民の方からも御指摘があつているところでございます。実際この杉の木の根元のほうがこの石垣の根元のほうに食い込んだ形で、この橋に与える影響があるというようなことは懸念され、これは町長のほうも大変そのことを危惧されておまして、教育委員会ともやりとりをしながら、そのことは早急な対応をしよう。この杉の木が、創建当時はもちろんなかったと思いますけれども、最初小さかったのがこれだけ大きくなって、現在は石垣に与える影響というのが大なるものがあると思いますので、これについては御指摘のとおりこの対応をしていきたいと思いますが、実際この通

潤橋工事に入ったときに、索道をつけるときに、とりあえずかかる枝の部分だけを枝打ちをしてから、今も索道を張っているところがあるんですけども、そもそもがこれはこれだけの大きな杉でございますので、今与えている影響が大きいということで、早急な対応をやっていきたいというふうに考えます。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから議案第56号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第56号「工事請負変更契約の締結について」は、原案のとおり可決されました。

ここで10分間休憩いたします。

---

休憩 午後 2 時26分

再開 午後 2 時34分

---

○議長（工藤文範君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

---

#### 日程第9 議案第57号 熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について

○議長（工藤文範君） 日程第9、議案第57号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

健康ほけん課長、山本祐一君。

○健康ほけん課長（山本祐一君） お疲れさまです。

それでは、引き続きまして、議案第57号について説明申し上げます。

議案第57号、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について。

地方自治法第291条の3第1項の規定により、熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のとおり変更する。

平成30年9月6日提出。山都町長。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約。

熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部を次のように変更する。

第7条第1項中「32人」を「45人」に改め、同条第2項を次のように改める。

2、広域連合議員は、構成市町村の長または議会の議員により組織する。

第8条を次のように改める。

広域連合議員の選挙の方法。

第8条、広域連合議員は、構成市町村の長及び議会の議員のうちから、各構成市町村の議会において一人を選挙する。

2、前項の規定による選挙については、地方自治法第118条の例による。

第9条第1項中「2年とする」を「当該構成市町村の長または議会の議員としての任期による」に改め、同条第2項中「又は議員」を「又は議会の議員」に改め、同条第4項及び第5項を削る。

附則。

施行期日。

1、この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による熊本県知事の許可のあった日から施行する。

裏面です。

経過措置。

2、この規約の施行の日から平成31年2月13日までの間における広域連合議員の定数は、この規約による変更後の熊本県後期高齢者医療広域連合規約第7条及び第8条第1項の規定にかかわらず、32人とする。

3、この規約の施行の際現に在職をする広域連合議員及び次項の規定による選挙により当選した広域連合議員の任期は、変更後の規約第9条第1項の規定にかかわらず、平成31年2月13日までとする。

4、施行日から平成31年2月13日までの間に広域連合議員に欠員が生じた場合は、この規約による変更前の第9条第3項から第5項までの例により選挙を行うものとする。

提案理由です。

広域連合の規約を変更しようとするときは、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

4枚目に資料として、説明の資料をつけております。この改正の理由につきましては、ここに記述のとおり、当該広域連合を構成しているのは45市町村であり、全ての構成市町村の住民の意見を制度に反映できるよう、各市町村から1名の選出とし、45人へ改正するものとなります。

構成につきましては、各市町村長または市町村議員となっております。

これからのスケジュールについて申し上げますと、本日9月議会にてこの議決をいただいた後、10月、広域連合での議会がありまして、この広域連合での報告、説明がございまして、それを受けまして、熊本県におきまして県知事の許可が11月を予定されております。

したがって、12月にこの市町村の定例会により、この広域連合の議員を選出していただくこととなります。任期につきましては、日付が出ておりますけれども、31年2月13日までが現存の在職される方が32名でございまして、例年2月に第1回の定例会が行われまして、来年の2

月から45名への第1回定例会で議決される、そういうふうなスケジュールとなっております。  
よろしくをお願いします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第57号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第57号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第57号「熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第10 議案第58号 字の区域の変更について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第10、議案第58号「字の区域の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** それでは、議案第58号を説明いたします。

議案第58号、字の区域の変更について。

山都町の字の区域を次のとおり変更するものとする。

平成30年9月6日。山都町長。

変更前の区域、所在、下馬尾字前田、地番、286番地4、286番地10から286番地12まで。

変更後の区域、下馬尾字松山ノ下、地番、286番地4、286番地10から286番地12まで。

提案理由。

山都町若者定住促進住宅用地分譲事業による土地の区画整理に伴い字の区域を変更することについて、地方自治法第260条第1項の規定により議会の議決を得る必要があります。

これが、議案を提出する理由です。

次のページをごらんください。

山都町若者定住促進住宅用地内土地情報一覧になります。

まず、訂正がございます。備考欄の上から2段目と6段目に法廷外公共物という記載がありますが、法廷の廷が間違っております。定めるの字でございます。大変申しわけございません。

一覧については、現在宅地分譲工事を行っております土地の情報でございますけれども、今回の土地は、下馬尾字前田と字松山ノ下の混在している場所になっておりまして、次のページを見ていただくとわかりますとおり、上が字松山ノ下です。下が字前田になります。黒く網かけしている部分が宅地造成の場所で、分譲地を二分するように字の境界が入っております。このまま区

画整理を行いますと、字の境界付近の区画は字の違う地番が二つ割り振られるということになります。今後分譲を行った場合、区画によって字が分かれたり、地番が二つ存在することがないよう、字松山ノ下に字の区域を変更するというものでございます。

以上でございます。

**○議長（工藤文範君）** 議案第58号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第58号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第58号「字の区域の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

#### **日程第11 議案第59号 山都町過疎地域自立促進計画の変更について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第11、議案第59号「山都町過疎地域自立促進計画の変更について」を議題とします。

本案について提案理由の説明を求めます。

企画政策課長、藤原千春君。

**○企画政策課長（藤原千春君）** 議案第59号について御説明いたします。

議案第59号、山都町過疎地域自立促進計画の変更について。

山都町過疎地域自立促進計画を別紙のとおり変更することとする。

平成30年9月6日提出。山都町長。

提案理由です。

本計画を変更するには、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項の規定により議会の議決を経る必要があります。

これがこの議案を提出する理由です。

過疎地域自立促進特別措置法により、本町では山都町過疎地域自立促進計画を策定しております。本計画の計画期間は、平成28年度から平成32年度までとなっております。総合計画を最上位計画として平成27年度に策定しました山の都人口ビジョンと山の都総合戦略を踏まえながら、本町が抱える地域課題解決につながる各種施策事業を展開するものです。

本計画に基づいて行う事業につきましては、その事業財源として過疎債の発行を受けることができ、その償還の70%が交付税措置の対象となります。また、国庫補助金の補助率のかさ上げ措置などを受けることができます。

この議案につきましては、山都町過疎地域自立促進計画に新たな事業を追加し、概算事業費等

の変更も含めまして本計画の一部を変更するものでございます。

変更するに当たりまして、議会の議決を経る必要があるため提案するものです。

では、追加変更いたします事業内容について御説明いたします。

別紙様式1、過疎地域自立促進市町村計画（変更）をごらんください。

左側の欄が変更前です。右側の朱書きが追加変更となる分でございます。

まず、3、交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進としまして、水の田尾布勢線改良工事を追加するものです。九州中央自動車道水の田尾ランプ取り付け道路の392.573メートルの整備を行うものです。

次に、5、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進としまして、浜町乳児保育園整備を追加するものです。事業主体は社会福祉法人二楽会でございます。保育所等整備交付金によりまして施設整備を行われるもので、本計画に位置づけることによりまして、国の財政上の特別措置を受けることができます。

次のページをお開き願います。

7、教育の振興としまして、高齢者生産活動センター・町営プール解体工事、名連川体育館解体工事、花上体育館解体工事を追加するものです。高齢者活動センター・町営プールにつきましては、3月議会で条例廃止の議決をいただいております、平成31年度に解体を計画しております。名連川体育館、花上体育館は、老朽化により平成32年度に解体を計画しております。

次に、9、集落の整備でございます。

第1、現状と問題点。

1、集落。

①人口減少、少子化の対応に住宅や宅地の整備を追加するものです。

第2、その対策。

1、集落。

④集落の生活環境の整備を追加するものです。

次のページをお願いします。

前のページの現状と問題、その対策を踏まえまして、事業計画としまして、過疎地域集落再編整備、定住促進団地整備事業を追加するものです。下馬尾の住宅分譲地の宅地造成工事を行うものです。

次に、過疎地域自立促進特別事業分は、教育の振興で追加しました解体工事の再掲となります。

この特別事業部分は、いわゆるソフト事業と言われるものであり、市町村計画に定めることにより、ハード事業に該当しないものにつきましても、条件等を考慮して地方債をもってその財源とすることができるというものです。

次ページをお開き願います。

別紙様式2、過疎地域自立促進市町村計画参考資料でございます。

事業費の追加及び変更について御説明をいたします。なお、事業費の単位は1,000円単位となっております。参考資料に単位の記載が遺漏しておりましたことにつきましておわびを申し上げ、



訂正をお願いいたします。

朱書きの箇所が追加変更となった分で、右側が変更後の概算事業費でございます。

市町村計画で追加しました、市町村道路の水の田尾布勢線改良工事を平成30年度、平成31年度に事業費を計上しております。事業追加により、市町村道路の小計も変更となっております。概算事業費は右側変更後の欄をごらんください。

次に、3、生活環境の整備。水道施設簡易水道において概算事業費の変更を行うものです。平成28年度、平成29年度の事業費の確定と、平成32年度から水道事業に統合することによる事業費の変更が主な理由です。変更後の事業費につきましては、右側、変更後の欄をごらんください。

次に、浜町乳児保育園整備を、平成30年度に概算事業費2,800万円を追加し、小計も変更しております。

次に、過疎地域自立促進特別事業として、高齢者生産活動センター・町営プール解体工事を平成31年度に、名連川体育館解体工事、花上体育館解体工事を平成32年度に追加しております。概算事業費につきましては、右側、変更後の欄をごらんください。

次に、過疎地域集落再編整備、定住促進団地整備事業を平成30年度に6,773万7,000円を追加し、小計を変更しております。

最後になりますが、一番下の総計額をごらんください。

変更後の概算事業費が187億3,757万4,000円となります。内訳につきましては参考資料の変更後の欄をごらんください。

なお、今般の本計画の変更につきましては、議会の議決をいただいた上で国へ提出することとしております。

御審議いただき議決賜りますようよろしくお願いいたします。

**○議長（工藤文範君）** 議案第59号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

7番、甲斐重昭君。

**○7番（甲斐重昭君）** この計画がないと過疎債は当然借りないというふうに思いますけれども、今回30年度で見ると、かなりの金額が上がっております。その過疎債の借りられる見込みというのは当然あった上での計画だと思っておりますけれども、そのあたりの状態はどんなでしょうか。総務課長あたり。当然裏づけ、ありますよね。

**○議長（工藤文範君）** 総務課長、荒木敏久君。

**○総務課長（荒木敏久君）** お答えします。

関係課との協議を、財政当局とも計画につきましては協議を済ませているというところがございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから議案第59号を採決します。

お諮りします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第59号「山都町過疎地域自立促進計画の変更について」は、原案のとおり可決されました。

---

## 日程第12 同意第3号 山都町名誉町民選定について同意を求める件

**○議長（工藤文範君）** 日程第12、同意第3号「山都町名誉町民選定について同意を求める件」を議題とします。

提出者の説明を求めます。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** 同意第3号、山都町名誉町民選定について同意を求める件。

次の者を山都町名誉町民に選定したいので、同意を求める。

平成30年9月6日提出。山都町長、梅田穰。

同意を求める者、氏名、門岡良昌。

住所、神奈川県横浜市青葉区鴨志田569番地1、グリーンヒル鴨志田西団地25棟401号。

生年月日、昭和32年12月16日。

提案理由。

山都町名誉町民を選定するには、山都町名誉町民条例（平成20年山都町条例第26号）第4条の規定により、議会の同意を得る必要があります。

これが、この同意を提出する理由です。

よろしく申し上げます。

**○議長（工藤文範君）** 同意3号の説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

13番、藤澤和生君。

**○13番（藤澤和生君）** 異議はありません。しかしながら、これはお願いです。旧矢部にはね、山下泰裕さん、柔道の。郷土史家の井上清一さんですかね。この方が名誉町民になられております。そうすると、蘇陽のほうでは元町長の片岡さんがなられておりますけれども、ほとんどの方が合併しましたものですから知られんと思います。もし広報でもされるときには、そこらあたりの前の人たちはこういう方たちで名誉町民がおられますよというともひとつ掲載をしていただけたらなと思いますので、これはお願いでございます。

**○議長（工藤文範君）** ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** これで質疑を終わります。

これから同意第3号、山都町名誉町民選定について同意を求める件を採決します。

この採決は起立によって行います。

本件はこれに同意することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

**○議長（工藤文範君）** 起立多数です。

したがって、同意第3号「山都町名誉町民選定について同意を求める件」は、同意することに決定しました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

お諮りします。

議事日程の都合によって9月13日は休会といたしたいと思います。御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、9月13日は休会とすることに決定しました。

本日はこれで散会します。

---

散会 午後2時57分

9 月 27 日（木曜日）

平成30年9月第3回山都町議会定例会会議録

1. 平成30年9月6日午前10時0分招集
2. 平成30年9月27日午前10時0分開議
3. 平成30年9月27日午前10時38分閉会
4. 会議の区別 定例会
5. 会議の場所 山都町役場議場
6. 議事日程（第22日）（第4号）
  - 日程第1 行政報告
  - 日程第2 議案第49号 町道廃止について
  - 日程第3 認定第1号 平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について
  - 日程第4 認定第2号 平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について
  - 日程第5 認定第3号 平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について
  - 日程第6 議長報告 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について

---

7. 本日の出席議員は次のとおりである（14名）

1番 眞原 誠	2番 西田 由未子	3番 中村 五彦
4番 矢仁田 秀典	5番 興 栢 誠	6番 藤川 多美
7番 甲斐 重昭	8番 飯開 政俊	9番 吉川 美加
10番 藤原 秀幸	11番 後藤 壽廣	12番 藤川 憲治
13番 藤澤 和生	14番 工藤 文範	

---

8. 本日の欠席議員は次のとおりである。（0名）

なし

---

9. 地方自治法第121条の規定により会議事件説明のため出席した者の職・氏名

町 長	梅田 穰	副 町 長	岡本 哲夫
教 育 長	井手 文雄	総 務 課 長	荒木 敏久
清和支所長	渡辺 八千代	蘇陽支所長	橋本 由紀夫
会 計 課 長	藤島 精吾	企画政策課長	藤原 千春
税務住民課長	田中 耕治	健康ほけん課長	山本 祐一
福 祉 課 長	坂口 広範	環境水道課長	増田 公憲
農林振興課長	山本 敏朗	建設 課 長	佐藤 三己
山の都創造課長	藤原 章吉	地籍調査課長	玉目 秀二

学校教育課長 渡 邊 尚 子 生涯学習課長 工 藤 宏 二  
そよう病院事務長 小屋迫 厚 文 監 査 委 員 志 賀 美 枝 子

---

10. 職務のため出席した事務局職員の職・氏名

議会事務局長 緒 方 功 外 2 名

---

開議 午前10時0分

**○議長（工藤文範君）** おはようございます。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

**日程第1 行政報告**

**○議長（工藤文範君）** 日程第1、「行政報告」の申し出がっております。これを許します。山の都創造課長、藤原章吉君。

**○山の都創造課長（藤原章吉君）** おはようございます。

それでは、有限会社虹の通潤館の不正・不適切支出について、行政報告をさせていただきます。行政報告資料の1ページをごらんいただきたいと思います。

有限会社虹の通潤館の不正・不適切支出について、本町が設置しました国民宿舎通潤山荘は、地方自治法第244条の2第3項の規定により、町が有限会社虹の通潤館を指定管理者として指定し、管理を行わせているところです。

有限会社虹の通潤館は、本町、山都町商工会及びJ Aかみましきの三者が出資をして設立された法人です。

このたび、当該施設の指定管理者である有限会社虹の通潤館において、不正・不適切な支出が行われ、会社に対して損害が与えられるという事実が判明いたしました。

経過及びその概要について、これから報告させていただきます。なお、当該有限会社より不正領得金の額の確定などの全容を把握することに、多大な時間を要したとの報告を受けているところです。結果として、本日の報告になりましたことについて、お詫びいたします。

それでは、不正・不適切支出に関する経過でございますが、まず、7月7日に虹の通潤館の担当税理士より、通潤山荘の経理について、定期検査の結果、資金繰りが危ういという報告がありました。支配人から岡本代表取締役へも報告があったところです。

7月18日には、監査役との打ち合わせで、特別監査を監査役2名と担当税理士同席のもとで行うことで了承され、特別監査を7月23日に実施することが決定されました。同日、第1回臨時株主総会が開催をされ、四半期の経営状況について、未払い金の状況と今後の見込み、特別監査についての報告及び承認があったところです。

7月23日に、監査役2名と岡本代表取締役の3名による特別監査が行われましたが、1日で終了することができず、30日に実施することになりました。

2ページをお開きください。

7月30日、再度の特別監査が行われております。同日、第2回臨時株主総会を行い、特別監査の報告及びA社員、B社員、C社員の事情聴取が行われております。

7月31日、A社員、B社員、C社員に処分予告を文書で通知されております。

8月5日、旅費請求に伴う宿泊施設確認調査が行われまして、福岡市内、鹿児島市内のホテルにて領収書等の発行確認調査が行われましたけれども、いずれも偽造した領収書であるということが確認をされております。

8月14日に、経費支出に関する弁明書の提出についてを通知しております。これは特別監査の結果、明らかになった不正・不適切と思われる支出について、当該本人から弁明の機会を与えるものでございます。弁明ヒアリングについては、8月21日、28日、29日、9月14日に実施をされております。

8月31日には、懲戒解雇、減給処分が行われております。A正社員については懲戒解雇、B社員、C社員については10分の1、3カ月の減給処分です。D社員については、自主退職されております。

9月14日、最終的な不正・不適切支出の確認額の確定が行われております。あわせて不正領得金の返還請求書を通知しております。

9月18日、第4回の臨時株主総会が開催されまして、社員の不正行為に係る被害額の報告、それと会社体制の見直しについて協議が行われております。

経過については以上でございます。

続いて、3ページをお開きください。

旅費に関する不正・不適切支出の概要でございます。

期間については、平成26年5月から平成30年7月までの期間になります。

主な出張先ですが、国内は福岡県、鹿児島県、宮崎県、熊本市などを中心に九州管内62回の出張と、海外については韓国、中国、タイ、シンガポール、ベトナム、マレーシアの計17回の海外出張について調査が行われております。海外出張の主な目的については、商談会、エージェント回りなどの営業活動ということです。

3番です。主な支出、不正・不適切支出については、枠の中のような旅費規程があるにもかかわらず、①ですが、県外では1日3,000円から8,000円の日当が、国外では1日1万2,000円の日当が支払われておりました。②昼食、夕食、お茶代等は、個人の日当から支出されるべきものが出張経費として支出をされておりました。それと③です。宿泊費の領収書について、不正と思われる領収書が確認されたために、宿泊先のホテルに確認をしたところ、偽造されたものであることが確認されました。

4ページに移ります。

手当に関する不正・不適切支出の概要です。

1、概要ですが、手当の支給に関しては、会社の賃金規程により支給されるべきものですが、取締役会にも諮らず、規程にない手当や規程以上の額を支給していた事実が判明したところでございます。不適切な手当を支給していた期間は、平成26年8月から平成30年8月までの間

です。

3の手当の概要です。ごらんの特別勤務手当、固定残業手当については、賃金規程にない手当を不正に支給しておりました。通勤手当については、通勤距離25キロ以上については1万円の規程があるにもかかわらず、1万5,000円の支給を行っていたもので、差額分の総額になります。

5ページの総括表をごらんください。

今回の不正・不適切支出に関する被害額でございます。1段目が旅費、2段目が手当の額になります。3段目の合計額を申し上げます。A社員については988万8,425円、B社員については320万1,264円、C社員については28万7,120円、D社員については22万円でございます。総額の1,359万6,809円でございます。

また4ページに戻っていただきまして、下段の不祥事への対応についてでございます。

1、不正領得金の返還についてでございますが、今回の不正領得金については、10月5日までに一括返還する旨、当該者から確約書を徴取しております。指定した期日までに返還されない場合は、関連法令に照らし、刑事、民事上の提起を行う旨、通知されております。

②の役員の責任についてでございますけれども、取締役及び監査役の役員報酬月額1万2,000円を、本年4月から累積赤字が解消するまでの間返上されます。

以上、有限会社虹の通潤館の不正・不適切支出について報告を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 「行政報告」が終わりました。

---

## **日程第2 議案第49号 町道廃止について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第2、議案第49号「町道廃止について」を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

**○経済建設常任委員長（藤原秀幸君）** 経済建設常任委員会審査報告書。

本常任委員会に付託された事件は、審査の結果、次のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記。事件の番号、議案第49号。件名、町道廃止について、目串線。審査の結果、廃止。審査の経過、本常任委員会に付託された事件について、9月19日、執行部からの説明を求め現地の視察を行った。審査の結果、全員一致で廃止することが相当と認められたので、当該路線を廃止するものとする。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから議案第49号を採決します。

お諮りします。



本件は委員長報告のとおり決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、議案第49号「町道廃止について」は、経済建設常任委員長報告のとおり決定しました。

---

### 日程第3 認定第1号 平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

**○議長（工藤文範君）** 日程第3、認定第1号「平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題とします。

本案について、各委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、飯開政俊君。

**○総務常任委員長（飯開政俊君）** おはようございます。議長より付託をされました決算の審査の報告をいたします。

委員会審査報告。

認定第1号、平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について。

本委員会及び各常任委員会に付託された平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算は、連合審査の結果、別紙のとおり意見を付けて認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

総務常任委員会関係。

税務住民課。

災害の後遺症が残る中、徴収率が前年度を上回ったことは、町税の徴収に努力された結果であると評価できる。

会計課。

データ一括伝送方式に変更したことは、正確かつ迅速な会計事務執行につながった。あわせて、備品管理システムの機能改善も図ってほしい。

企画政策課。

九州中央自動車道路の早期完成を目指し、要望活動や総決起大会等が盛んに行われている。町民の盛り上がりが大切であり、今後とも関係町村と連携を進められることを望む。また、大矢野原演習場周辺対策事業について、地元期成会と地方防衛局、自衛隊と、今後も相互理解が進むようにお願いしたい。

高齢者の免許返納、高齢夫婦や一人暮らし世帯の増加に伴い、ますます買い物や通院に苦勞する町民がふえていくのは目に見えている。地域公共交通会議が平成29年度は2回開催されているが、そこでの議論の課題を早急に整理し、コミュニティバスと地方バスとの連携や、さまざまな交通体系の提案を急いでほしい。

総務課。

自治振興区単位での自主防災組織編制については、積極的に取り組まれている地区がある一方、未組織のところもあり、取り組みの差が見受けられる。豪雨、土砂崩れ、地震等の災害は、いっどこで起きてもおかしくない昨今、小学校単位や公民館単位でも避難所や協力体制の確認を行ってほしい。

教育委員会。

学校教育の中で基礎学力の向上を目標としているが、まだ道半ばである。小・中学校の学力向上とともに、小学校部活動の社会体育への移行、学校給食における食物アレルギーへの対応、複式学級への教諭補助の配置など、学校現場の声を大事にしている。

同和教育においては、今までさまざまな研修により町民の理解も進んでいるが、多くの研修での参加者に固定化が見られる。広がりが見られるように、研修内容をもう少し見直してほしい。

社会教育においては、各種学級が開設され、いきいき大学など町民の関心も高く、現在、高齢者を中心に多くの参加者があり、町民の社会進出に寄与している。また、婦人会が解散した後、各自治振興区女性部を対象に、山都町女性の会連絡協議会が発足した。今後も、未加入自治振興区への広がりを期待する。

支所。

蘇陽、清和両支所において、建物の経年劣化が目立ち始めた。特に空調設備の更新も今後の課題である。支所は、地域の拠点施設であるとともに、避難所としての役割をあわせ持つ施設である。年次計画を立てて、維持管理に努めてほしい。また、合併時の計画に則して職員が削減される中、業務の見直しが不十分である支所の業務について、本庁に一元化できるものは効率化を一層進めるべきである。

**○議長（工藤文範君）** 次に、厚生常任委員長、後藤壽廣君。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** おはようございます。お疲れでございます。

厚生常任委員会関係の決算につきまして、御報告申し上げます。

まず、（１）福祉課でございます。病後児保育は、平成29年9月から、山都みらい保育園において運営されている。実績は、登録25件、利用6人と低調であった。保育園の中にあるため、利用者が限られることもあると考えられる。病後児保育の利用方法について、周知が足りていないことや、利用手続の不便さなど改善点も多い。今後の利用について、もっと研究を進めるべきである。

次に、学童保育について。平成30年度末に小学校の部活動が終了するに当たって、学童保育の需要が増加すると思われる。各施設とも個別の課題を抱えており、環境整備にさらに注意を払う必要がある。

（２）健康ほけん課。国民健康保険の医療費負担額の上位は、1番が精神疾患、2番目に筋・骨疾患、3番目にがん、4番目に腎不全（透析治療）でありますけれども、この順であります。精神科の受診が多いことに驚くとともに、少しでも患者を少なくするような取り組みの必要性を感じました。

国民健康保険税など、町民の負担を増加させないように、日ごろからの健康づくりと、住民健

診の受診率の向上により、病気の早期発見、早期治療を促し、重症化させないことが重要である。平素から町民が健康づくりに取り組みしやすいような環境整備が望まれる。

(3) 人権センター。人権センターは児童館ともに利用者の減少が進んでいるが、健康ルームに設置されていた健康器具、ヘルストロンの故障による使用中止も大きな理由のようだ。健康増進や交流の場として再考していただきたい。

子どもランチ事業を、全町的に拡大できるような取り組みも望まれるが、人権センターのみでの努力では無理である。町全体の交通網の整備等を絡めながら考えていく必要がある。

人権センターは指定緊急避難所となっているが、建物の老朽化と周辺の環境（排水構造）の不備が深刻である。

(4) 環境水道課。環境衛生費の不用額2億4,000万程度、執行率84.9%については、熊本地震の災害廃棄物処理事業費が、県の見込み額より少なかったものと説明があった。本町は木造家屋が多く、瓦礫発生量が少なかったことが理由である。

以上で、厚生常任委員会の報告を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 次に、経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

**○経済建設常任委員長（藤原秀幸君）** 経済建設常任委員会の関係の報告をさせていただきます。経済建設委員会は、29年度の特筆すべき事業、また、始まった事業を中心に、審査報告書を書かせていただきました。

1、農業委員会。

改正農業委員会法の施行に伴い、19人の農業委員と28人の農地利用最適化推進委員が誕生した。農地等の利用の最適化の推進が、さらに図られるよう期待したい。

2、農林振興課。

平成28年災、平成29年災のいずれも入札の不調、不落が相次ぎ、契約件数は低い水準にあり、厳しい状況である。被災した農林業者が今後も安心して経営を継続できるように、しっかりと対策を講じてもらいたい。

また、新たに始まった安心安全農業推進プロジェクトについては、有機農産物の販路の確保・拡大を図り、有機農業者の増加につなげてほしい。

3、山の都創造課。

平成29年4月に開館した山都町観光文化交流館は、年度中においては2万人を超える利用者があったということである。10月から山都町観光協会との協定に基づき、協力して運営が行われているが、民間活力を中心に、また有効に活用して、町の活性化につなげていただきたい。

新たに、若者向け定住促進住宅用地分譲事業が始まり、今後とも譲渡価格や優遇策の十分な検討を重ね、完売に向けて努力をお願いしたい。

4、建設課。

公共土木施設災害復旧事業については、受注業者や資材の不足、高騰等の課題はあるが、引き続き完工に向け努力を願いたい。

以上、経済建設関係の報告を終わります。

○議長（工藤文範君） 次に、総務常任委員長、飯開政俊君。

○総務常任委員長（飯開政俊君） では、連合審査の結びを申し上げます。

合併して13年が経過した。この間、町内三大祭りを初め、さまざまな行事を通じた交流により、町民の一体感が醸成されてきた。また、普通会計における起債残高は、合併当初の179億7,208万1,000円から90億8,723万9,000円までに減少したことにより、財政健全化の判断基準、経営収支比率、実質公債費比率においても良好な数値が表れている。しかし、その間、新しい事業が抑制され、また、計画未達部分も多く残っており、人口の減少にも拍車がかかっている。

そうした中、行政がこれまで農業分野に対して実施してきた助成事業が、今日、成果としてあらわれ、販売実績が着実に伸張し、町の税収増につながっている。しかしながら、合併算定がえにより歳入が年々減少していくことに伴い、今後とも、事務事業の見直し、効率化はもとより、職員研修、職員提案制度などの取り組みにより、職員の意識改革に向けた職場環境づくりに努めてほしい。

最後に、引き続き早期の災害復旧に向けて、全力で取り組んでいただくとともに、九州中央自動車道路の開通を好機として、未来につながる新しいまちづくりに邁進していただきたい。

○議長（工藤文範君） 報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

2番、西田由未子君。

○2番（西田由未子君） 行政報告にありましたことについては、先ほど報告されたので、ここに盛り込めるはずもないので、お尋ねをします。

○議長（工藤文範君） 委員長の報告、今の決算報告についての質問だけです。

○2番（西田由未子君） どこで質問したらいいのでしょうか。これ、そのまんま、ああ、そうですねって言って、流れていくわけですか。この行政報告については。

○議長（工藤文範君） それは、また後での問題ですから、また。

○2番（西田由未子君） 後でできるんですか。

○議長（工藤文範君） きょうは、この時点はだめですよ。この決算報告についての質疑です。

○2番（西田由未子君） 書きようもないことなのでということで、お尋ねをしたかったんです。

○議長（工藤文範君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） これで質疑を終わります。

これから認定第1号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は認定とすべきとするものです。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（工藤文範君） 異議なしと認めます。

したがって、認定第1号「平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について

て」は、認定することに決定しました。

---

**日程第4 認定第2号 平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第4、認定第2号「平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」を議題とします。

本案について委員長の報告を求めます。

経済建設常任委員長、藤原秀幸君。

**○経済建設常任委員長（藤原秀幸君）** 委員会審査報告書。

認定第2号、平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について。

本委員会に付託された平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定については、審査の結果、次の意見を付けて、利益の処分案については可決すべき、また、決算については認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

平成29年度山都町水道事業決算においては、上水道事業の決算の認定にあわせ、地方公営企業法第32条第2項の規定により、同事業の当該利益の処分について議会の議決が求められている。

審査の結果、4,120万5,703円を利益剰余金に組み入れるとする処分案については妥当と認め、当該利益の処分案については可決すべきものと決定した。

また、決算については、監査委員の審査意見書を踏まえ検討した結果、執行の状況、係数の精度、事業の適否については、これを妥当と認め、認定すべきものと決定した。

平成32年度から簡易水道事業と上水道事業が統合され、新たな地方公営企業会計制度が始まる。円滑な移行ができるよう準備に万全を期されたい。

以上です。

**○議長（工藤文範君）** 委員長の報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第2号を採決します。

お諮りします。

本案に対する委員長の報告は、可決及び認定とすべきとするものです。本案は委員長報告のとおり、可決及び認定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第2号「平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について」は、原案のとおり可決及び認定することに決定しました。

---

**日程第5 認定第3号 平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第5、認定第3号「平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について」を議題とします。

本案について、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、後藤壽廣君。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** 病院関係について、委員長審査報告をさせていただきます。認定第3号、平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について。

本委員会に付託された平成29年度山都町病院事業会計決算については、審査の結果、次の意見を付して認定すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

意見。

平成29年度山都町病院事業会計決算は、入院患者の増加、地域包括ケア病床（57床のうち10床）の導入、外来患者は減少したものの、医療費の増額等により1億1,000万円程度の黒字収益となった。院長を初め、職員の努力が結実した結果である。しかしながら、平成30年度から6,000万を超える建設費用の償還が本格化するため……。

**○議長（工藤文範君）** 委員長、済みません。文章どおり正確に読んでください。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** はい。

さらなる経営努力が必要である。

平成28年度までの過年度未収金は、1,252万6,952円である。督促状の送付や自宅訪問など、未収金回収の努力もされているが、まずは、未収金発生の防止にも努めてもらいたい。

**○議長（工藤文範君）** 済みません、委員長、金額のところから、ちょっとお願いします。金額が間違っと思ったみたいです。

**○厚生常任委員長（後藤壽廣君）** 1億1,000万ですね。

医療費の増額等により、1億1,146万3,292円の黒字収益となった。院長を初め、職員の努力が結実した結果である。しかしながら、平成30年度から6,000万円を超える建設費用の償還が本格化するため、さらなる経営努力が必要である。

平成28年度までの過年度未収金は、1,252万6,952円である。督促状の送付や自宅訪問など、未収金回収の努力もされているが、まずは、未収金発生の防止にも努めてもらいたい。

本町唯一の救急告示病院であることは重要であり、周辺町村との連携強化も進めていただきたい。

以上で、審査報告を終わります。

**○議長（工藤文範君）** 委員長報告が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 質疑なしと認めます。

これから認定第3号を採決します。

お諮りします。

この決算に対する委員長の報告は、認定とするべきとするものです。これに御異議ありません

か。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、認定第3号「平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について」は、認定することに決定しました。

次に、町長から発言の申し出がっております。

これを許します。

町長、梅田穰君。

**○町長（梅田 穰君）** お許しをいただきましたので、一言、お礼を申し上げます。

ただいま平成29年度の一般会計、特別会計、水道事業会計及び病院事業会計の決算につきまして、認定の決定をいただきました。まことにありがとうございます。

各委員会におかれましては、熱心な御審議と現地調査等による確認をいただきました。厚くお礼を申し上げます。また、審査課程での御指摘、御指導がありました事項につきましては、十分留意しながら、今後も適切な予算執行を図り、効率的、効果的な行財政運営に、なお一層努力をいたす所存でございます。

今後とも、御指導、御支援を賜りますよう、お願い申し上げます。お礼の言葉とさせていただきます。ありがとうございました。

---

#### **日程第6 各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について**

**○議長（工藤文範君）** 日程第6、「各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について」を議題とします。

会議規則第75条の規定により、お手元に配付しました申出書のとおり、各委員長から閉会中の継続調査の申し出がありました。申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

**○議長（工藤文範君）** 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。

本日の会議を閉じます。

これで、平成30年第3回山都町議会定例会を閉会します。

---

閉会 午前10時38分

平成30年9月定例会に議した事件のてんまつは、次のとおりである。

報告第10号 平成29年度山都町財政健全化判断比率等報告書について

9月6日 報告 済

議案第50号	山都町水道事業給水条例及び山都町簡易水道等事業給水条例の一部改正について	9月12日	原案可決
議案第51号	山都町立小・中学校設置条例の一部改正について	9月12日	原案可決
議案第52号	平成30年度山都町一般会計補正予算（第2号）について	9月12日	原案可決
議案第53号	平成30年度山都町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について	9月12日	原案可決
議案第54号	平成30年度山都町介護保険特別会計補正予算（第1号）について	9月12日	原案可決
議案第55号	平成30年度山都町簡易水道特別会計補正予算（第2号）について	9月12日	原案可決
議案第56号	工事請負変更契約の締結について	9月12日	原案可決
議案第57号	熊本県後期高齢者医療広域連合規約の一部変更について	9月12日	原案可決
議案第58号	字の区域の変更について	9月12日	原案可決
議案第59号	山都町過疎地域自立促進計画の変更について	9月12日	原案可決
同意第3号	山都町名誉町民選定について同意を求める件	9月12日	原案同意
議案第49号	町道廃止について	9月27日	原案可決
認定第1号	平成29年度山都町一般会計及び特別会計歳入歳出決算の認定について	9月27日	原案認定
認定第2号	平成29年度山都町水道事業会計利益の処分及び決算の認定について	9月27日	原案可決 原案認定
認定第3号	平成29年度山都町病院事業会計決算の認定について	9月27日	原案認定
議長報告	各常任委員会、議会運営委員会及び特別委員会の閉会中の継続調査申出について	9月27日	原案可決

会議規則第120条の規定によりここに署名する。

山都町議長

---

山都町議員

---

山都町議員

---